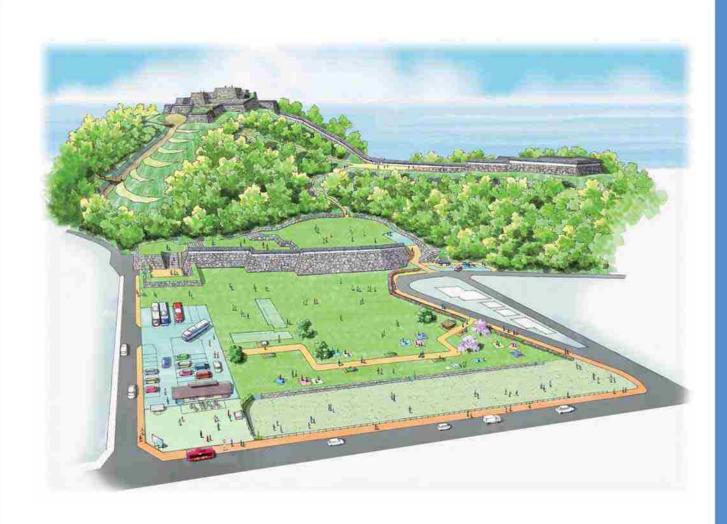
史跡米子城跡整備基本計画 ~三の丸編~



令和4年(2022年) 11月 鳥取県米子市



米子城跡三の丸古写真(鳥取県立公文書館蔵)



三の丸遺構確認発掘調査風景(北から)

序文

米子城は、天正19年(1591)頃に吉川広家が築城を開始し、慶長7年(1602)頃 なかむらかずただ 中村一忠によって完成したといわれる、山陰地方で他に先駆けて築かれた本格的 な近世初期の城郭です。城の縄張りや石垣などは往時の姿をよくとどめており、 平成18年(2006)に国史跡「米子城跡」として指定を受けました。

天守跡からは秀峰大山や日本海、隠岐諸島、米子市街地、弓浜半島、中海、中国山地などの360度のパノラマが展開し、本市中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとして多くの市民、来訪者に親しまれています。

本市では、この米子城跡が有する価値を明らかにし、今後の整備の基本的な考え方と方向性を示すために平成31年(2019)に「史跡米子城跡整備基本計画」を 策定いたしました。

令和3年(2021) 3月、米子城跡三の丸の一部にあたる旧湊山球場敷地について、国史跡米子城跡の追加指定の答申を受けました。このことは、本市が施策の柱として掲げます「歴史と文化に根差したまちづくり」の推進に大きく寄与するものと考えており、ご協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝いたします。

追加指定地を確実に保存・管理し、後世にしっかりと継承するとともに、より多くの人が米子城跡に来訪し、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう、「史跡米子城跡整備基本計画~三の丸編~」を策定いたしました。湊山球場のあった三の丸が国史跡の追加指定されたことにより、内堀、三の丸、二の丸、本丸という米子城跡の全体像を実感できることになり、これまで以上に米子城跡に親しんでいただき、魅力に触れていただけるよう三の丸の整備を進めてまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さま、長期にわたり様々な視点でご検討いただきました史跡米子城跡整備検討委員会委員の皆さま、ご指導、ご助言をいただきました文化庁、 鳥取県など、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和4年(2022)11月

米子市長 伊 木 隆 司

例 言

- 1 本計画は、「史跡米子城跡整備基本計画」(平成31年)策定後、令和3年3月に国史跡 として追加指定された三の丸地区に関する整備基本計画の報告書であり、「史跡米子城 跡整備基本計画」の別編である。
- 2 本計画は、基本的には米子城跡のうち追加指定された旧湊山球場敷地である三の丸及 び内堀の一部を対象区域としているが、既指定地(平成18年1月指定)に関する事項 についても時点修正を行っている。
- 3 策定にあたっては、史跡米子城跡整備検討委員会に諮り、各委員には、委員会での協 議以外においても、専門的見地からの指導を現地等で随時いただいた。また、文化庁、 鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課の指導助言を受けた。
- 4 本書に掲載した図版は、米子市教育委員会及び米子市において所有、作成したものを 中心に使用したが、一部で既知の文献や業績の成果を使用させていただいた。
- 5 本書にかかる諸記録は、米子市経済部文化観光局文化振興課において保管している。
- 6 本書の策定にあたり、鳥取県埋蔵文化財センター、鳥取県立博物館、鳥取市教育委員会、 安来市教育委員会、米子市立山陰歴史館、米子市埋蔵文化財センターから協力と助言を いただいた。

整備基本計画 三の丸編(三ノ丸) 目 次

・巻頭カ		
第1章	整備基本計画三の丸編策定の経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •
	第1節 整備基本計画三の丸編策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •
	第2節 整備基本計画三の丸編策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3節 整備基本計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4節 上位・関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第5節 整備検討委員会の設置と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章	指定状況	
	第1節 史跡指定及び追加指定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2節 既指定地の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1 指定告示及び指定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 指定説明	
	第3節 追加指定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1 追加指定告示及び指定理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 土地等の所有関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 管理団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4 公有化の経緯・・・・・・	
第3章	追加指定地等の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1節 追加指定地等の調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1 三の丸について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 絵図から見た近世の三の丸の変遷 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	3 廃城後の三の丸、内堀の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4 発掘調査	
	5 二の丸枡形石垣調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6 保存整備事業に伴う園路遺構内容確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7 微地形図の作成(赤色立体図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2節 調査研究の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1 現状······ 2 課題・委員などからの提言 ·····	
	the state of the s	
	1 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4節 活用整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 課題・委員などからの提言	
第4章		
210 1		
	1 米子城の構造を理解する上で重要な郭 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 地下に良好な状態で江戸時代の遺構が保存されている地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3 中心市街地における市民の憩いの場	5
	第2節 整備の理念、基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3節 追加指定地(三の丸)の整備基本計画	59
	1 全体計画	
	2 三の丸個別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5章	既指定地の整備計画の時点修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1節 二の丸枡形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2節 動線計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6章	サイン類に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1節 基本的な考え方と整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7/2 - ÷	第2節 米子城跡サイン類デザインルール · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第7章	事業計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1節 短期整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第 2 節 中期整備計画······ 第 3 節 長期整備計画·····	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第4節 事業費の想定······ 史跡米子城跡整備事業スケジュール ·····	
>		
	※ ∅ 与 Ҳ 耐 関係 資料	

第 1 章 整備基本計画三の丸編策定の経緯と目的 第 1 節 整備基本計画三の丸編策定の経緯

米子城は、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭で、慶長7年(1602)頃完成したといわれており、松江城に先立つこと 10 年、山陰で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城郭である。中世の砦と伝えられる飯山を取り込んで、中海に面する標高 90.1mの湊山(城山)山上の本丸と山麓の二の丸・三の丸を中心に、背後に中海を有した湊山全体を天然の要害として築かれた平山城である。江戸時代を通じ、伯耆の政治的、経済的な中心として存在し、当地方の歴史理解の上で欠かすことのできない貴重な存在である。明治時代になり、天守や門、櫓等の城郭を構成していた建造物や構築物が破却され、城の縄張りは大きな改変を受けておらず、近世初期の城郭遺跡としての形態をよく残している。城跡は中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとなっている。

また、関連する文献・絵図史料も豊富に残され、戦国末期から近世初期の築城技術を知るうえで重要であるとして、昭和52年(1977)4月には、「内堀の内側で城の中枢域」のなかで、条件の整わなかった三の丸(市営湊山球場)、深浦、出山部分を除いた区域、すなわち本丸、内膳丸、二の丸を市指定史跡とし、その後、平成17年(2005)7月に国指定に係る意見具申を行い、平成18年(2006)1月に、同じ範囲で国指定史跡の指定を受けた。

こうした状況の中で、米子市では、米子城跡の保存や活用、整備、運営体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、『史跡米子城跡保存活用計画』を平成29年(2017)3月に策定し、この保存活用計画を踏まえ、史跡米子城跡の保存並びに活用に関する『史跡米子城跡整備基本計画』を平成31年3月に策定した。この両計画においても、除外されたエリアについても既指定地と同等の「内堀の内側で城の中枢域」と位置づけ、城郭の構造及び全体像を理解するために重要な区域であり、追加指定の公有化の方針を述べている(鳥取県米子市教育委員会2017、2019)。

以上の経緯に基づき、平成 31 (2019) 年 3 月 『史跡米子城跡整備基本計画』を策定する一方で、三の丸の中枢域である市営湊山球場の廃止、敷地の追加指定への取組を進めた。

市営湊山球場は、米子城跡内郭の中でも三の丸の中心部に位置しており、米子城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するために重要な地域であり、廃城後、後藤グラウンド、その後、昭和 28 年 (1953) に市営湊山球場となり、大きな建物などの建設を免れてきた。上記両計画においても、追加指定を検討する区域と位置付けている。その後の米子城跡の保存と活用に対する気運の醸成とともに、米子城跡の重要性を理解いただいた地権者の協力を得ることとなり、追加指定に向けて、令和 2 年 9 月に野球場を廃止し、一方で令和 2 年 7 月 3 日に追加指定の意見具申を行い、令和 3 年 3 月 26 日に追加指定の告示を受けた。当初史跡指定面積は 135, 131. 55 ㎡、追加指定面積は 23, 993. 49 ㎡であり、史跡指定の総面積は 159, 125. 04 ㎡となっている(※公簿上の面積であり、概数)。

これを受け、追加指定地の整備が喫緊の課題となり、当初段階の整備基本計画のスケジュールの時点修正の必要性が生じた。そこで、追加指定地の今後の保存、活用に関する整備基本計画の策定、及び既指定地の時点修正計画をまとめたものを『史跡米子城跡整備基本計画~三の丸編~』(以下『三の丸編』)として策定することとなった。

なお、深浦郭、出山、飯山等の追加指定については、将来的な課題となっている。

これまでの整備及び各種計画など

平成 20 年 (2008) 8月	『史跡米子城跡整備計画基本構想案』策定(その後凍結)
平成 27 年(2015)4月~	: 米子城整備事業に伴う遺構調査、史資料調査 (継続中)
平成 29 年(2017)3 月	『史跡米子城跡保存活用計画』策定
平成 31 年(2019)3 月	『史跡米子城跡整備基本計画』策定
令和 2 年 (2020) 9 月~令	市営湊山球場廃止、外野スタンド(レフト側)撤去工事、三の丸駐車場整備
和3年3月	
令和3年(2021)	整備計画の一部見直し
	・短期計画の中でも球場廃止後に追加指定された、三の丸を最優先に整備する。
	・旧湊山球場のスタンド撤去工事を実施(センター~ライト、1 塁~3 塁)
	・追加指定地の民有地買上げ(国、県補助)

第2節 整備基本計画三の丸編策定の目的

米子市には、特色ある風土に育まれた歴史的文化遺産として有形・無形の文化財が数多く存在している。これらを適切に保存し、次世代に継承していくために、国、県、市による指定文化財として保存を図ることはもとより、調査研究により文化財の価値を高め、積極的に情報発信し利活用を測ることでそれらの魅力を伝え、市民や来訪者が学び、親しむことができる環境つくりに努めている。

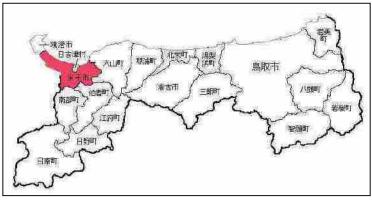
中でも、地域を代表する歴史文化遺産の一つである史跡米子城跡の保存・管理・活用・整備を適切かつ、確実に進めていくためには、施策の性質、段階の応じての計画策定が不可欠である。整備基本計画は、整備活用事業の内容及びその実現方法、課題等について詳しく示したものであり、保存活用計画に基づき示された整備基本構想において展望した事業の方向性・目標を踏まえ、適宜、見直しを行うとともに、より実現性の高い内容及び方法を肉付けし具体的に示したものである。

史跡米子城跡については、「史跡米子城跡保存活用計画」(平成 29 年 3 月策定)において示された保存・活用の理念と基本方針に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産である米子城跡を適切に保存し、確実に次世代にその価値を継承するとともに、市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としてより魅力あるスポットとなるよう城跡の遺構群の視覚的な顕在化等を目指した「史跡米子城跡整備基本計画」が平成 31 年 3 月に策定された。

本書の『三の丸編』は、令和3年3月26日に指定告示を受けた追加指定地についての整備活用事業の内容及びその実現方法、課題等について示したものであり、当該地を史跡米子城跡の表玄関として、市民や来訪者など人々が集い憩うエリアとなるよう、史跡としての本質的価値の表現や公開施設としての具体的な整備へ向けた考え方や計画を示すものである。また、既指定地を含めた史跡米子城跡全体の整備スケジュールの時点修正や、サイン類、園路等の具体的な整備計画を示すものであり、本編と共に、今後の米子城跡の保存・活用の指針となるものである。

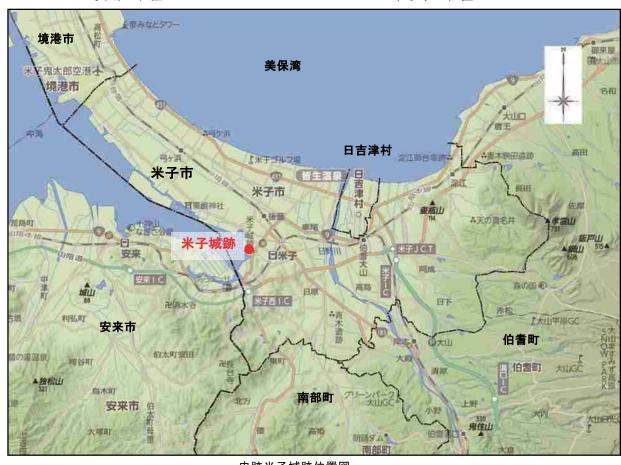
球場跡地である追加指定地は、中心市街地にありながら廃城後、大きな開発を免れた場所であり、令和3年度から球場施設撤去後の遺構確認発掘調査の結果、地下に米蔵基礎や導水施設、内





鳥取県の位置

米子市の位置



史跡米子城跡位置図

堀の石垣などの遺構が次々に確認され、三の丸のオフィシャルな空間の姿が地下に良好に遺存していることが判明した。ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中枢部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、内堀、三の丸から本丸までの城内を一連のものとして理解できるロケーションは、米子城を正しく理解するうえで貴重である。これら貴重な遺構を後世に残すべく、また、そこからのヴィスタを後世に残すため、史跡公園(三の丸広場)として整備を進めているところである。三の丸広場は、米子城跡の表玄関として、その歴史的、文化財的な価値を市民、観光客に分かりやすく伝える役割を持つ場所となる。そのため、十分な遺構保護層を設けたうえで、遺構の復元展示や便益施設(簡易ガイダンス施設、トイレ)案内表示(サイン類)などを整備していき、来城者にその価値を十分に理解していただくことが重要である。

一方、三の丸広場は中心市街地の貴重な空間でもあることから、人と自然の共生する環境や景観づくり、都市の安全面及び防災面の確保などの様々な役割を、史跡の本来的な価値の保存と両立を図りながら果たしていくことも大事である。三の丸広場を各種イベント会場や、災害時の緊急避難場所、物資供給場所などの防災拠点として利用することも考えられる。また、隣接する鳥取大学医学部附属病院に通院や入院されている方々の憩いの場所として、多目的な利用ができる広場として整備を進めれば、史跡を幅広く活用することができる。単なる史跡保護だけでなく、様々な人がそこに親しめるような史跡にしていくことが重要と考える。

整備基本計画策定後は、順次、基本設計→実施設計→整備工事と事業を進めていくことになる。

第3節 整備基本計画の対象範囲

(1)対象範囲

整備基本計画の対象範囲は、米子城跡の内堀の内側(内堀を含む内郭)の約 30ha とする。なお、整備の現状を踏まえ、対象地区を以下の 4 区域に分けて記載する。

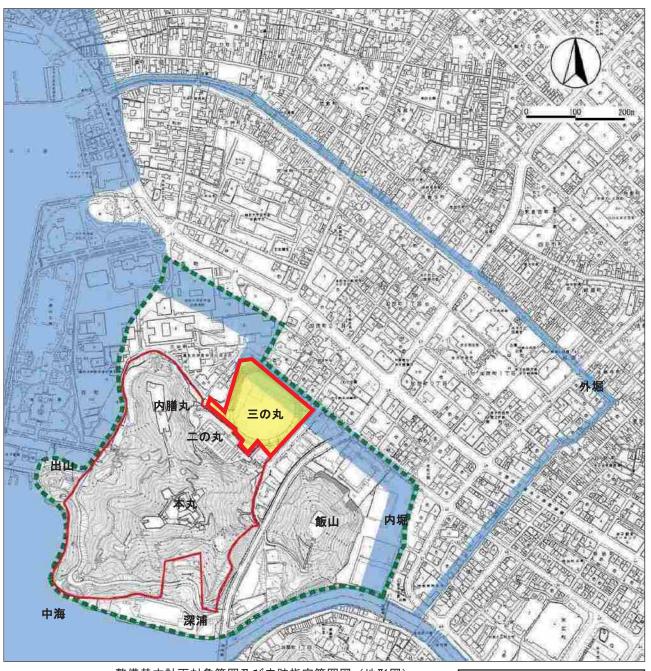
①追加指定地区:三の丸のうち追加指定された旧湊山球場を中心とする範囲

②既指定地区:本丸、二の丸、枡形

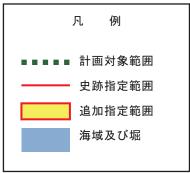
③未指定地区:深浦、飯山、出山地区

(2)計画期間

当初の策定に従った令和元年度~15年度の15年間とする。初期の5年間を短期計画、続く5年間を中期計画、その後を長期計画とする。ただし、今後の社会情勢の変化や整備の進捗を鑑み、史跡追加指定の進捗状況を勘案し、適宜計画の見直し及び事業の修正をおこなう。

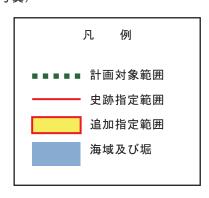


整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図(地形図)





整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図(航空写真)



第4節 上位・関連計画

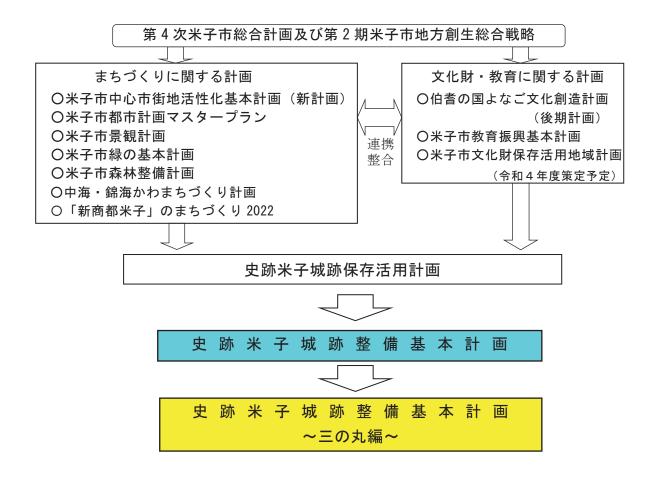
米子城跡の整備は、本市の最上位計画である「第 4 次米子市総合計画及び第 2 期米子市地方創生総合戦略 (愛称:米子市まちづくりビジョン)」において、「市の将来像『住んで楽しいまちよなご』を実現するためのまちづくりの基本方向として、「米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信」を位置づけ、その計画目標として、①遺構の保護や来訪者の安全確保等に向けた整備の推進、②米子城跡の魅力発信に向けた各種事業の展開を掲げている。

また、「伯耆の国よなご文化創造計画(後期計画)」においては、米子城跡整備事業を「米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの提供、様々なイベントの実施等多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進める事業」として位置付けている。

さらに、「中心市街地活性化基本計画 (新計画)」においても、歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくりのための施策として取り込む等、米子城跡の保存活用については、次に示すように、総合計画を頂点とした本市のさまざまな分野における計画との関わりがある。

上位・関連計画一覧表

	名 称	内容	策定・改訂年月
1	第4次米子市総合計画及び 第2期米子市地方創生総合 戦略 (愛称:米子市まちづくり ビジョン)	第4次米子市総合計画と第2期米子市地方創生総合 戦略を一体的に策定することにより、人口減少や少 子高齢化等の諸課題に迅速かつ柔軟に対応しなが ら、まちづくりを推進している。	令和2年3月
2	伯耆の国よなご文化創造計 画(後期計画)	「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」 をテーマに、基本方針・主要施策を掲げている。	平成 25 年 10 月
3	米子市中心市街地活性化基 本計画(新計画)	米子市の中心市街地活性化の基本方針・目標・骨子 等を掲げている。	平成 27 年 12 月
4	米子市景観計画	景観法及び米子市景観条例に基づき景観行政の区 域、景観形成の基本方針等を定めている。	平成 21 年 11 月
(5)	米子市緑の基本計画	中長期的な観点で都市の緑地の保全及び緑化推進に 関する基本計画を掲げている。	平成 17 年 3 月
6	よなご 2020 プラン 米子市都市計画マスタープラン	旧米子市における都市計画に関する基本的な方針を 掲げている。	平成 16 年 3 月
7	米子市教育振興基本計画	中長期的な視点で教育施策を実施していくため、教 育の基本理念や基本施策を掲げている。	平成 29 年 3 月
8	米子市森林整備計画	計画的かつ適切な森林の整備、森林資源の管理を目 的に、基本方針等を示している。	平成 27 年 4 月
9	中海・錦海かわまちづくり 計画	米子港周辺で実施されている観光、文化・歴史、スポーツ、環境などに係る各種取組みを核として、「河川空間」および「まち空間」のにぎわいを融合させるべく米子港周辺の再整備計画を掲げている。	平成 31 年 3 月
10	「新商都米子」のまちづく り 2022	米子市のまちづくりについて、上記①,④の計画を踏まえ、まちなかと郊外の一体的な発展に寄与する主要な事業の実施及び検討状況を整理したもの。	令和4年3月
А	史跡米子城跡保存活用計画	保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策 を示している。	平成 29 年 3 月
В	史跡米子城跡整備基本計画	保存活用計画(平成 29 年 3 月策定)に基づき、具体的な整備計画や活用方針などを示している。	平成 31 年 3 月
С	史跡米子城跡整備基本計画 ~三の丸編~	本書	令和 4 年 12 月
D	米子市文化財保存活用地域 計画	文化財の保存・活用に関して目指す目標や中長期的 に取り組む具体的な内容を記載したアクション・プラン	令和 5 年度策定 予定



①第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略

(愛称: 米子市まちづくりビジョン) (米子市 令和2年(2020年)3月)

「米子がいな創生総合戦略」の計画期間が令和元年度をもって終了するに当たり、「第 3 次米子市総合計画」の期間満了を待たず、令和 2 年度から始まる新たな計画として第 4 次米子市総合計画と第 2 期米子市地方創生総合戦略を一体的に策定することにより、人口減少や少子高齢化等の諸課題に迅速かつ柔軟に対応しながら、本市のまちづくりを推進するものである。市の将来像『住んで楽しいまち よなご』を実現するため、市政の柱となる 7 つのまちづくりの基本目標を掲げ、それぞれについて、基本計画と主な施策を掲げている。これらのうち米子城跡の保存、活用等に関連するものは、次のとおりである。

火フェの 版 東梅	『住んで楽しいまち よなご』	
米子市の将来像	~新商都米子の創造に向けて~	
	①交通基盤の充実と人が集うまちづくり	②市民が主役・共生のまちづくり
 まちづくりの目標	③教育・子育てのまちづくり	④地産外商・所得向上のまちづくり
	⑤歴史と文化に根差したまちづくり	⑥スポーツ健康まちづくり
	⑦災害に強いまちづくり	

まちづくりの目標	基本計画	米子城跡の保存、活用等に関連する主な施策
交通基盤の充実と人 が集うまちづくり	中心市街地のにぎわい創出	・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成・「中海・錦海かわまちづくり計画」に基づくまちづくりの推進

教育・子育てのまち づくり	ふるさと米子に学び、ふ るさとへの愛着や誇りを もつ人材の育成を図る	・米子の豊かな自然や歴史・文化遺産、先人の業績などを学ぶふるさと教育の充実 ・高等学校などと連携したふるさと教育の推進 ・地元企業や民間団体と連携したふるさと教育の充実
地産外商・所得向上	地域資源を活用した観光 施策の推進	・米子城跡・城下町観光の推進
のまちづくり	シティプロモーションの 推進と関係人口の拡大	・ふるさと教育と連携した郷土愛の醸成
歴史と文化に根差したまちづくり	米子城跡の保存・活用・ 整備と魅力発信	・遺構の保護や来訪者の安全確保等に向けた整備の推進・米子城跡の魅力発信に向けた各種事業の展開
災害に強いまちづく り	快適な生活環境の整備、 豊かな自然環境の保全、 防災・減災に取り組む	・地域防災力の充実強化・環境保全活動の推進

②伯耆の国よなご文化創造計画(後期計画) (米子市 平成 25 年 (2013) 10 月)

「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、平成 19 年 (2007) 3 月に「伯耆の国よなご文化創造計画」を策定した。その後、前期における進捗状況や成果、課題等を踏まえ、平成 25 年 (2013) 10 月に、後期計画 (平成 25~31 年度)を策定している。

後期計画では、次のとおり 3 つの基本方針の下に 7 つの主要施策を掲げており、そのうちの「歴史関連施設の整備・活用」における主要施策の一つとして、新たに米子城跡整備事業を掲げ、米子城跡の計画的な保存・整備に努めるとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場を始め、市民への憩いや安らぎの場の提供、様々なイベントの実施等、多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進めることとしている。

基本方針	主要施策
(1)文化活動・人材育成の推進	①歴史・文化資産の活用 ②文化芸術活動への支援 ③文化芸術に親しむ機会の提供
(2)文化施設の整備・活用	①文化芸術施設の整備・活用 ②歴史関連施設の整備・活用
(3)文化情報ネットワークの充実	①文化関係情報の充実 ②ネットワーク機能の充実

③米子市中心市街地活性化基本計画(新計画) (米子市 平成 27 年 (2015) 12 月)

JR米子駅周辺、古くから形成されている商店街、城下町の町割りの跡が残る下町、米子城跡、自然資産である旧加茂川、歴史的・文化的遺産である寺町等を含んだ約 196ha の区域を「中心市街地」として、区域内の活性化を図ることとしている。

前基本計画の取組(平成20年11月~平成26年3月)の結果、課題の一つとして「歴史や文

化、自然資源の活用が不十分」であることがあげられた。

そこで新計画(平成27年12月~平成33年3月)では、米子城跡整備事業を「人が集いにぎわうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するために必要な、「中心市街地にある歴史公園として、多くの市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場を提供するとともに、まちなかの観光スポットとして、まちの魅力を一層高める事業」として位置付けているものである。



④米子市景観計画 (米子市 平成 21 年(2009) 11 月)

米子市が行う景観行政の区域、景観形成の基本方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定め、米子市の優れた景観資源を保全・継承、活用し、新たな景観を創造していくことにより、様々な表情を持つ魅力的なまちづくりを目標としている。

市全域を「景観計画区域」とし、「大山景観形成重点区域」、「弓ヶ浜景観形成重点区域」、「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」の3か所を景観形成重点区域としている。

中でも「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域」は、商都米子の基礎を築いたまちであり、後藤家住宅や旧加茂川沿いの白壁土蔵、町屋筋、寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいが残る区域で、多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまちを景観形成の目標としている。

⑤米子市緑の基本計画 (米子市 平成 17 年(2005) 3 月)

都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画で、米子市の緑全般に関する目標や方針を定め、平成32年(2020)までを計画期間とし、米子城跡が位置する中心市街地地域における「みどり」の将来像を、『花、緑との付き合いから人と人との付き合いを創りだす緑のまちづくり』としている。

米子城跡(湊山公園)については、良好な自然環境を形成しており、風致地区の指定を継続し、郷土景観を有する樹林地としての保全、育成、管理への展開が必要で、また市民のレクリエーションの拠点として、適切に保存と活用を図る必要があると掲げられている。

- ・米子城跡や旧加茂川・寺町周辺の歴史的な町並みと一体となった「商都米子」を象徴する緑 を、市民の共有財産として将来へ引き継いでいけるよう、その保存と育成を図る。
- ・良好な自然(自然植生)を有する粟嶋神社や湊山公園は、貴重なランドマークとしてその保全を図る。

⑥よなご 2020 プラン 米子市都市計画マスタープラン (米子市 平成 16 年(2004) 3 月) 都市計画マスタープランの理念を「自然・文化・人ふれあいのまちづくり」とし、都市整備の方針と地区別整備構想を掲げている。

米子城跡の位置する中心市街地地区については、以下の将来目標とまちづくりの基本的な考え 方を示している。

将来目標	水と緑の中に歴史と伝統を活かし、市民が楽しく集い、内外との様々な交流があるにぎやかなまちづくりを目指す。
ま ち づ く り の 基 本 的 な 考え方	 ・歴史的、文化的な資産や旧加茂川等の貴重な親水空間を活かした、うるおいのあるまちづくりを推進する。 ・商業、業務施設の集積、文化施設の立地と都市型住宅が調和した居住性の高い都市機能の形成を図ることにより、中心市街地の活性化を目指す。 ・道路や公園等の基盤施設の整備を図り、中心市街地として利便性の高い都市空間の形成を図る。

⑦米子市教育振興基本計画 (米子市教育委員会 平成 29 年(2017) 3 月)

米子市における教育の基本理念「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」と 4 つの基本目標を示した「基本構想」及びそれらの基本目標を実現するための取組を示した「基本施策」を掲げているものである。

これらの中で米子城跡等の文化財に関連する施策は、「学ぶ楽しさのあるまち(子どもから大人まで一人一人に創造力と実践力が育まれるよう、様々な体験を通して発見や豊かな学びが獲得できる場の提供に努めるもの)」と「郷土で育む学びのあるまち(米子の豊かな自然や歴史・文化遺産を、保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力を発信し市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めるもの)」の2つの基本目標に掲げる基本施策の中で取組むものである。

基本目標	基本施策	施策の概要
学ぶ楽しさのあ	子どものための文 化財の活用	文化財について、子どもたちが「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感し、理解を深めることができるよう、学校と連携しながら、本物に出会う学習機会の提供と自ら学ぶ子どもへの支援を行うとともに、課外活動や体験活動に対しても積極的に協力する。
るまち	文化財を学ぶ環境 づくり	市民が文化財に触れ、親しみながら学べるよう、文化財の価値や魅力等についての情報提供や資料提供に努めるとともに、生涯にわたって文化財について学べる環境づくりを進め、学んだことを地域社会でいかせるよう支援に努める。
郷土で育む学び	歴史的文化遺産の 保存・活用	地域にある自然や歴史、文化財を貴重な学習資源ととら え、これらの保存・活用を図るとともに、調査、研究の成 果を郷土学習や自然、歴史学習等の学校教育の場にいか す。
のあるまち	文化財の保存・活用	文化財を身近なものとして感じ、文化財に親しむことができるよう、歴史・文化遺産を適切に保護、継承、活用していくとともに、その魅力や価値について周知を図り、理解を深めるため、情報発信等の取組を推進する。

⑧米子市森林整備計画 (米子市 平成 27 年(2015) 4 月)

森林法第 10 条の 5 第 1 項に基づき、米子市の森林整備の基本方針、森林施業の推進方策等を

掲げている。

米子城跡の位置する湊山と飯山は、「保健文化機能維持増進森林」として位置付けられている。 関連する基本方針等は以下のとおりである。

・地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
保健・レクリエー ション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成して いる森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

・森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

	森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
1	健・レクリエー ョン機能	憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広 葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとする。また、その適 切な管理を推進することとする。
文	化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、 その適切な管理を推進することとする。

⑨中海・錦海かわまちづくり計画 (米子市 平成 31 年(2019) 3 月)

米子港周辺で実施されている観光、文化・歴史、スポーツ、環境などに係る各種取組みを核 として、「河川空間」および「まち空間」のにぎわいを融合させるべく、米子港周辺の再整備を

実施する。このなかで米子城跡 及び城下町周辺等を 一体的に 活用するために、当該地の立地 特性を活かし、当該地がモノ・ コト・ヒトの集積点なることで 新たなにぎわいを創出し、地域 活力を生み出すとともに、市民 の潤いをもたらす憩い空間およ び環境学習の場としての活用に より、さらなる地域の水上利用、 水辺空間とのふれあいを促進す ることで、かわとまちが一体と



なった魅力あるまちづくりを推進する。

- ①市民に一層親しまれるシンボリックな水辺空間形成により、経済・観光、文化・歴史、スポーツ、環境における ウォーターフロントの中心地としての位置づけ
- ②「まち空間」の賑わいを「河川空間」に展開する発着場としての機能付加
- ③「河川空間」と「まち空間」の賑わい融合 による新たな価値の創出又は各資源の魅力向上

⑩「新商都米子」のまちづくり2022~まちなかと郊外の一体的な発展を目指して~

(米子市 令和4年(2022)3月)

今後のまちづくりについでは、商都米子の発展のでは、商都米子の発展のでは、方になった「充実した交換」という大変をしたの特性では、大変を一を推進をいまるでは、などを有機のはいる。 一条ではないででは、大変をはいるでは、大変を有機のでは、対したのでは、対したができる。では、対したができるができる。では、対している。



A 史跡米子城跡保存活用計画 (米子市教育委員会 平成 29 年 (2017) 3 月)

保存については、文化財的価値を後世に確実に継承していくために必要な米子城跡の主要な価値(国の史跡に値する歴史的、文化財的、景観的な価値)や、米子城跡を構成する様々な要素の

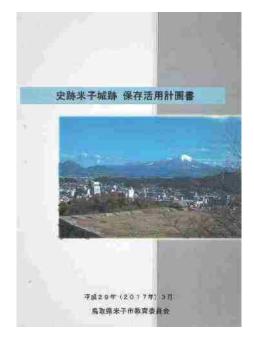
明確化、現状変更に関する取扱いをはじめとした保存の基本 方針が定められている。

活用については、都市公園として市民や観光客の憩いの場、 さらには、城跡の持つ魅力発信のソフト事業を展開する場と して活用されているが、文化財としての保存と活用の両立、 史跡の価値を活かした事業のあり方を検討している。

整備については、樹木の適切な管理、景観の確保、文化財 の保全、便益施設の充実等の課題が挙げられている。

運営・体制については、文化財保護を担当する部局と都市 公園としての維持管理を担当する部局の連携について検討し た。

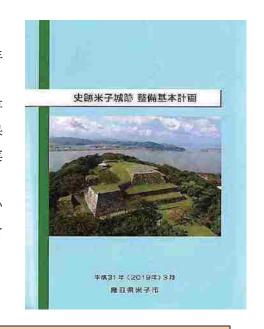
こうした状況の中で、米子城跡の保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、保存活用計画は策定された。



B 史跡米子城跡整備基本計画 (米子市 平成 31 年

(2019)3月)

米子城跡の適切な保存管理や活用の基本方針を示した保存活用計画(平成29年3月策定)に基づき、国や県の史跡保存のための補助金なども活用しながら、史跡米子城跡を確実に保存・管理し、後世にしっかりと継承するとともに、より多くの人に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力について理解を深めるために、具体的な整備計画や活用方針などを定めている。



整備の理念(目標)

①米子城跡の調査研究、将来への継承

米子城跡の全容解明を進め、価値ある歴史的遺産を将来に確実に継承する。

②地域シンボルの顕在化

米子城跡の持つ多様な価値を高める整備を行い、地域のシンボルとしての存在意識を高め、まちづくりに寄与する。

③観光振興・地域活性化への寄与

史跡整備事業により、その価値を顕在化させることで、史跡米子城跡の価値を視覚的に 伝えるとともに、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化 に寄与する。

C 史跡米子城跡整備基本計画~三の丸編~

(米子市 令和 4 年(2022) 12 月)

本書

D 米子市文化財保存活用地域計画 (米子市 令和5年(2023)策定予定)

平成30年の文化財保護法の改正により、新たに制度化された各市町村が文化財の保存・活用に関して目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載したアクション・プラン(計画期間10年)を策定するもの。都道府県による文化財保存活用大綱を勘案して策定するものとされており、文化庁長官の認定を受けることができる。

第5節 整備検討委員会の設置と経過

本計画の策定にあたって、米子市教育委員会では平成 29 年度に設置された学識経験者や地域 住民、公募による市民で構成される「史跡米子城跡整備検討委員会」(以下「検討委員会」)に諮 り、本計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際しては、随時、文化庁や鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推 進課、鳥取県埋蔵文化財センターの指導・助言を得た。

整備検討委員会の構成、審議経過については次のとおりである。

■ 史跡米子城跡整備検討委員会(定数15名)

〇委員(15名)

氏 名	所属・役職等	備考
石倉 准次郎	米子市観光協会事務局長	観光振興
植田和年	久米町自治会長、就将公民館長	まちづくり
小 椋 弘 佳	米子工業高等専門学校建築学科准教授	都市計画
金澤雄記	広島工業大学工学部建築工学科准教授	建築史
神谷要	米子水鳥公園ネイチャーセンター館長	動物学
川越博行	米子観光まちづくり公社理事長	まちづくり
髙 田 健 一	鳥取大学地域学部教授	考古学
田中秀明	米子市文化財保護審議会長	文化財全般
辻 谷 由 美	米子市女性人材バンク、車尾公民館運営委員長	まちづくり
中井均	滋賀県立大学人間文化学部教授	城郭研究
永 松 大	鳥取大学農学部教授	植物学
萩原さちこ	城郭ライター、日本城郭協会理事	城郭研究
林 貞 男	学識経験者	
福田憲保	米子商工会議所(~令和3年度)	まちづくり
濱田駿	米子商工会議所(令和4年度~)	まちづくり
前角達也	学識経験者	

〇指導助言機関等 (オブザーバー)

- 文化庁
- ・鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課
- ・鳥取県埋蔵文化財センター

〇事務局

米子市経済部文化観光局文化振興課

■整備検討委員会などの開催経過

平成31年3月に策定された本整備基本計画策定後、検討委員会については、引き続き整備方 針に係る指針・助言や進行管理を目的として設置を継続することとしている。現在までに10回 の検討委員会を開催し、検討を行った。また、策定期間内に米子市文化財保護審議会、米子市教育委員会及び市議会への説明及び意見聴取等を実施した。

検討委員会

委 員 会	開催日	審議内容
第1回委員会	平成 30 年 2 月 12 日	・整備基本計画の概要 ・整備基本計画対象地域の現地視察 ・整備基本計画(素案)の内容検討
第2回委員会	平成 30 年 6 月 29 日	・整備基本計画 (素案) の内容検討
第3回委員会	平成 30 年 12 月 3 日	・整備基本計画(素案)の内容検討
第4回委員会	平成 31 年 2 月 24 日	・整備基本計画(案)の内容検討 ・整備基本計画(案)の策定
第5回委員会	令和元年 10 月 30 日	・整備基本計画対象地域の現地視察 ・令和元年度の整備事業の報告 ・今後の整備計画の内容検討
第6回委員会	令和2年2月7日	・整備基本計画対象地域の現地視察 ・令和元年度の整備事業の報告 ・令和2年度の整備事業(案)の検討
第7回委員会	令和 2 年 10 月 23 日	・整備の進捗状況についての現地視察 ・令和2年度の整備事業の報告 ・令和2年度のソフト事業の報告 ・令和3年度の整備事業(案)の検討
第8回委員会	令和3年3月15日	・整備基本計画対象地域の現地視察 ・令和2年度の整備事業の報告 ・令和3年度の整備事業(案)の検討
第9回委員会	令和 3 年 10 月 18 日	・三の丸、枡形遺構確認調査の現地視察 ・令和3年度の整備事業の報告 ・令和4年度の整備事業(案)の検討
第 10 回委員会	令和4年3月11日	・枡形遺構確認調査の現地視察・令和3年度の整備事業の報告・令和4年度の整備事業(案)の検討・整備基本計画(素案)の内容検討
第 11 回委員会	令和 4 年 10 月 31 日	・整備基本計画(案)の内容検討 ・三の丸整備、設計についての報告 ・三の丸、二の丸遺構確認発掘調査の報告 ・ダイヤモンド大山観望会の報告



整備検討委員会の様子 (第5回委員会:令和元年10月30日)



整備検討委員会の様子 (第9回委員会:令和3年10月18日)

第2章 指定状況

第1節 史跡指定及び追加指定に至る経緯

米子城跡に関しては、昭和52年(1977年)3月10日の米子市文化財保護審議会の答申を受け、昭和52年(1977年)に米子市史跡に指定された。なお、この時の指定範囲は、本丸、二の丸、内膳丸のうち民有地を除く市有地部分であり、答申には「三の丸、飯山も指定区域に入れること。また、区域内に在る民有地も指定区域に入れること。」との付帯意見が添えられていた。この際の新聞記事には「城山については、湊山球場の一部を含めかなりの民有地があり、今回は民有地を除く指定となった。答申は早急に所有者の了承を取り付け、全区域指定が望ましいという審議委員一致の要望を付記している」との記述がある(昭和52年3月16日付、日本海新聞)。

昭和55年(1980年)頃から、天守を中心に石垣が崩落している箇所が認められ、石垣の積み直しが喫緊の課題となっていたため、国史跡指定へ向けた動きがあったが、その取組みは保留された。その後、平成10年度(1998年)~平成15年度(2003年)に鳥取県教育委員会が実施した中世城館遺跡詳細分布調査を経て、平成16年(2004年)9月の文化庁の中世城館遺跡保存検討会議で国指定候補とされ、指定に向けた取組に着手した。

史跡指定に関する文化庁との協議を踏まえ、国史跡指定範囲については、基本的には「内堀の内側で城の中枢域」とすることになり、昭和52年(1977年)の市史跡指定範囲に、三の丸のうち地下遺構の保存状態が良好であると推定された湊山球場部分、深浦(旧スケートリンク・プール及び山林)及び出山を加えた範囲での検討に着手した。しかしながら、三の丸の中心に位置する市営湊山球場は、市のスポーツ施設のあり方の検討対象地とされていたことから史跡指定予定範囲から当面除外することとなり、さらに、民有地の深浦、出山部分については所有者の同意が得られなかったため、同様に除外することとなった。そのため、三の丸(湊山球場)、深浦、出山部分を除いた区域(旧来の市史跡指定範囲、すべて市有地)での国史跡指定への意見具申(平成17年7月27日)、史跡指定(平成18年1月26日官報告示)となったものである。

これらを踏まえ、平成29年に策定した史跡米子城跡保存活用計画の追加指定と公有化の方針に基づき、市営湊山球場を廃止するとともに、所有者の同意が得られた範囲について、令和2年7月3日、追加指定の意見具申を行い、11月20日答申、3月26日官報告示となったものである。なお、深浦郭、出山、飯山等の追加指定については、将来的な課題となる。

現在の史跡指定面積は総計 159,125.04 ㎡である。

第2節 既指定地の状況

1 指定告示及び指定理由

米子城跡は、平成 18 年(2006) 1 月 26 日に国史跡の指定を受けた。(平成 18 年 1 月 26 日付け文部科学省告示第 4 号)

· 指定年月日: 平成 18年(2006) 1月 26日

· 所在地:鳥取県米子市久米町 96 番地1外 53 筆

・基 準:特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文

化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。

・説 明:戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の 縄張り、石垣、枡形等の遺構が良好に遺存している。関連する文献・絵 図史料も豊富に残されており、戦国末期から近世初期の築城技術を知る 上で重要である。

·指定面積:135,131.55 ㎡

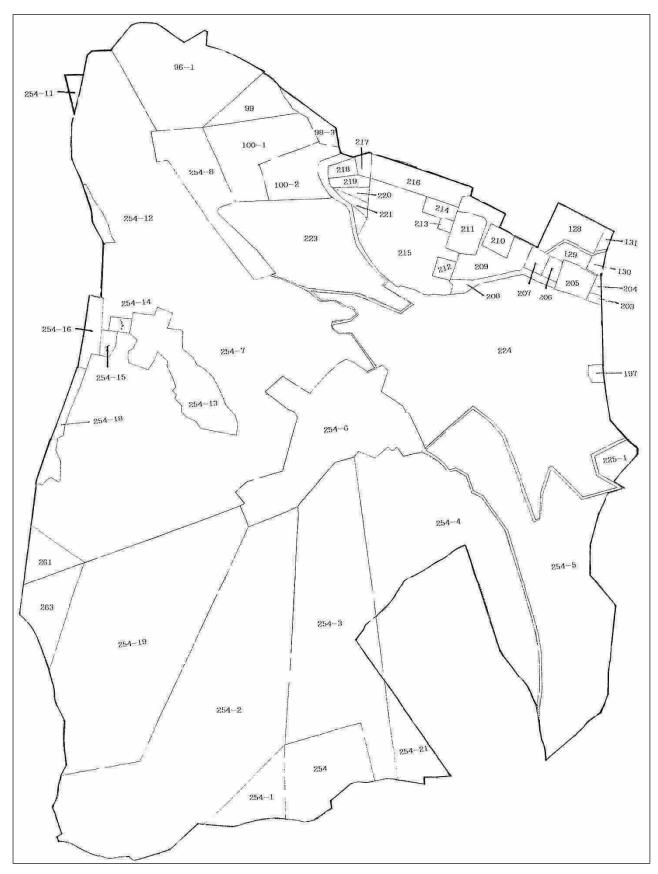
○平成 18 年文部科学省告示第四号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表に 掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年一月二十六日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
米子城跡	鳥取県米子市久米町	九六番一、九八番三、九九番、一〇〇番一、一〇〇番二、一二八番、一二九番、一三〇番、一三一番、一二五番、二〇二番、二〇二番、二〇二番、二〇二番、二〇十番、二〇十番、二〇十番、二一二番、二一二番、二一二十二十二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二



史跡指定地地籍図

2 指定説明

米子城跡は、鳥取県の西部に位置し、米子市街地の西側、中海に突き出す標高約 90mの湊山と標高約 60mの飯山に築かれた近世の平山城跡である。東に大山、西に中海、南に中国山地、北に弓ヶ浜と日本海を望むパノラマが展開する景勝地である。

米子城は、伯耆守護の山名氏が、応仁・文明年間(1467~87)に飯山に砦を築いたことから始まると伝えられている。豊臣秀吉の国分けによって西伯耆、東出雲、隠岐に封じられた吉川広家が、天正 19 年(1591)に西伯耆支配の拠点支城として本格的に築城を開始したが、広家は慶長 5 年(1600)の関ケ原の戦いの結果、周防国岩国に転封された。中村一忠が慶長 6 年(1601)に伯耆 17 万石余の領主として入城し、翌慶長 7 年(1602)に完成した。中村家は慶長 14 年(1609)に断絶し、15 年(1610)に加藤貞泰が6万石で入城した。加藤家は元和3年(1617)に伊予国大洲へ転封となり、米子領は鳥取藩領に編入され、藩主一族の池田由之が3万石余を領する米子城預かりとなった。寛永9年(1632)以後は、家老の荒尾家が代々米子城を預かり、明治2年(1869)に荒尾家から藩庁に引き渡され、明治5年(1872)に廃城となった。

米子城跡は、「荒尾成文家家譜」等の文献・絵図史料が良好に伝えられており、城郭構造をよく知ることができる。東西南北とも約700mの規模で、飯山の南東麓の入り江から湊山北側の中海まで水堀を巡らしていた。湊山の頂上部に総石垣の本丸を配し、北側の尾根上には内膳丸が突き出し、内膳丸の南東麓には政庁が置かれた二の丸が続く。二の丸の南東下には東西約35m、南北約30mと外枡形を構えている。二の丸と内堀の間が三の丸であるが、水堀も埋められ、市街化が進んでいる。飯山は英霊塔が設置され、公園広場として整備されている。本丸跡南下の中海沿いには御船手組が置かれた深浦郭があるが、現在スポーツ施設等に使用されている。城郭建物は明治6年(1873)以降取り壊されたが、天守台等の礎石はそのまま残されている。

米子市は昭和52年(1977)に市史跡に指定し、57年度から59年度にかけて、本丸跡、内膳丸跡等の石垣の解体、積み直しを行った。また、鳥取県西部地震で被害を受けた石垣についても、平

成 13 年(2001)に震災復旧工事 として積み直し等を行った。

米子城跡は、室町時代の砦から始まる平山城跡で、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張り、石垣、枡形等の遺構も良好に遺存している。よって今回は条件の整った本丸跡、内膳丸跡、二の丸跡を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

引用:『月刊文化財 2 月号 (509 号)』 文化庁文化財部監修 平成 18 年 2 月 1 日発行 第一法規株式会社



史跡指定範囲図

第3節 追加指定の状況

1 追加指定告示および指定理由

米子城跡は、令和3年(2021)3月26日に国史跡の追加指定を受けた。(令和3年3月26日付け文部科学省告示第49号)

· 追加指定年月日: 令和3年(2021)3月26日

· 所在地:鳥取県米子市久米町63番地1外64筆

・基 準:特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文 化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。

・説 明:室町時代の砦から始まる平山城で、戦国時代末期から江戸時代まで西伯 耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張りや石垣、枡形等の遺構が良好 に遺存。今回、三の丸の一部を追加指定し、保護の万全を測る。

·追加指定面積: 23,993.49 m²

○令和3年3月26日付け文部科学省告示第49号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表の 左欄の史跡に同表の右欄の地域を追加して指定する。

令和三年三月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

米子城跡 鳥取県米子市久米町 六三番一、六三番三、六四番、六五番、六六番、六七番、六七番、六八番、六八番、六八番、六九番、六九番、七二番一、七二番二、七三番、七四番、一〇一番のうち実測一四九七・七七平方メートル、一〇二番二のうち実測二二・
一八平方メートル、一〇三番のうち実測二六.五五 平方メートル、一〇四番のうち実測七六.三九平方 メートル、一〇四番一、一〇二番、一〇六番、一 ○六番一、一〇七番、一〇七番一、一〇八番、一 ○八番一、一〇九番、一一〇番、一一番一、一 一一番二、一一二番、一一三番、一一五番一、一 一四番、一一四番一、一一五番、一一五番一、一 一五番二、一一五番三のうち実測七三.二一平方メートル、一一六番のうち実測二六九.八七平方メートル、一一六番のうち実測二六九.八七平方メートル、一一七番、一一八番、一一八番一、一一九番、一一八番一、一二一番、一二一番、一二一番、一二一番、一二四番一、一二四番三、一二五番、一二四番一、一二四番三、一二五番、一二十番二



2 土地等の所有関係

既往の史跡指定面積は 135, 131.55 ㎡であり、全域が公有化され、米子市所有となっている。追加指定面積は 23,993.49 ㎡であり、計 159,125.04 ㎡である。

追加指定地の所有関係については、全域が公有化され米子市所有となっている。

3 管理団体

現在のところ、文化財保護法第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた管理団体は存在しない。 今後、米子市が管理団体として保存管理を行う予定である。

4 公有化の経緯

既存の史跡指定地については、昭和8年(1933)(登記は昭和9年(1934))に市内の坂口家(坂口平兵衞意精氏)から米子市に寄付され市の所有となった湊山の約34,000坪の土地及び米子市が昭和17年(1942)頃を中心にそれまでの所有者から買収し取得したものが主となっている。

追加指定地については、米子市所有地が 18,588,81 ㎡、民有地は 5,404.68 ㎡であったが、令和 3 年度に所有者から買収し、公有化している。

第3章 追加指定地等の現状と課題

第1節 追加指定地等の調査概要

1 三の丸について

米子城跡三の丸は山麓部の外郭として二の丸の一段下に構えられた郭である。飯山、湊山、丸山の北側の麓を巡る広大な敷地を内堀で囲った郭で、枡形を持つ大手門、搦手門及び中海に面した鈴門を配す内堀には、大手と搦手門の2か所に橋がかけられており、ここから三の丸に入る。ただし、築城当初の様相は不明な部分が多い。

三の丸の中で追加指定地は、北麓の大手門から入った大手登城路西側のエリアで、絵図によれば、 城を預かっていた荒尾氏の私邸と考えられる屋敷の記載があり、築城初期にも城主の下屋敷等の御殿 が構えられていたと考えられる。このほか番士詰所、作事方詰所、作事小屋、米蔵、蔵屋敷等の施設 が置かれていた。

三の丸の大部分は既に市街化され、鳥取大学医学部附属病院のほか、ホテルやスーパーマーケット、ホームセンター、ガソリンスタンド等の商業施設が建設されているが、今回追加指定の対象地域である三の丸の中心部は昭和 28 (1953) 年に市営湊山球場となり、大きな建物等の建設を免れてきた。なお、内堀は全域、外堀は全長の約 2/3 が埋め立てられ道路等になっているが、地割等の形状はよく残り、城郭の構造、武家地と町家の有り様等を理解できる箇所となっている。

2 絵図から見た近世の三の丸の変遷

現存する米子城絵図のなかで、年代がわかるもので最も古いものは、寛文7年(1667)に幕府への石垣修復願に付せられた『米子城石垣御修覆御願絵図』である。これには、三の丸に廻り縁のつく建物が2棟、また、これを取り囲む壁と2つの門が描かれている。1629年以前に描かれたと推定される『米子城下古絵図』にも同様の建物などが描かれている。元禄3年(1690)の絵図に描かれた城の景観も寛文7年(1667)の絵図とほとんど変化がない。

元禄15年(1702)に作製された絵図も元禄3年(1690)の絵図とほぼ同じである。

ところが、宝永6年(1709)の『伯耆国米子平図』には、当該地に壁の区画は踏襲されつつも内部に「廃宅往年荒尾一学居之」との記述が見られる。一学という名は荒尾氏にはなく、中村一忠の幼名である。また、内堀沿いには蔵屋敷等の記載もみられる。

享保2年(1717)の修復願図でも元禄15年(1702)図とほぼ同じ景観となっている。

元文4年(1739)の『米子御城明細図』では、三の丸には、柴垣状の区画内に「荒尾一学屋敷囲之内五拾間四拾三間」と記され、裏中御門寄りには搦手登城路に沿って「荒尾河内材木小屋」と記された2棟の建物が確認できる。一方、区画外の東側大手登城路筋には米蔵などの多くの建物が認められる。なお、「河内」を名乗るのは5代の荒尾成昭であり、元文4年段階で米子城を預かっており、絵図では二の丸上段郭に「荒尾河内屋敷」と記されている。壁の区画は柴垣状に描かれており、その北側に大手筋から裏中御門へ向かう城内道が赤線で示されている。

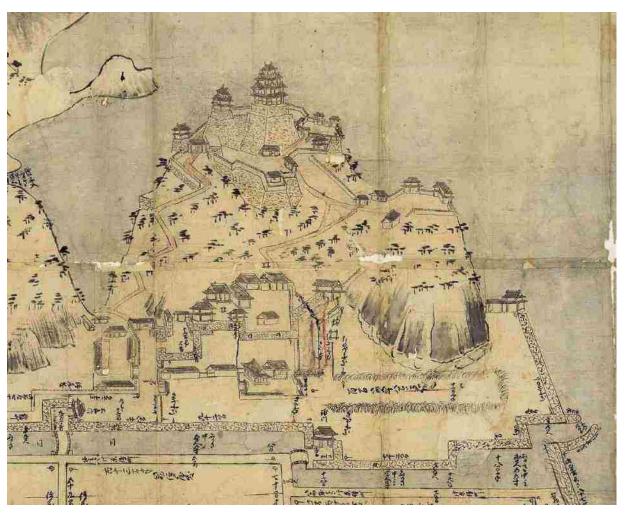
明和2年(1765)頃からの絵図には、二の丸、三の丸についての建物は記載しない旨の指示が出されており、これ以降、嘉永元年(1848)までの絵図には建物の記載がない。

嘉永5年(1852)から2棟の建物の記載が復活し、文久3年(1863)の絵図まで、三の丸の中心的な2棟の建物の記載がみられる。しかし、嘉永5年の絵図は寛文7年系統の絵図を模写したものと考えら

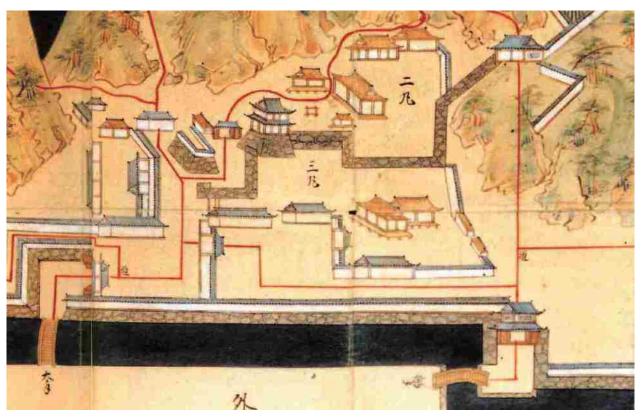
れることから、この時期に建物が存在したかどうかは不明である。一方、『米子御城平図』(江戸末期)には「此地明地」とあり、それを取り囲む塀と藪土手が描かれている。

以上のことから、少なくとも寛文 7 年(1667)の段階では、三の丸に檜皮葺で廻り縁のつく 2 棟の建物が存在したことがわかる。ただし、絵図では二の丸にも中心的な 2 棟の建物が描かれるが、実際は 9 棟から成る二の丸御殿があったことから推測すると、三の丸にも中心的な 2 棟以外に複数棟からなる三の丸御殿があったと考えられる。その後この建物は、宝永 6 年 (1709) までには廃宅となっていたことが窺われる。しかし、区画自体は江戸時代末期まで踏襲され、明地が塀や藪土手で区画されていた。

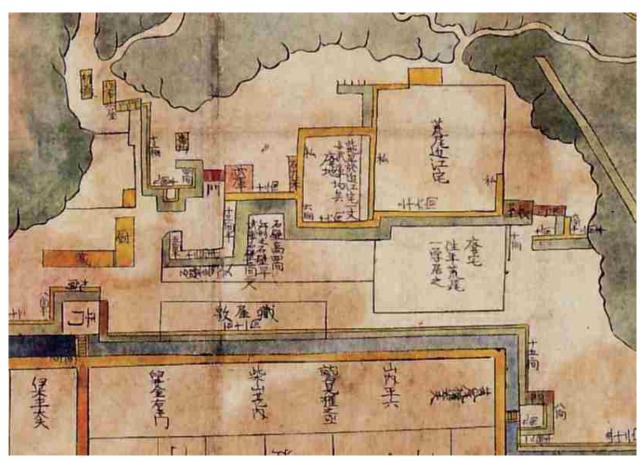
一方、三の丸の区画外の東側部分には、米蔵関連の建物が認められる。寛文7年の絵図では大手登城路脇に東西方向に2棟が並んでいる。宝永6年の絵図では、内堀沿いに百十一間の長大な蔵屋敷が描かれている。その後、元文4年の絵図では枡形北側の大手登城路寄りに斗場を口の字形に囲い込むように米蔵5棟、米道具蔵1棟が、通路を挟んでその北側にも、米蔵と御蔵番人宅が描かれている。江戸末期の絵図においてもこの配置は基本的に変わらないことから、細かい増改築は行われたものの、江戸時代中期から幕末まで、三の丸の枡形北側エリアには米蔵群が集中していたことが推察できる。



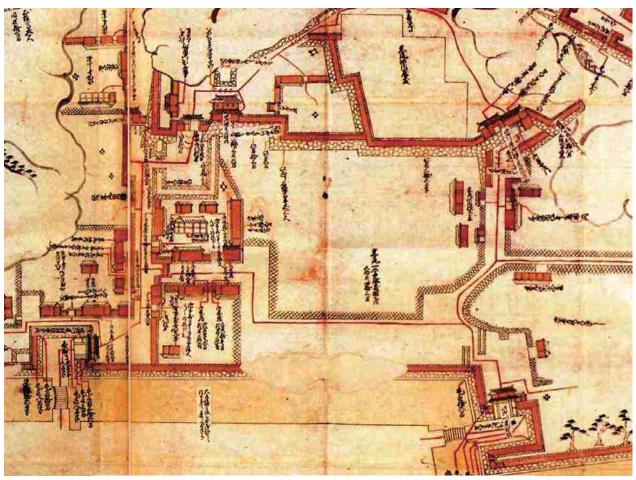
『米子城下古絵図』(部分・江戸前期・米子市立山陰歴史館蔵)



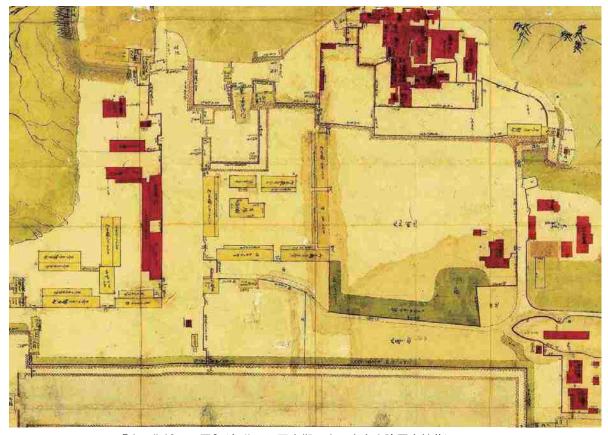
『米子城石垣御修覆御願絵図』(部分・寛文7年 (1667) 6月・鳥取県立博物館蔵 (県博No.998)



『伯耆国米子平図』(部分・宝永 6 年 (1709) 4月9日・鳥取県立博物館蔵 (県博No.993)



『米子御城明細図』(部分・元文 4 年 (1739)・鳥取県立博物館蔵・県博No.1013)



『米子御城平面図』(部分・江戸末期・米子市立山陰歴史館蔵)

3 廃城後の三の丸、内堀の変遷

明治 12 年(1879)、三の丸の旧湊山球場地にあった米蔵を利用して鳥取監獄米子分監が置かれた。また、明治 29 年(1896)には、飯山麓の大手門入口に西伯郡役所が開設される。明治 32 年(1899)、創立当初の県立第二中学校(現米子東高)は、この郡役所の2階を借りて1年間授業を行った。

内堀の埋め立ては明治 20 年代にはほぼ終了し、 水田や荒蕪地となっていた。明治 26 年(1893)の米 子町全図(市史 山陰歴史館所蔵)を見ると、既に 大半が埋め立てられていることがわかる。

その後、米子分監は上後藤の後藤家所有地に移転 し、跡地を譲り受けた後藤家が整備して、大正 12 年(1923)4 月に運動場(後藤グランド)を設置した (註1)。

大正 15 年(1926) 6 月 30 日、郡役所は廃止される。 以後、牧場(註 2)、製鋼所(註 3)、醸造工場(註 4)、 冷蔵会社(註 5)、図書館(註 6)、病院(註 7)などが 置かれ、そのほか稲田養兎養鶏場、井上養鶏場等も あった。

昭和 25 年(1950)には三の丸、二の丸を第 1 会場 として「鳥取県産業観光米子大博覧会」が開催され る(会期:昭和 25 年 4 月 5 日~5 月 15 日 鳥取県 と米子市の共催)

旧郡役所の跡は戦後日の丸自動車整備工場となり、現在はホテルとなっている。

昭和 35 年(1960)、国道 9 号が湊山と飯山の間を 貫通したことにより、その景観は大きく変化し、市 営湊山球場、鳥取大学医学部附属病院、ホテル、ス ーパー、ホームセンター等と変遷している。内堀は 埋め立てられ道路となっているが、経路の外形を残 している。開発に伴う久米第1遺跡の発掘調査では 石垣の一部等、遺跡の残存も確認されている。



西伯郡役所(『米子市史第13巻』 資料編写真より)



米子町全図(部分)(米子市立山陰歴史館蔵)



愛宕町から見た大工町方面の外堀 (明治終わり頃:『米子市史第13巻』 資料編写真より)

(註1)後藤グランド(湊山球場)

大手門西の現湊山球場には、明治期には米 蔵を利用した鳥取監獄米子分監が広い面積を 占めていた。

大正 12 年(1923)にこの監獄が住吉地区の後藤家所有地に移転した際、跡地を内町後藤家が譲り受け、当初畑として開墾しようとしたが、瓦礫が多く埋め込まれていたのでこれを中止し、運動広場(後藤グランド)を開設した。

昭和 25 年(1950)には、鳥取県と米子市の共 催で「鳥取県産業観光米子大博覧会」(会期: 昭和 25 年 4 月 5 日~5 月 15 日)が開催された。 米子地方の産業・文化の振興、国立公園大山を中









米子大博覧会の様子(『米子市史第13巻』 資料編写真より)

心とする観光資源の紹介を目的としたもので第 1 会場は湊山公園一帯、第 2 会場は錦公園があてられた。展示催物の 主な施設は、全国の重要特産物を展示する府県館、本県の産業を紹介する産業館、野球を主としたスポーツ館、美術 館、子ども館等であった。二の丸から三の丸にかけて設営された大滑り台は大好評であった。

博覧会後、グランドは本格的な野球場として整備され、昭和 28 年(1953)に「湊山球場」第 1 期工事が完成、6 月 1 日に球場開きが行われた。

(註2) 原牧場

枡形の向かい側には明治 20 年(1887)代半ばから原文六が始めた牧場があり、エーアシャー種本位牧場と称した。これが米子における牛乳業の最初であり、息子の原弘業はさらに経営を拡大し、牛乳神社まで造ったが、後継者がなく、戦争により牧草が不足し、昭和 15 年(1940)に閉鎖した。

(註3) 米子製鋼所

明治 38 年(1905)、郡役所の東に坂口平兵衞氏により合資会社米子製鋼所が設立される。明治末期から大正初期にかけて、坩堝製工具網を初め銑鉄・錬鉄を海軍工廠などに納入し、高品質の評価を得る。戦後は山陰金属工業工場となった。以前はここまで米子駅からの鉄道引込み線が敷かれていた。

(註 4) 醸造工場

西裏御門の現鳥取大学医学部附属病院のところには明治 2 年(1869)設立の坂口氏の醸造工場があり、明治 31 年(1898)には、規模を拡大し新たに酒造部を始めたが、大正期には酒造部は営業を廃止した。

坂口氏の醸造工場西側には稲田氏の醸造所があった。この醸造所は紺屋町から移転した工場で、明治 24 年(1891)には山陰で初めてのビールの醸造がはじめられた。また、明治 40 年(1907)皇太子行啓の折に随行した東郷元帥の命名による「水雷」を醸造していた。醤油銘柄は「花の露」であったが、後



坂口合名会社醸造所 (明治終わり頃:『米子市史第 13 巻』 資料編写真より)

年は酒造のみに営業を絞った。

(註5) 冷蔵会社

明治 32 年(1899)5 月、湊山山麓の海岸側空地(稲田酒造の西)に日本最初の製氷会社といわれた日本冷蔵商会が開業した。創業者は中原孝太(1870-1943、東伯郡橋津村(現・湯梨浜町)出身)であった。外国人技師を雇って製氷、冷蔵、魚肉貯蔵、寒天製造などを行った。後には、凍り豆腐の製造も試みた。これらの工場は湊山からの湧水を利用していたようである。

(註6) 米子図書館・米子児童図書館、法勝寺電車

博覧会の時の美術館の跡(現在の西部医師会館のところ)は県立図書館となり、昭和54年(1979)まで続いた。また、昭和39年(1964)には湊山球場に隣接して米子児童図書館が建設された。

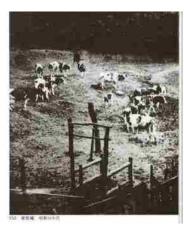
児童図書館横には、昭和48年(1973)に法勝寺電車の客車が置かれ、読書室として活用された。この車両は廃線後、 県立博物館に移設される際に米子市が歴史資料として買取ったものであり、昭和61年(1986)に錦公園に移設、平成3 年(1991)に元町パティオ(広場)に移設された。その後、平成22年(2010)に米子市指定文化財、平成23年(2011)3 月22日には鳥取県有形文化財に指定された。

(註7) 鳥取大学医学部附属病院

明治 26 年(1893)4 月、現在の鳥取大学医学部附属病院の敷地に鳥取県立病院米子支部病院が創設された。その後、明治 32 年(1899)に西伯郡立病院、さらに大正 11 年(1922)6 月に財団法人米子病院と変遷している。

鳥取大学医学部附属病院は、米子病院の後を継ぎ、第二次大戦末期、軍医を養成するために、昭和 20 年(1945)3 月 米子医学専門学校附属病院として設立された。その後、昭和 23 年(1948)医科大学設置、昭和 26 年(1951)3 月鳥取大 学医学部附属病院として発足、さらに建物は昭和 53 年(1978)に増築を行っている。

昭和62年(1987)、病院の拡充計画のため、稲田酒造は夜見町に移転、平成2年(1990)には新病棟が竣工、それに伴う久米第1跡の事前の発掘調査が行われた。これは本格的な米子城跡の発掘調査のきっかけとなり、その後平成7年(1995)には新外来・中央診療棟の改築工事に伴う米子城跡1遺跡の発掘調査が行われた。



原牧場(『米子市史第13巻』 資料編写真より)



牛乳手形 (『米子商業史』より)



稲田酒造広告 (『米子商業史』より)

4 発掘調査

米子城跡関係の発掘調査は、これまでに小規模な保存目的調査を含めて 66 か所実施している。しかしながら、内堀内側の内郭については、平成 27 年度 (2015 年) から行っている米子城跡保存整備事業に伴う内容確認調査以前は、病院建設や石垣補修工事の際に一部が緊急的に実施されたのみである。

米子城跡の内堀は、絵図等によると江戸時代には石垣で護岸されていて、三の丸側には土塁が作られ、さらに瓦葺きの土塀が巡っている。この内堀は、明治時代に埋め立てられ始め、昭和40年代までに全て埋め立てられてしまったため、正確な位置が確定していなかった。

・三の丸、内堀関係の発掘調査

No.	名 称	所在地	原因	調査期間	調査面積	遺 構 等	地区
1	久米第1遺跡 久米第1遺跡	久 米 町 89 番地	鳥取大学医学部附属病院新営工事	平成 10 年度 (1988年)	1, 600 m²	井戸(素掘り、石組、桶枠、井桁 組)、溝、土坑、建物跡(掘立、 礎石)、石垣、石列、礫敷遺構、 土塁、柵列	城内
2	米子城跡 1 (第 1 次)	西町 36 番地-1	鳥取大学医学部附 属病院再開発事業 (診察棟建設)	平成 4 年度 (1992 年 12 月 ~ 1993 年 2 月)	2, 500 m²	内堀跡、屋敷境界(溝、石積)、 堀割状遺構、建物跡(掘立)、土 坑、暗渠排水、排水施設、井戸、 貝溜り	城内、内 堀、城下 町
3	米子城跡 5 (第 5 次)	西町 36 番地-1	鳥取大学医学部附 属病院配水モニタ ー、防火水槽、共 同溝工事	平成 6 年度 (1994年)	253 m²	北東へ下降傾斜する崖錘性堆積	城内
4	米子城跡第 55次	久米町 63-3番 地ほか	米子城跡保存整備 事業に伴う遺構確 認調査	令和元年度 (2019年)	48 m²	内堀、三の丸の遺構確認	城内
5	米子城跡第 58次	久米町 63番1 ほか	米子城跡保存整備 事業に伴う遺構確 認調査	令和 2 年度 (2020年)	136. 8 m²	三の丸の遺構確認	城内
6	三の丸遺構確 認調査	久米町 63番1 ほか	米子城跡保存整備 事業に伴う遺構確 認調査	令和 3 年度 (2021年)	496. 53 m²	内堀、三の丸の遺構確認	城内

1) 第55次調査:令和元年度(2019年)

国の史跡指定地外にあたる市営湊山球場のレフトスタンドの東側、湊山公園の敷地内に長さ 20m、幅 1.5mのトレンチを 1 本設定した。調査地点は、三の丸の米蔵から内堀にかけてのエリアに位置している。

発掘調査の結果、現地表面下約1.5mに石列が確認された。石列の規模は、長さ5m、幅1.5m、高さ50 cmで、石の大きさは不揃いだが、北側の石の下には沈下を防ぐための胴木が置かれている。この石列の北側は、深さ1m以上の深さの粘土層であり、大きく落ち込んでいることから、この石列から北側が近世の内堀と推測される。堀の深さについては、近世の絵図では一丈五尺という記述があることから、約4.5mの深さがあったと考えられる。今回は調査区が狭小だったため落ち込みの検出に留めたが、今後、内堀の幅や深さなど全体像を把握する必要がある。内堀の幅については、元文4(1739)年に描かれた「米子御城明細図」には十六間半と書かれており、一間を2mと仮定すると、約33m幅の堀と推測される。今回検出した石列から北へ33mの地点は、現行道路の歩道のすぐ南側に位置しており、内堀の北岸は現代の道路境界とほぼ一致すると考えられる。

この石列を挟んで南側(城山側)の層は、固く締まった粗砂が水平堆積しており、江戸時代の遺構面と考えられる。造成盛土の上面には角礫を多く含む瓦溜まりが面的に広がっており、明治維新後に破却された建物の基礎及び廃材と推察される。三の丸の状況を示す絵図は、近世後期以降のものしか現存しておらず、近世前期の様子は不明であるが、後期の絵図では、この付近に米蔵や番所などが置かれていた状況が窺えるため、検出された遺構はこれらの建物の一部と考えられる。

更に最下層には、加茂川の洪水堆積層と見られる茶褐色の粗砂が堆積しており、近世前期の遺構面と考えられる。



写真1 遠景(北東より)



写真2 石列完掘(北より)



写真3 石列完掘 (東より)



写真4 石列完掘(西より)



写真5 石列内堀側完掘(北東より)



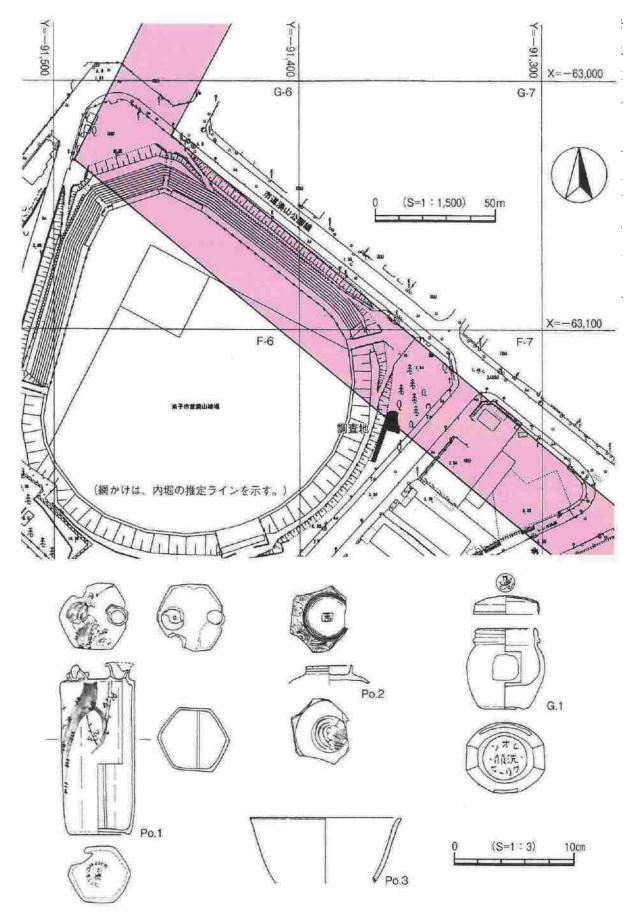
写真6 石列内堀側完掘(北東より)

2) 第 58 次調査: 令和 2 年度 (2020 年)

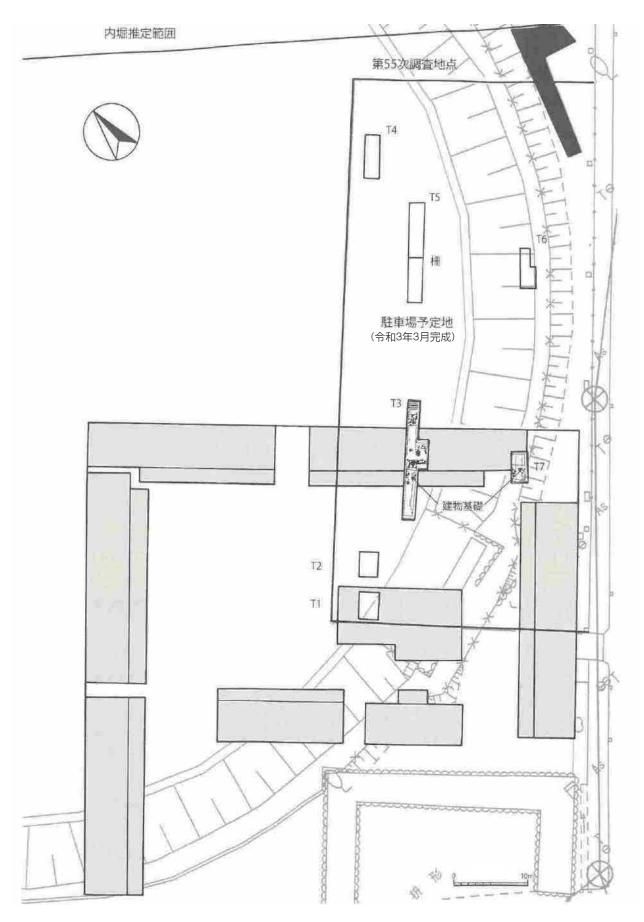
史跡等活用専用駐車場予定地内に7か所の試掘トレンチを設け、遺構確認調査を行った。

その結果、 $T1\sim3\cdot5\sim7$ の6か所のトレンチにおいて現地表(旧湊山球場グラウンド面)下 約 $20\sim30$ cmにおいて黄褐色土による整地面(標高 1.7m)が確認され、面上から礎石やピット、溝などの遺構が確認された。

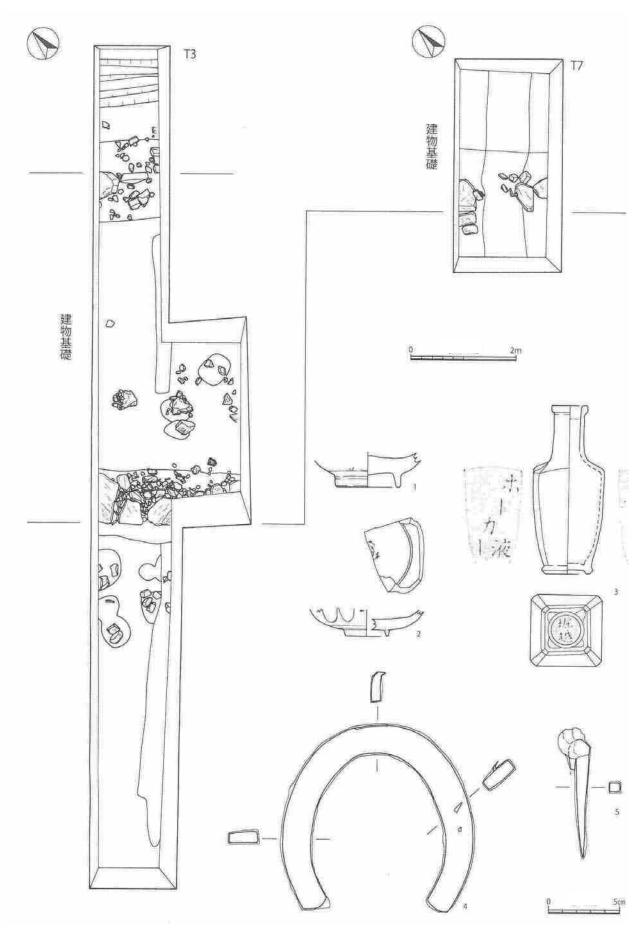
このうち、T3では東西方向の石列2条が確認された。2条の石列は南北6.0mの幅で並行してい



史跡米子城跡第 55 次調査位置図および出土遺物



史跡米子城跡第55次・58次調査位置図(網掛けは米蔵の建物推定



史跡米子城跡第58次調査遺構図・出土遺物

3) 湊山球場跡地確認調査:令和3年度(2021年)

令和3年3月に追加指定地となった旧湊山球場地については、10地点の発掘調査を行った。

調査期間:令和3年5月~11月 調査面積:496.53 m²

現地公開:令和3年7月~9月 現地説明会:令和3年9月12日

(1) 三の丸(T35~37・40~45)の調査

三の丸のなかでも、二の丸枡形への大手筋東側に、斗場を囲い込むように口の字形に米蔵が配されていた付近、またそこから西側の二の丸高石垣の裾部付近で行った。

調査の結果、旧野球場グラウンド面から約 20 cm下で、江戸時代の米蔵の建物基礎や石組石敷水路などが確認された。三の丸の旧湊山球場下には江戸時代の遺構が良好に存在していると考えられる。

- •米蔵建物基礎 溝を掘って中に石を詰めて突き固め、上面に 65 cm~130 cm程の大型の平らな石を一直線に敷並べている。規模は、桁行 30m、梁行 6 mで、片側に長庇が付けられていた。 幕末の絵図には、検出された建物基礎と同規模の米蔵が描かれ、絵図の正確さも裏付けられた。同様の遺構は鳥取城の籾蔵跡でも見つかっている。なお、現存する例として、鳥取県内には東伯郡湯梨浜町橋津にある藩倉(県指定保護文化財)がある。
- 石組石敷水路 二の丸高石垣下から内堀に向かって緩やかに低くなり、幅約 0.8mでほぼ直線的に延び、検出跳約 18.4mで一旦西側に屈曲し、約2×1mの溜りを形成し、西方向と北方向へ二系統に分岐している。西方向へは、約 6.7m、幅 0.5mの規模の水路が砂利敷池状の落ち込みにつながる。溝底には薄板状の割石を敷き詰めており、水にぬれると鮮やかな青色になる。江戸時代前期の絵図にはこのエリアには、書院造り風の建物が描かれており、三の丸にあった屋敷の庭園施設の一部、もしくは庭園への導水施設の可能性も推察される。

(2) 内堀(T38・39)

米子城跡 55 次調査で確認された内堀の三の丸側の石垣を確認するために2か所のトレンチで確認を行った。

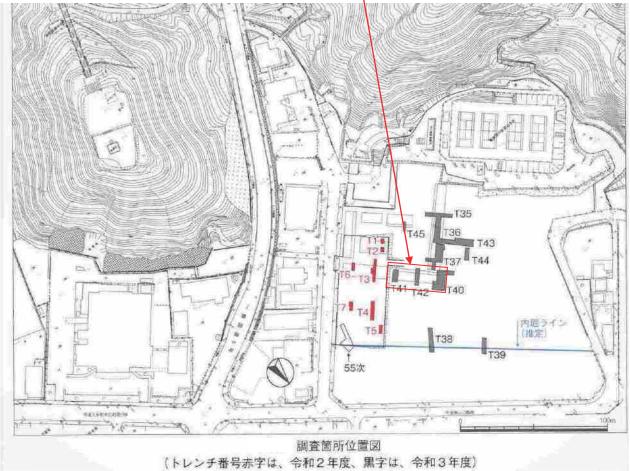
調査の結果、地表面下 1.5m付近に東西方向の石列が確認された。この石列は 55 次調査とほぼ直線的に並んでいることから、内堀の石垣と推察される。この位置を内郭三の丸側の堀端とすれば、武家地側の堀端は、現況の歩道の三の丸境界と推定される。以上のことから、今回の調査で内堀の位置がほぼ確定できた。

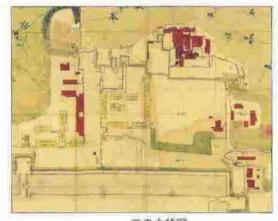
4) 遺構確認調査のまとめ

令和2年度及び令和3年度の試掘調査により、これまでの絵図資料に加え、発掘調査成果も加味 した三の丸像が描けるようになってきたと考えられる。

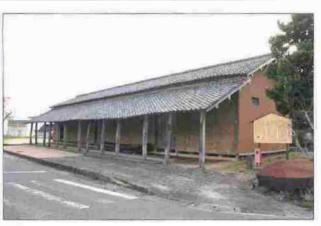
米蔵の基礎は、原位置に良好に残存しており、絵図に「尾垂(オダレ)」と記された米蔵のひさし部分の柱穴や建物北側の雨落溝なども確認出来ており、御米蔵を中心とした三の丸のオフィシャルな空間の姿が見えてきた。また、石組石敷水路は精緻な造りとなっており、水路の底面は、乾燥しない状況下では、鮮やかな青色を呈し、単なる導水・排水路ではなく、見せることを意識した造りである。二の丸高石垣下の三の丸に存在していた屋敷は、絵図に見られるように書院風の建物であり、庭園や青色の石敷の導水・排水などの特別な施設を配する、例えば「会所」的な性格を持つ可能性も考えられ、今後継続的に詳細な調査を進めていく必要がある。



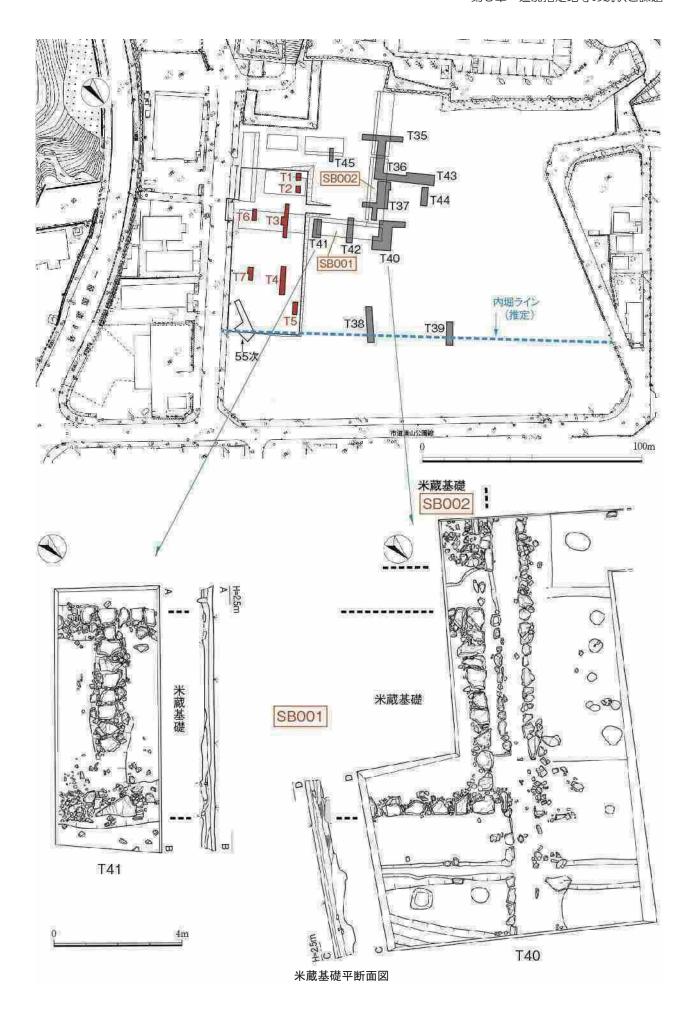


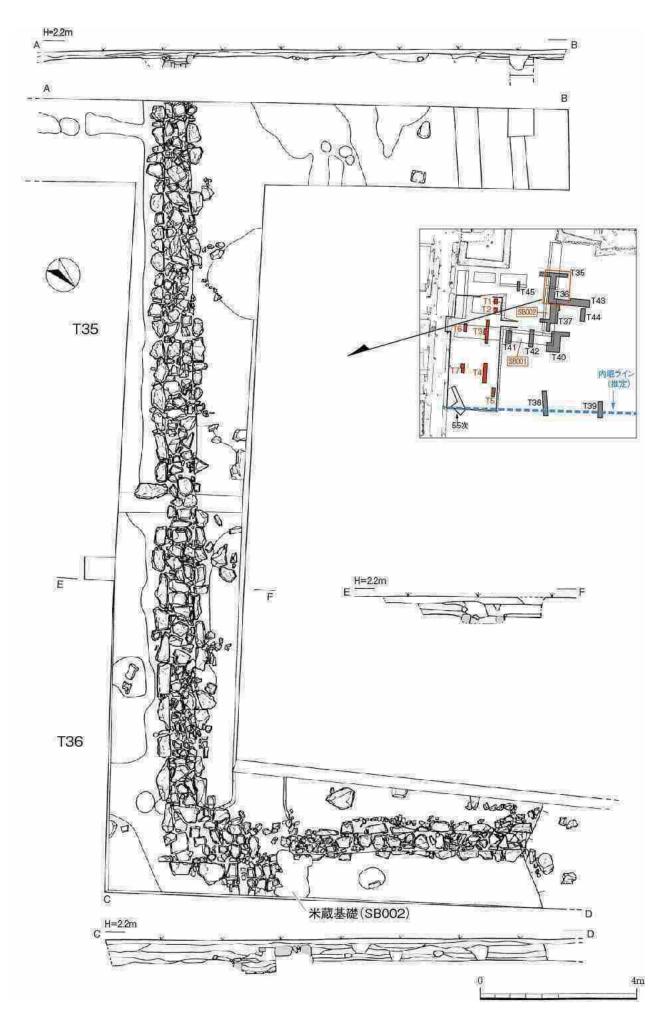


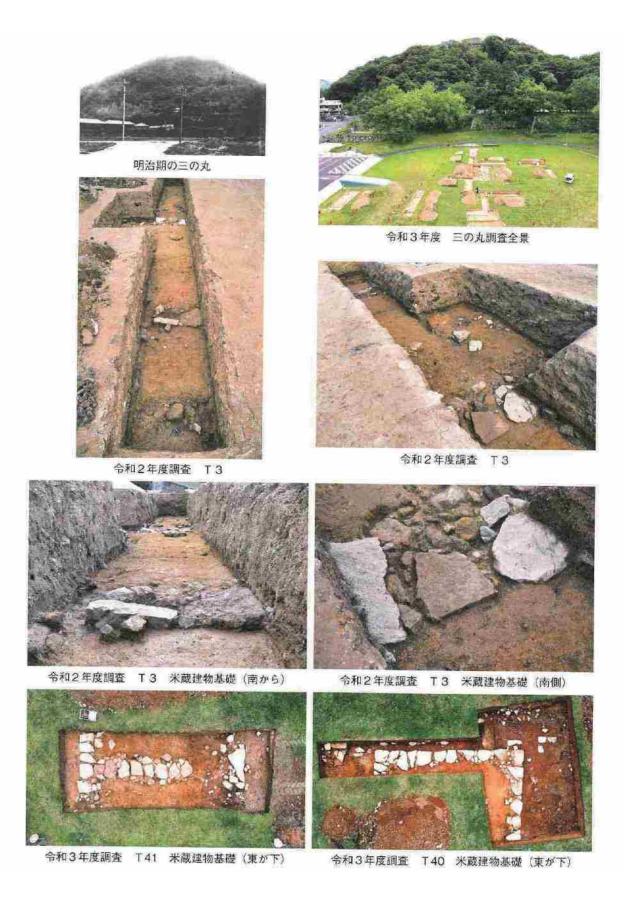
三の丸絵図 『米子御城平面図』(部分・米子市立山陰歴史館蔵)



現存する鳥取藩藩倉(湯梨浜町・県指定文化財)









令和3年度調査 T36 石組石敷水路(北から)



T36 溜り



T38 内堀



T38 内堀石垣



T36 石組石敷水路(東から)



T36 水路側面石組



T38 内堀石垣



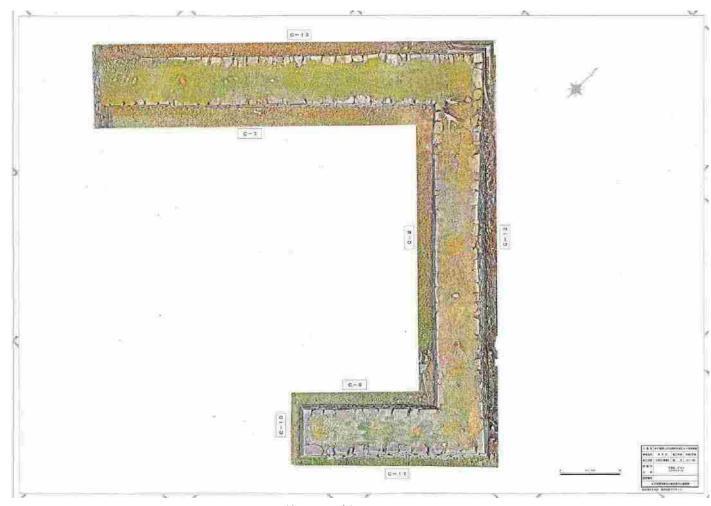
三の丸 (旧湊山球場) 調査地

5 二の丸枡形石垣調査

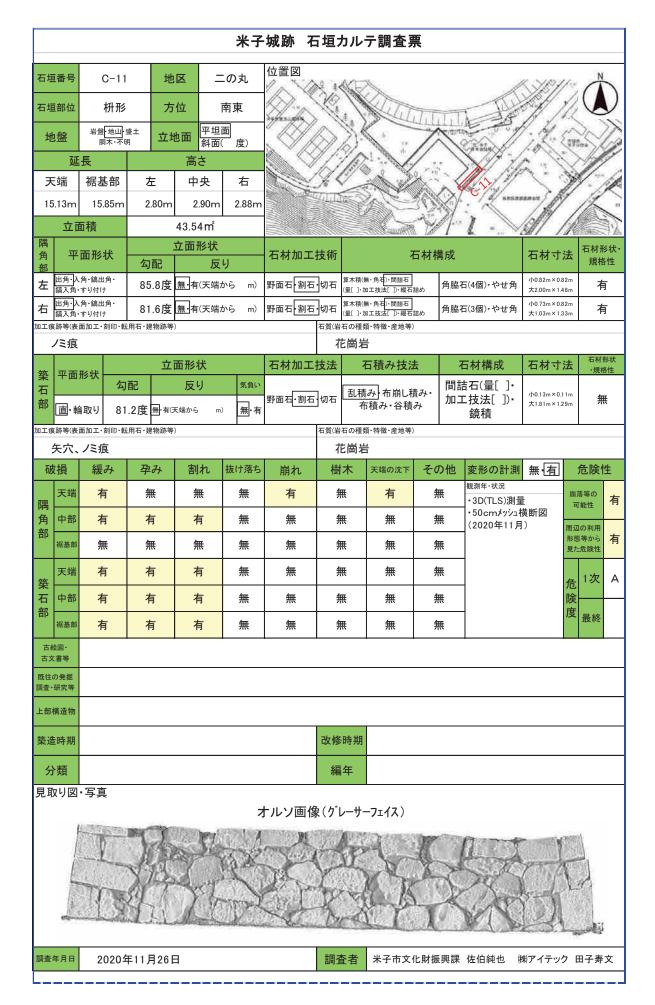
米子城跡は湊山の地形を利用した石垣による縄張りが良好に遺存している。これらの石垣は米子城の変遷を示す貴重な遺構である。近年、経年劣化により石材の欠落や孕みだし箇所があるため、石垣の日常的な観測、維持管理、危険箇所の把握の観点から石垣基礎調査(石垣カルテ等の作成)が必要となっている。

このなかで、顕著な孕みが確認される二の丸枡形について、整備基本計画に基づき、令和 2 年度から石垣カルテ調査票作成を主目的とした、調査、3 次元測量および図化をおこなっている。調査対象としたのは枡形石垣北東〜北西の7面である。

調査の結果、枡形入口北側の歩道沿いの石垣 (C-11) については、ゆるみ、孕み、割れが全体に認められ、崩れも隅角部天端で確認され、危険度 A と判定された。これに対しては早急に対応する必要がある。



第 図 枡形平面図



隅角部特記事項 築石部特記事項 破損・変形要因・その他特記事項 備考 歩道が隣接しており、築石の崩落が発生した場合、歩行者に影響する可能性が高い。 図面・写真・その他 オルソ画像(テクスチャ) 0.322 変位(孕み)のヒートマップ 0.108 0.000 -0.146 -0.219 -0.288 -0.361 -E.433 -0.913 -0.575 +0.656

6 保存整備事業に伴う園路遺構内容確認調査

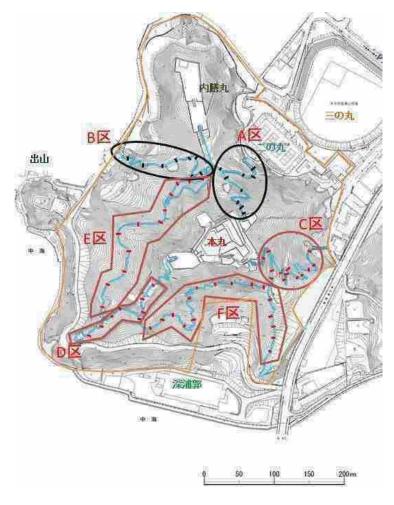
来城者の急増により既存の園路の劣化や裸地化が進んでいる園路整備は喫緊の課題である。このため、令和元年度(2020年)から、園路整備に向けて園路の構造、遺構の残存状況を把握するための事前の発掘調査を実施しているところである。

調査は、整備基本計画に基づき、喫緊の課題である二の丸から本丸番所郭への登城路及び湊山公園駐車場側から内膳丸別れにかけての登城路(A・B区)に、令和元年度から令和4年度にかけてトレンチを設定し、地下に包蔵される遺構の内容確認調査を行った。なお、調査は遺構の確認を対象としたため、掘り下げは最上面の遺構面の検出にとどめた。

調査の結果、基本的には現地表面下近世期とみられる遺構が確認された。このうち 1 箇所から石段を持つ道路面が検出された。面上は非常に硬化しており、近世期の遺物が出土している、

『米子御城明細図』(元文 4 (1739) 年・鳥取県立博物館蔵)には二の丸から本丸番所への登城路が描かれ、「御裏坂上り口」と記されている。この裏坂は中段で大きく屈曲し、その付近には井戸が記されている。現況の園路もこの付近で屈曲しており、近世期の表坂の上に近代以降の園路が敷設されている可能性が高い。調査範囲は園路全体のごく一部であり、近世期の遺物が出土しているとはいえ、登城路という性格上転落遺物などの混入の可能性も考えられ、この範囲で確認された遺構の年代的な裏付けは困難である。しかしながら、近代以前に遡る遺構が園路下部に包蔵されているということは大きな調査成果といえる。

以上、園路整備工事に際しては、既存の園路下に包蔵される遺構の保護と、安全対策に適した工 法の検討が課題と思われる。





登城路遺構調査トレンチ位置図

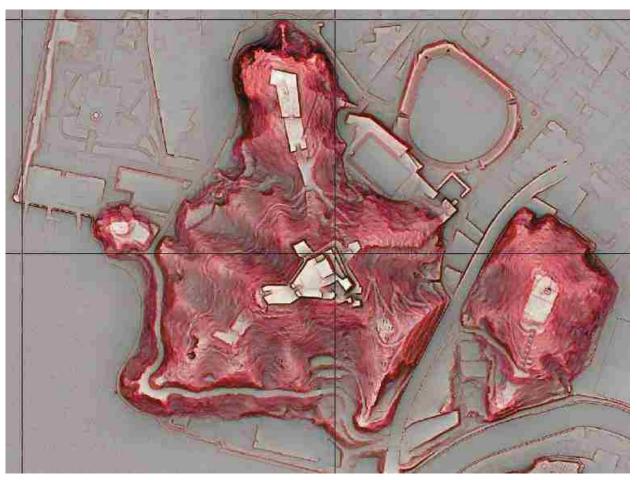
:調査終了トレンチ

:調査予定トレンチ

7 微地形図の作成(赤色立体図)

米子城跡の詳細な遺構を確認するために、整備基本計画に基づき、令和2年度には赤色立体図を用いた微地形測量を行った。本業務は、航空レーザー測量により取得した点群データを用いて、赤色立体地図として図化出力を行い、尾高城跡周辺の地形をわかりやすく立体表現する業務である。

赤色立体地図は、数値標高データから、傾斜量を赤色の彩度で、尾根谷度を明度にして調製した立体表現法で、一般的なCS立体図などの類似地図では不明瞭で表現しにくい露岩地や細い山道、平坦な郭等の微地形が克明に表現できることから、山林地における対象地域での現地踏査が厳しい部分においても高精度の地形が表現できる。このことにより、従来の測量図では表現されなかった山城の細かい遺構の立体表現が可能となり、米子城跡の史跡整備事業に寄与する有効な計測手段と考えられる。



史跡米子城跡赤色立体図

第2節 調査研究の現状と課題

1 現状

- ・発掘調査: 史跡米子城跡三の丸の調査研究については、史跡米子城跡整備事業の一環として、令和元年(2019)度から遺構確認のための試掘調査を行い、内容確認調査を進めている。その成果として、米蔵や石組石敷水路、内堀の石垣等、不明確であった三の丸の様相が部分的に明らかになってきた(第3章第1節参照)。これらの遺構は、近代以降の開発を免れたことにより、現地表下に良好な状態で包蔵されていることも判明した。しかしながら、現段階では調査範囲も限定的であり、未調査箇所も多いため、地下に包蔵されている未確認の遺構が存在する可能性が高い。
- ・石垣調査: 三の丸に接する石垣としては、二の丸高石垣 7 面、二の丸枡形外側 3 面の石垣があげられる。いずれも史跡米子城跡の価値を示す重要な構成要素である石垣である。表面観察ではあるが、過去の石垣修理以降、大規模な修理は行われていないため、二の丸高石垣、枡形石垣等で孕みが認められ、経年劣化によるき損箇所がみられる。このうち、石垣カルテなどの測量図は令和 3 年度に枡形外側 1 面を作成している。また、枡形石垣については、令和 3 年(2021) 度の調査において、地下 1.5m程が昭和前期の埋土で埋もれていることが判明した。
- ・ 地盤調査: 三の丸の地盤調査は、現在までに行われていない。
- ・**文献調査**:藩政資料や絵図資料の把握、分析等の調査研究は十分でなく、文献、絵図等についての詳細な調査研究等も緒に就いたばかりである。

2 課題・委員などからの提言

- ・**発掘調査**:遺構確認調査で、新たに確認した遺構の保存方法を検討する必要が生じている。 また、今後遺構の構造を明らかにするための発掘調査を継続的に実施する必要がある。その 際は、小規模な内容確認調査と、整備に向けた詳細調査等、計画的かつ継続的な発掘調査が 必要である。
- ・ 石垣調査:継続的な石垣カルテや変状調査などの測量調査が必要である。
- ・地盤調査:発掘調査では、地下の築城期の整地盛土の下層には加茂川の洪水堆積層と考えられる茶褐色の粗砂が堆積し、湧水も激しい。石垣や郭の基礎地盤となる地質構造や地盤特性の調査を行い、土木工学的な側面から遺構の保護を検討する必要がある。
- ・ 文献調査: 文献、絵図等についての詳細な調査研究等については史資料を所有する鳥取県立 博物館等の関係機関との連携研究が求められるが、本市では継続的で専門的な調査研究を遂 行していく体制が確立されておらず、早急な体制整備が必要である。

第3節 保存整備の現状と課題

1 現状

整備基本計画に基づき、現在は具体的な整備に着手している。

整備基本計画策定(平成30年度策定)以降の保存整備状況は以下のとおりである。

平成 31 年度	支障木伐採作業(国道9号線側)			
令和2年度	・湊山球場用途廃止、レフトスタンド・スコアボード撤去			
	・桝形石垣カルテ作成			
	・赤色立体図の作成			
	・支障木伐採 (天守台廻り)			
	・三の丸追加指定(令和3年3月26日告示)			
令和3年度	・旧湊山球場解体工事			
	・三の丸遺構確認発掘調査			
	・裏中御門石垣カルテ作成			
	• 史跡追加指定地公有化			
	・支障木伐採(二の丸・山腹)			
令和4年度	• 登城路整備工事			
	・三の丸遺構確認発掘調査			
	・支障木伐採(本丸周辺)			
	・案内看板設置工事			
	・三の丸広場実施設計			

- ・三の丸の中心部は、昭和 20 年代に市営湊山球場となり、大きな建物等の建設を免れてきており、令和 2~3 年度の遺構確認発掘調査で、幕末期の絵図とも整合性を持つ米蔵などを中心とした、近世期の遺構が良好に遺存していることが確認されている。令和 3 年度の旧湊山球場スタンド撤去工事においては、旧地表面(旧球場グラウンド面)を下げることは避け、遺構に影響がないように旧地表の上に保護盛土(層厚約 100 cm)を設けている。
- ・追加指定地は、野球場として使用されていた段階では、日常的な維持管理業務は都市公園および体育施設担当課により除草作業など日常的な維持管理を行っていたが、閉鎖以降は文化振興課が所管し、日常的な除草作業等を実施している。
- ・文化財保護法上設置を義務付けられている史跡境界標が未設置であり、現地で史跡境界を確認 することができない。

発掘調査において確認された遺構は以下の現況である。

米蔵

大手登城路東側、二の丸枡形北側において、表土下 20 cmにおいて建物基礎が確認されている。建物基礎は溝を掘って中に石を詰めて突き固め、上面に 65 cm~130 cm程の大型の平らな石を一直線に敷並べている。規模は、桁行 30m、梁行 6mで、片側に長庇を持つ。 幕末の絵図では、ここに斗場を囲い込むようにロの字形に検出された建物基礎と同規模の建物が描かれ、「米蔵」

と記載されていることから、検出された遺構は米蔵の基礎と推測される。基礎遺構直上には石炭 ガラ等を含む近代の整地層と、グラウンド整地土が堆積している。

石組石敷水路

南側中央部に南北方向の長さ約 20m、幅 0.6~0.7mの石組石敷水路が確認された。二の丸高石垣下から内堀に向かってほぼ直線的に延び、約 18.4mで西側に屈曲し、約2×1mの溜りを形成し、西方向と北方向に分岐している。南北方向の米蔵基礎はそれを覆うように構築されていることから、一時期前の遺構と考えられる。溝底には薄板状の割石を敷き詰めており、非常に丁寧なつくりである。分岐して東西方向に延びる水路は玉砂利敷きの池状の落ち込みに接続していることから、江戸時代前期に三の丸に存在した「一学屋敷」の庭園施設の一部、もしくは庭園への導水施設の可能性が推察される。

内堀

- ・表土下 1.5mまでは近代以降の削平により失われているため、確認できたのは石垣基部である。
- ・令和 2~3 年度の遺構確認発掘調査において、三の丸側の石垣が確認されているが、堀底面や城郭外(武家地側)の堀肩などは未確認である。

石垣

- ・二の丸高石垣は旧球場外野スタンドにより、下部が被覆されており、その部分は未調査である。
- ・枡形石垣は下部約1.5mが昭和前期の球場外野席整備時の埋土に覆われている。
- ・二の丸高石垣や枡形石垣などにおいて樹木の繁茂による文化財保存への悪影響、眺望の阻害等が生じているため、令和 2~3 年度に石垣天端及び、下場の支障木については伐採を行った。
- ・二の丸は上下二段の郭により構成されていたが、現在は平坦となっている。高石垣の下段に相当するところには昭和期の谷積の石垣が江戸期の遺構の上に積み増しされている。

2 課題・委員などからの提言

前述のように、追加指定地における遺構確認調査は最低限の範囲であり、地下に包蔵される遺構の詳細については、今後も事前の遺構確認調査が必須である。また、遺構確認段階から湧水が激しい。二の丸高石垣からの排水等も調査を行い、整備の際には遺構に悪影響がないような工法を検討しなければならない。

現在までに確認できた遺構については以下の点に留意する必要がある。

米蔵

遺構面までが、南側の高石垣付近では地表面下 20 cm以下であることから、十分な保護層を設ける必要がある。令和4年度に、二の丸高石垣の最下部の調査を行ったところ、石垣裾部からの湧水が激しいことが判明した。整備による排水については十分な検討が必要である。

石組石敷水路

遺構面までが、南側の高石垣付近では地表下 20 cm以下であり、十分な保護層を設ける必要がある。また、水路の取り付きなど、三の丸全体の様相や、時期等を継続的に解明していく必要がある。

内堀

・表土下 1.5mまでは近代以降の削平により失われているため、内堀天端の石垣の状況や土塀、

土塁等の上部構造については、絵図や文献資料からの検討が必要である。

- ・底面や城郭外の堀肩などは未確認であり、堀幅を確認する必要がある。
- ・湧水が激しく、遺構確認調査時の遺構の保護には十分な配慮が必要である。

石垣

- ・二の丸高石垣については、通常の経年変化の中では、数年内に崩壊の危険があるとは考えにくいが、近年全国的に頻発している大規模地震や集中豪雨等が発生した場合、崩落の危険性も否定できない。これらの石垣の保全にあたっては、日常的な石垣変位調査によるモニタリングが必要であり、そのためには、全域にわたる石垣カルテ、三次元測量等の基礎的データの収集が必要である。また、これに基づく経年変化の測定も必要で、適宜、石垣カルテの更新に努めることが重要となる。これを踏まえ、ネット等の応急的な処置が必要である。
- ・二の丸枡形石垣は、孕みや経年劣化が激しい上に市道に面していることもあって、来訪者に対する安全の確保が求められると同時に、景観面での問題もあり、早急な対応が重要である。特に、三の丸側および大手筋側の石垣面については積み直しも含め、喫緊に応急的な処置が必要である。
- ・高石垣や枡形石垣などにおいて樹木の繁茂による文化財保存への悪影響、眺望の阻害等が生じている。
- ・球場観客席の盛土により被覆されていた高石垣下部を露出させることにより、石垣自体の保存 を脅かすことを防ぐために、事前の調査が重要である。
- ・ 裏中御門石垣については、既に近代以降の道路構築時に一部が破壊されているため、遺構保護 のための早急な処置が必要である。

第4節 活用整備の現状と課題

1 現状

整備基本計画に基づき、現在は具体的な整備に着手している。

整備基本計画策定(平成30年度策定)以降の活用整備状況は以下のとおりである。

令和2年度	・三の丸駐車場整備工事		
	・米子城三の丸 ParkFes 開催		
令和3年度	・園路整備設計		
	・サイン類整備デザインルール作成		
	・ダイヤモンド大山観望会(米子城跡天守台)の実施		
令和4年度	• 園路整備工事		
(予定)	・三の丸広場整備工事実施設計		
	・三の丸トイレ実施設計		
	・案内看板(一部)設置工事		

- ・追加指定地は、令和2年度に球場としての用途を廃止した後、球場設備の撤去工事を令和3年年度に行っている。現況としては更地の状態であり、市民や観光客等が三の丸の存在を日常的に、また身近に感じることのできる史跡整備が全くなされておらず、園路や表示板等の設置もない。
- ・市道に接する部分には一部、歩道が設置されているが、搦手筋の登城路側には歩道が付設していない。
- ・追加指定地内の便益施設として、三の丸駐車場 (無料、約 40 台・マイクロバス 5 台) が設置 されているが、トイレなどは設置されていない。
- ・城跡案内板については、既存のものを除いては、米子工業高等専門学校総合工学科小椋研究室 と連携して作成した看板を、三の丸大手登城路付近に1か所設置しているが、仮設のもので ある。
- 「内堀通り」の通称名はついたが、内堀自体は顕在化できていない。
- ・米子城跡の歴史や構造等についてはパンフレットに概要をまとめ作成、配布している。また、 市広報及び、翻訳機能(英・簡中・繁中・韓・ポ)のある市ホームページに開設している米子 城跡を紹介するコンテンツ「もっと知りたい!米子城」により、情報発信を行っている。令和 3年9月には、往時、米子城に存在した2つの天守や登り石垣などの歴史的建造物を高精度三 次元CGで復元し、無料の携帯端末アプリを使って、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)で楽 しめる米子城デジタルコンテンツの配信をスタートさせている。
- ・平成28年度から行っている活用事業「米子城魅せる!プロジェクト」に基づき、ライトアップ事業や現地ウォーク、歴史講座などを開催している。三の丸についても、本格的な整備に向けて、史跡公園としての周知を図るために三の丸ParkFesをはじめとするイベントを実施ししている。

2 課題・委員などからの提言

本史跡の本質的な価値を理解する上で、史跡の入口ともいえる当該地の整備は重要である。今後、史跡の活用が本格化してくることが予想され、活用と保存の調整に資する基準づくりが求められる。三の丸についての情報発信や様々な活用方法についても検討していく必要がある。

- ・現況は球場撤去後の更地であるため、来訪者に確実に三の丸の遺構を正しく理解するための各種遺構表示、ガイダンス的な総合案内看板などが必要であるが、特に、城跡の全体像を理解する上では、埋め立てられている内堀の表示方法を検討する必要がある。その際、史跡の構成要素としてどこまで取り込み、活用していくか、米城焼、湊山球場等、近代以降の歴史的環境のどこまでを対象にするかを検討する必要がある。
- ・整備後の三の丸には、既存のテニスコートや野球場の代わりに、都市公園としての多目的広場を位置づけ、ウォーキングコースやヨガ、ラジオ体操、太極拳、ピクニックなど多目的利用ができる広場を整備することで、自然や歴史学習など市民の日常利用の増加につながることが期待できる。
- ・中心市街地の貴重な空間であり、鳥取大学医学部付属病院の隣接地であるということで緊急時 の避難場所としての使用も考慮する必要がある。
- ・三の丸駐車場から二の丸、本丸への園路や周回園路の整備を行い、来訪者が散策しやすいよう な環境づくりを進めていく必要がある。
- ・本丸、二の丸への眺望も確保し、視覚的に史跡の理解が得られる整備を検討する必要があり、 城跡の遺構を来訪者に公開するための環境整備や、遺構等に関する解説を充実させることによ り、米子城跡の価値を顕在化させ、来訪者に伝達していく必要がある。
- ・史跡景観に配慮した便益施設の整備も重要である。保護と利用を考慮したサイン類の統一が必要である。そうすることで、全体の魅力が市民や県外利用者に伝わりやすくなると考えられる。
- ・追加指定地は、近代以降後藤グラウンドから市営湊山球場として、多くの市民に親しまれてきた場所であり、廃城後の城跡の活用履歴としても、市民の憩いの場として、球場であったことを示す何らかのメモリアルを表示することは付加価値として重要である。
- ・市民が利用しやすい環境を作るために、最低限の緑陰樹が必要である。





三の丸 ParkFes







第4章 追加指定地の整備基本計画

第1節 追加指定地の史跡における位置づけ

史跡米子城跡追加指定地の整備は、対象となる「三の丸」を整備・活用の中核としながら、史跡全体の整備・活用を推進するものとする。整備の理念と基本方針を検討するにあたり、これまで検討してきた史跡米子城跡の追加指定地の価値や地域の象徴としての役割等を踏まえ、位置づけを整理する。

1 米子城の構造を理解する上で重要な郭

三の丸は、城と城下町(武家地、町人地)を区分する内堀の内側にあって、米子城跡の構造及び全体像を理解する上で重要な郭である。追加指定地は、三の丸の中心部に位置する。絵図によるとここには、家老関連の屋敷をはじめ、米蔵、馬屋、番士詰所、作事方詰所、作事小屋、内堀などが配されており、二の丸と共に米子城の行政機能をつかさどる中心部であった。

ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中枢部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、三の丸から本丸までの城内を一連のものとして理解できるロケーションは米子城を正しく理解するうえで貴重である。

2 地下に良好な状態で江戸時代の遺構が保存されている地区

近世城郭の三の丸については、廃城後、その所在地の政治・経済の中心地として官公庁や学校、病院等の施設が設置されるなど市街化され、そのまま現在まで続いているケースが多く見られる。米子城跡の場合も、三の丸の大部分が商業施設や病院等の施設に利用されているが、追加指定地については、明治期には鳥取監獄米子分監が置かれていたものの、その後は運動広場や野球場として利用され、三の丸の中心部にありながら、大きな建物等が建設されることなく空間が保たれてきたものである。令和 2~3 年度に行われた遺構内容確認のための発掘調査においても、地下に良好な状態で当該期の遺構を確認することができた。

このように、米子城跡の価値を構成する要素となる三の丸の中心部が残存しており、米子城跡を総合的に理解するうえで重要な場所である。

3 中心市街地における市民の憩いの場

追加指定地は三の丸の中心部に位置し、米子城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するために重要な地域であり、本来的な価値を持つ。同時に、この場所は湊山球場として幾多の名勝負が繰り広げられ、多くの市民に親しまれた場所であり、廃城後の履歴としても球場であったことは付加的な価値を示すものである。また、米子城跡は都市公園「湊山公園」の区域の一部に含まれており、中心市街地での貴重な市民の憩いの空間として重要である。

第2節 整備の理念、基本方針

『史跡米子城跡保存活用計画』では、米子城跡の望ましい将来像「大綱」と、保存管理・活用・整備・運営体制の基本方針を以下のように設定している。

米子城跡の望ましい将来像「大綱」

- ①米子城跡の実態解明を進め、その保存と活用を図り、価値ある歴史的遺産を確実に将来に 継承する。
- ②往時の姿が失われている部分については、十分な調査研究により史実を把握し、それに基づいた復元等により史跡の価値を顕在化し、米子城跡の歴史的景観の向上を図る。
- ③中心市街地に位置し、都市公園でもある米子城跡を、訪れる方々が快適に見学し、また憩 うことのできる場としての活用を図るとともに、米子城跡の持つ魅力的な歴史的景観や文 化財的価値を身近に享受できる整備を図る。
- ④米子市のランドマークであり、米子城跡を中心としたまちづくりの核として、保存、活用、整備を図る。
- ⑤米子城跡の多様な価値を高める整備を行い、さらに地域の誇りを高め、まちづくりに寄与 する。
- ⑥史跡整備事業により米子城跡の価値を顕在化させることで、価値を視覚的に伝え、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化に寄与する。

基 本 方 針		
	・米子城跡の実態解明に資する調査研究を継続的に進める。	
保存管理	・史跡の価値を損傷することのないよう保存管理を厳密に行う。	
	・日常の維持管理、パトロール等を確実に行う。	
	・米子城跡の歴史的、文化財的な価値を市民や観光客等にわかりやすく伝える。	
	・都市公園として求められている憩いの場の提供、人と自然が共生する都市環境	
活用	の形成、うるおいのある景観づくり、レクリエーション空間の提供、都市の安	
	全性及び防災性の確保等、様々な役割を史跡の価値の保存との両立を図りなが	
	ら果たしていく。	
整備	・保存管理及び活用を確実に推進していくための整備を計画的に実施する。	
	・日常の維持管理、公開、保存、活用、整備、調査研究等の着実に推進するため	
	の運営体制の整備を図る。	
	・市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図り、一体的な米子城跡の保	
運営体制	存、活用、整備の推進を図る。	
	・市民、地元自治会、NPO団体、観光団体などとの協働により、保存活用に努	
	める。	
	・文化庁、鳥取県教育委員会等の関係機関及び研究者との緊密な連携を図る。	

■整備の基本方針

	整備の基本方針
調査研究	○米子城跡の実態解明・発掘調査や遺構分布調査、史資料調査等の多様な調査研究を継続的に実施し、米子城跡の実態解明を目指す。また専門的、継続的な調査研究体制の確立を図る。
保存のための整備	 ○米子城跡の価値を表す遺構等の確実な保存と適切な修復の推進 ・保存にあたっては、現状保存を原則とした検討を進める。 ・発掘調査により確認された地下に埋蔵されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣等地上に露出する遺構については、調査研究成果に基づき適切な保存措置を行う。 ・米子城跡の価値を構成する遺構や関連する遺構、及び米子城跡の全体像を理解する上で重要な箇所が、史跡指定地外にも存在することを踏まえ、史跡の追加指定等を視野に入れた適切な保存を図る。
活用のための整備	 ○来訪者が安全・快適に利用できる環境づくりの推進 ・登城路、周遊道路、散策道等の園路を適切に維持管理し、安全性、快適性を向上するための整備を行う。 ・来訪者の安全及び快適な利用に資するため、わかりやすく統一感のあるサインへの改善及び設置を景観に配慮して行う。 ・遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の適切な利用に資する休憩施設、トイレ等便益施設の整備を行う。 ・遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の変全・快適な利用を促す階段、手すり、照明等の管理・運営のための施設整備を行う。 ・イベントの開催等多目的な利活用に対応できる広場の整備を行う。 ○史跡米子城跡の価値を的確に伝達する活用整備の推進 ・調査研究の成果に基づき、客観性を確保した適切な手法を用いて、歴史的建造物の復元展示及び来訪者に、往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現方法の検討を行う。 ・史跡米子城跡の価値を理解する上で重要な要素(地上に露出している遺構や重要な場所)については、現地でそのことが理解できる解説板等の設置を行う。 ・現在埋め立てられている内堀の表出、復旧等の方策について検討する。 ・施設の新設、既存施設の活用等によるガイダンス機能の向上を図る。 ○市民が米子城跡を身近に感じ、来訪者が米子城跡の存在を感じる整備の推進 ・まちなかで米子城跡の存在を感じることのできるサイン等の設置を行う。

○史跡米子城跡の魅力に触れる多様な機会の創出 ・蓄積された調査研究の成果や今後実施される調査、整備の状況を積極的に公 開し、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を設ける。 ・城下町や日本遺産「旧加茂川の地蔵」、中海等、米子城跡の周辺地域が有す 公開・活用 る特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組を推進する。 ・関連する都市と連携した取組等により、多種多様なソフト事業の展開を図 り、米子城跡の魅力を広く普及啓発する。 ○多様な関係者が相互連携できる保存活用体制の構築 ・文化財部局だけでなく、まちづくり、観光、公園部局等、関係する米子市の 様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人 体制整備 材の確保等についての検討を行う。 ・行政機関のみならず、市民、地元自治会、NPO法人、観光団体や専門家等 の多様な関係者が連携し、様々な取組を推進する体制の組織化を図る。 ○史跡米子城跡の整備において基準とする年代の設定 整備にあたって基準とする年代については、現存する絵図の中で最も詳細に 郭の構造や規模が描かれている元文4年(1739)の『米子御城明細図』を概 基準とする ねの基準とする。ただし、遺構の残存状況や史資料調査の結果によっては、 年代 各郭や整備対象地区単位において、その適切な年代を検討することとする。

第3節 追加指定地(三の丸)の整備計画

1 全体計画

『史跡米子城跡保存活用計画』、『史跡米子城跡整備基本計画』では、先人から託された歴史的、文化的資産として貴重な財産である米子城跡を次世代へ確実に継承するとともに、城跡の魅力を再認識し、その上で適切な公開、活用に供することによって、市民の郷土への愛着やほこりを育み、観光振興や地域の活性化への寄与を目指すため、保存活用の大綱、理念と基本方針を設定している。追加指定地についても、史跡米子城跡の価値を有する要素の確実な保存と適切な修復を目的とした『整備基本計画』の在り方を踏襲する。

『整備基本計画』において策定したゾーニング計画では、米子城の内堀も含めた機能的構成部分である中枢域を『内郭エリア』とし、追加指定地は、本丸、内膳丸、二の丸に次ぐ「内郭④ゾーン」として位置付けられている。今回の整備計画の対象地区は、この内郭④ゾーン三の丸・内堀についての整備計画とする。

■基本理念

「三の丸」は、米子城跡の整備・活用の重要な表玄関として位置付ける。追加指定地の整備計画は、遺構復元展示の整備を進めるとともに、多目的活用空間としての在り方を進めていく。本書『三の丸編』は、追加指定地を史跡米子城跡の表玄関として、市民や来訪者など人々が集い憩うエリアとなるよう、史跡としての本質的価値の表現や公開施設としての具体的な整備へ向けた考え方や計画を示すものである。また、既指定地を含めた史跡米子城跡全体の整備スケジュールの変更点や、サイン類、登城路等の具体的な整備計画を示すものであり、本編と共に、今後の米子城跡の保存整備、活用の指針となるものである。

球場跡地である追加指定地は、中心市街地にありながら廃城後、大きな開発を免れた場所であり、令和3年度から球場施設撤去後の遺構確認発掘調査の結果、地下に米蔵基礎や導水施設、内堀の石垣などの遺構が次々に確認され、三の丸の公的な空間が地下に良好に遺存していることが判明した。ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中枢部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、三の丸から本丸までの城内を一連のものとして理解できるロケーションは、米子城を正しく理解するうえで貴重である。これら貴重な遺構とともに、そこからの眺望を、後世に残していくことが重要である。したがってこの場所は、米子城跡の表玄関として、その歴史的、文化財的な価値を市民、観光客に分かりやすく伝える役割を持つ場所となる。そのため、十分な遺構保護層を設けたうえで、遺構の復元展示、トイレ、簡易なガイダンス施設、案内表示(サイン類)などの便益施設を整備していき、来城者にその価値を十分に理解していただくことが重要である。

一方、近代以降市民グランド、球場として利用され、市民に親しまれてきた経緯があり、これも廃城後の米子城跡の履歴である。また、現在も都市公園である「湊山公園」の一部である。この点を十分に認識したうえで、整備を進める必要がある。すなわち、城跡という本質的価値と都市公園という性格をいかした整備、活用を進め、追加指定地を「三の丸広場」と名付け、整備・活用の中核としながら、史跡全体の整備・活用を推進するものとする。

三の丸広場は中心市街地の貴重な空間でもあることから、人と自然の共生する環境や景観づく

り、都市の安全面及び防災面の確保などといった様々な役割を、史跡の本来的な価値の保存と両立を図りながら果たしていくことも大事である。三の丸広場を各種イベント会場や、災害時の緊急避難場所、物資供給場所などの防災拠点として利用することも考えられる。また、隣接する鳥取大学医学部附属病院に通院や入院されている方々の憩いの場所として、多目的な利用ができる広場として整備を進めれば、史跡を幅広く活用することができる。単なる史跡保護だけでなく、様々な人がそこに親しめるような史跡にしていくことが重要と考える。

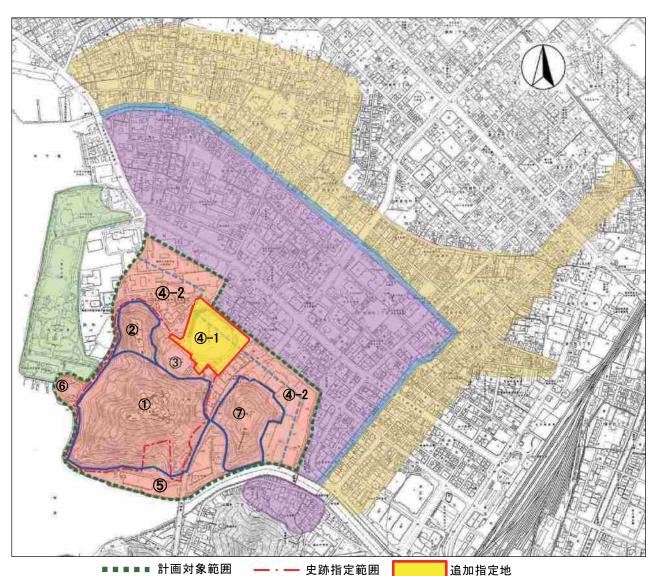
これにより、平成31年3月策定の『整備基本計画』の年次計画についても時点修正し、 最新の研究状況や利活用の状況を反映した整備を実施する。この中でも、比較的短期での整 備が可能なもの、発掘調査等の成果を踏まえて実施すべきものなど、必要とされる時間と経費の 概算をもとに事業の仕分けが必要である。整備計画の当面のゴール、中・長期(第2次整備)の ゴールも定めておく必要がある。

基本的な考え方

- ・米子城跡の保存及び次世代へ継承していくことの意義を伝達することで、米子城跡への誇り や愛着を持つことができるようにする。
- ・米子城跡の中枢部としての適切な保存と米子城の顕在化のため、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、史跡の保存、活用に必要な整備を進める。
- ・整備箇所に対し必要な発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示、展示の整備 を検討する。
- 内堀の顕在化を図る。
- ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として便益施設や園 路整備等、来訪者に心地よい広場としての機能を確保し、より多くの人が利用しやすい整備 を行う。
- ・来訪者にとって現地で必要不可欠な事項についての解説・案内表示(サイン)を整備することで、米子城跡の正しい理解につなげる。
- ・様々な主体による活動の拠点となる整備・活用体制を構築する。

理念

史跡米子城跡の表玄関として、地域住民や国内外の観光客など、人々が集い憩う三の丸広場



ゾーニング区分 米子城の中枢域である内郭を構成するゾーン 【内郭①ゾーン:本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】 【内郭②ゾーン:内膳丸】 【内郭③ゾーン:二の丸・枡形】 内郭エリア 【内郭④ゾーン1:三の丸・内堀】(追加指定地) (米子城跡) 【内郭④ゾーン2:三の丸・内堀】(指定地外) 惣構え 【内郭⑤ゾーン:深浦郭】 ゾーン 【内郭⑥ゾーン:出山】 【内郭⑦ゾーン:飯山(采女丸)】 武家地としての米子城を構成するゾーン【外堀と内堀にはさまれた区 外郭エリア 域】 (城下町エリ 町人地としての米子城を構成するゾーン ア) 【外堀の外側、旧加茂川北側・寺町・街道沿い】 都市公園の魅力を体感するゾーン【都市公園のうち、米子城跡を除く区 公園ゾーン 域】

史

跡

指

定

地

内

史

跡

指

定

地

外

内

郭

エ

IJ

ア

惣構えゾーン

【米子城の内郭を構成するゾーン】

米子城の中枢域で、本丸、二の丸、三の丸、内膳丸、深浦郭、出山、飯山(采女丸)で構成されている。

【内郭①ゾーン:本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】

本丸を核とした城郭の中枢部で、天守台等の石垣や礎石、山腹の登り石垣や竪堀等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。

【内郭②ゾーン:内膳丸】

本丸から北西に伸びる丘陵で城郭の中枢をなす。石垣等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。

【内郭③ゾーン:二の丸・枡形】

北側山麓部上段の二の丸および枡形。史跡の本質的価値である石垣や縄張りにより 比較的明瞭に往時の城郭の空間が現れ、地下に遺構が埋蔵されている。

【内郭④ゾーン1:三の丸・内堀】(追加指定地)

城と城下町(武家地・町人地)を区分する内堀およびその内側の三の丸。米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。米蔵、番士詰所等が配され、当地の行政面の中枢を担う場所であった。

【内郭④ゾーン2:三の丸・内堀】(指定地外)

城と城下町(武家地・町人地)を区分する内堀およびその内側の三の丸。米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。米蔵、馬屋等が配され、当地の行政面の中枢を担う場所であった。条件や準備が整ったところから、順次追加指定を検討する。

【内郭⑤ゾーン:深浦郭】

船頭屋敷、船小屋、番人小屋などの施設と隅櫓が配置された郭で、水軍が配置され、米子城の軍港として機能し、海城としての米子城の性格を表している。

【内郭⑥ゾーン:出山】

深浦の見張り場や防御のための施設と考えられており、深浦郭とともに、海に面して築造された米子城の性格を顕著に表している。

【内郭⑦ゾーン:飯山(采女丸)】

15 世紀半ばに山名氏が砦を築いたといわれる場所で、砦から始まった米子城の成り立ちや、当地域の戦国時代の様相を物語る上で重要である。

【武家地としての米子城を構成するゾーン】

米子城惣構えのうち、外堀と内堀にはさまれた範囲。市街化により城郭としての米子城の本質的な価値が顕在化していないが、武家地や町割りの遺構が埋蔵されている可能性が高い。往時の米子城域の姿を物語る貴重な遺構で、湊山公園の一角に位置する清洞寺跡(市指定史跡)を含む。

【町人地としての米子城を構成するゾーン】

米子城惣構えのうち、外堀の外側、旧加茂川北側、寺町等の範囲。市街化により城郭としての米子城の本質的な価値が顕在化していないが、町屋や町割りの遺構が埋蔵されている可能性が高い。また、外堀の一部は顕在化している。

公園ゾーン

【都市公園の魅力を体感するゾーン】

都市公園のうち米子城を除く区域。かつては夕陽が美しいところから錦公園と呼ばれており、中海を身近に感じることができる場であり、米子市の桜の名所、都市の中の貴重なオープンスペースとして市民の憩いの場である。

2 三の丸個別計画

郭

ᆂ

リリ

(1)調査研究計画

基本的な考え方		
発掘調査	・米子城跡の中枢部としての適切な保存と米子城の顕在化のため、調査研究を計	
	画的、推進的に行い、内容解明を進める。	
	・発掘調査を実施して三の丸や内堀の構造を把握する。	
石垣調査	・二の丸高石垣、枡形石垣の計画的な調査研究を進める。	
地盤調査	B調査 ・石垣や郭の基礎地盤となる地質構造や地盤特性の調査を進める。	
文献調査	・文献や絵図等の詳細な分析を行う。	

(2) 遺構保護のための整備計画

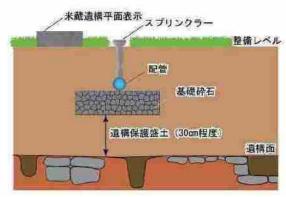
地下に埋蔵されている遺構と、石垣等の地上に露出している遺構がある。以下に、遺構保存 の基本的な考え方を示す。

基本的な考え方

- ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行い、整備は遺構の保存を 第一義とし、十分な保護盛土を設ける。
- ・発掘調査で確認されている地下遺構もしくは今後確認された地下遺構については、遺構保存 のため、基本的に原位置のまま覆土等による適切な保存措置を講じる。
- ・地下遺構は原則、遺構保存のため埋め戻しとするが、史跡を理解するために重要であれば露 出展示を行うことも検討する。その場合、遺構保護のための柵などの設置も検討する。
- ・復元、遺構表示等を行う場合の基礎については、遺構の保存を考慮し、遺構への影響を与えない工法を選択する。
- ・広場全体について、国土交通省の基準にのっとって、滞水等の問題が生じないように、敷地

内の水が隣地や道路に流出しないように、保護 盛土など遺構面を痛めない構造で排水管や排水 枡を設け、道路下の既設水路に放流する。また、 湧水や、水の溜まりやすい内堀の法裾には排水 溝と集水枡を設けて排水管をつなぎ、北側の既 設水路に放流する。

・表土流出等について経過観察を行い、必要に応 じた保護対策を行う。危険性などを鑑みて、優 先順位をつけながら表土流出保護を目的とした 盛土や地被植栽を行う。また適切な植栽管理を行い、 地下遺構の保存を図る。



基礎設置模式図

(3)活用のための整備計画

史跡米子城跡の表玄関となるエリアであり、米子城跡全体の概要や歴史、三の丸の遺構などを 感じることができる整備を行い、地域イベントが開催できる広場とする計画である。また、内堀 を復元し、城郭域を体感できるようにする。

基本的な考え方

- ・発掘調査を実施した上で、米蔵等、往時の遺構を顕在化する平面表示整備等を行い、内郭であることを認識できるようにする。
- ・長期的な整備を考慮し、内郭の重要箇所を顕在化させる復元整備の可能性を検討しながらも、 市民が利活用できる空間を常に確保し、段階的な整備を行う。
- ・中心市街地での貴重な空間として、広場としての機能(憩いの空間など)を確保する。
- ・遊歩道、ベンチ等便益施設の設置を行う。
- ・簡易ガイダンス機能等を持ったトイレを設置する。
- ・植栽管理を行い、山頂の本丸への眺望を確保する。
- ・来訪者の安全や便益施設の利便性に配慮するための電源設備を設置する。
- ・整備を実施するエリアを「三の丸広場」という歴史的名称へ変更する。
- ・二の丸高石垣の調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。
- 内堀の顕在化を行う。
- ・廃城後の三の丸の履歴として、市民に親しまれてきた「湊山球場跡地」であることを明示する 看板などを設置する。

1) 復元展示ゾーン

1)-1 米蔵ゾーン

復元展示や遺構表示を主体とし、三の丸の文化財的価値の実態を体感できる史跡体感エリア。 短期整備においては、遺構保護の埋め戻し後、三の丸遺構が確認されたエリアの中で、枡形 整備保存修理工事に影響のないところに確認された米蔵2棟(**米蔵2、米蔵3**)について、構 造が理解できる簡易な平面表示を行い、配置・規模が体感できる整備を行う。その後、調査研究 の蓄積後に、2次整備段階で、調査研究に基づく「復元整備」の原則のもと、本質的価値の復元 建物の整備・展示等を行うことを検討する。

また、米蔵等の遺構が確認されたエリアには遺構の概要・歴史等を取りまとめた解説板を設置し、遊歩道を使う来訪者から理解しやすいように配慮する。

1)-2 内堀ゾーン

内堀については、発掘調査を実施して、位置、規模等を確認したうえで、遺構に影響がないよう配慮したうえで、往時の遺構を顕在化する整備を行い、来城者に内堀を境界として、その内部に城郭中枢域が展開していることを、可能な範囲で往時の遺構を視覚的に体感できる整備を進める。具体的な整備においては、十分な安全性や湧水対応の排水などを考慮したうえで1m 前後の掘り込みを設ける。なお、現況で防火水槽が埋設されている北東隅部については掘り下げが困難であることから、当面はエントランス的な解説広場とする。

また、周回園路際には転落等の防止のために安全柵等を配し、堀端道の部分はカラー舗装などで平面表示をおこなうことを検討する。さらに、調査研究に基づき、内堀に沿った土塁や土塀

の復元整備等を検討する。

2次整備段階では、堀底に水を張ることも検討し、防火水槽としての機能を付設させること により、解説広場についても往時の遺構を顕在化させる整備を検討する。また、掘り下げ法面に は石垣を築き土塁等の復元も検討していく。

2) 広場ゾーン(芝生広場)

三の丸広場内の復元展示ゾーン以外のエリアは、積極的な建物復元、遺構復元を行わない地区と位置付け、多目的空間としての機能を持つ芝生広場として整備する。整備においては、遺構面を傷つけないように保護層(30~50 cm)を設けたうえに、整地盛土(50~80 cm)により整備し、表面に張芝を行い、地域住民が親しみを持てる憩いの場として整備する。ただし、二の丸高石垣に接する部分については、石垣の本来的な高さを体感できるゾーンとするとともに、間詰石などの崩落等の危険性がある場合は、安全柵もしくは低灌木の植栽などの安全対策を検討する。

また、周回園路と芝生広場との間には、利用者の安全に配慮し、低灌木等の植栽の設置を検討する。

管理便益施設

公開活用施設(東屋等)や管理便益施設(トイレ、ベンチ、水飲み場等)については、遺構 保護の原則のもと、基礎構造物が保護層上の保護盛土内で収まるように十分に考慮するとともに、 史跡景観に調和することを原則としたうえで、諸課題の克服とバリアフリー対応を目指した整備 を検討する。また、有事の際の緊急避難場所として使用することも想定したうえで、防災対応機 能についても検討する。

トイレについては、三の丸利用者のみならず、登城者に必須のものであるが、史跡指定地外に設置する余地がないため、利用者の利便性を考えて、既存の三の丸駐車場に地下遺構や、環境に配慮した、簡易ガイダンス施設やコインロッカー付属の1棟を設置する。

また、当該地が湊山球場跡地であったことは廃城後の城の履歴として副次的な価値を示すものであるため、それを示す球場モニュメントゾーンを設け、説明板などを設ける。

広場内の休憩施設は必要最低限とし、東屋と水飲み場、休憩用ベンチを設置する。

第2次整備以降では、遺構確認発掘調査成果に基づき、確認遺構に基づいた東屋等の機能を 持つ復元的施設を配置し、団らんの場所を提供する。

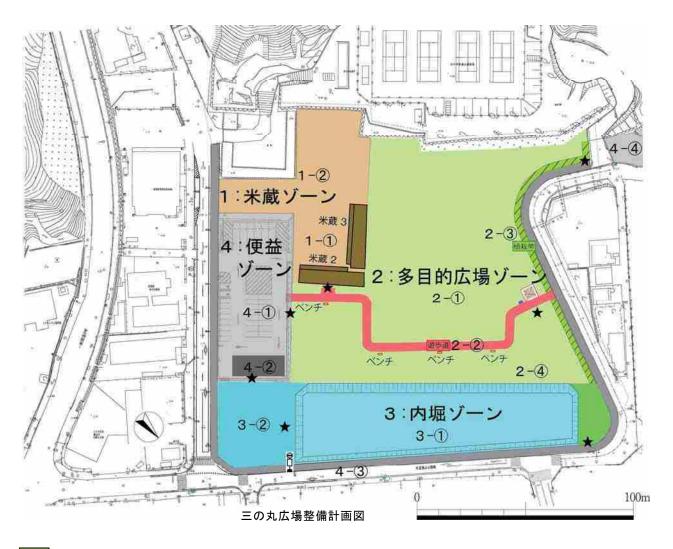
電源設備

園内は、基本的には夜間も開放し、無形民俗文化財「米子盆踊り」や「がいな万灯」などの 開催などに活用していく。このため、安全対策上、遊歩道に足元灯など最低限の照明を設ける。

上下水道設備

遺構保護盛土内に排水管を設けるとともに、スプリンクラーや水飲み場に供給する上水道管を埋設する。排水構造物などについては、日常的な維持管理とともに定期的なメンテナンスが必要となる。仕様や使用頻度などにより異なるが、10~20年ごとに更新が必要となる。

	三の丸広場整備				
	区域	内容			
1	①米蔵遺構平面表示ゾ	史跡体感広場。遺構確認発掘調査で確認された米蔵を平面表示			
N.F	ーン	する。			
メーン	②石垣修理作業ヤード	枡形石垣修理に伴う作業ヤード (当面)			
	①芝生広場	積極的な建物復元、遺構復元を行わず、多目的空間としての機			
		能を持つ芝生広場とし、利用者に憩いの場とする。有事の際の			
2		緊急避難場所としても利用可能。			
多	②遊歩道 往時の城内道に基づいた遊歩道。夜間利用も考慮し、安全				
的		として足元灯などを設置する。			
多目的					
, ブ		ツツジなどの低木を植栽する。			
ک	④球場モニュメントゾ この場所が市民に親しまれた旧湊山球場であったことを伝える				
	ーン	説明看板および記念碑、ベースボードなどのモニュメントを設			
		置し、記念樹を植栽する。			
	①内堀遺構表示 1 m ほど掘り下げて、往時の遺構を視覚的に体感する顕在化				
3		行う。			
ゾ内	②解説広場	米子城跡の表玄関として総合案内板、内堀解説板などを配置す			
」 っ 堀		る。米子城跡の表玄関として城跡ガイドウォーク等の集合場所			
		としても利用する。			
	①駐車場	史跡米子城跡利用者のための史跡活用専用駐車場。バス、身障			
4便益ゾーン		者用駐車帯設置。			
	②トイレ	簡易ガイダンス機能、コインロッカーなどを付設したバリアフ			
		リー対応のトイレ。			
	③周回園路	三の丸広場利用者や周辺散策の安全性に配慮した外周園路。			



植栽

三の丸からの眺望は、山麓の郭から本丸までの城郭内部を一連のものとして理解できる貴重なものである。しかしながら、快適で安らぎのある質の高い空間づくりには緑陰樹等最低限の修 景植栽は必要である。また、周回園路からの影響を遮断または緩和する効果も期待できる。

植栽に際しては、根茎が地下遺構に悪影響を与えることのないよう、層厚 80 cm以上の盛土を設ける。樹種については既存の植生を参考にし、原則的に在来種を念頭に選定する。なお、維持管理が重要で、生育状況により景観維持のための伐採、植え替えなども検討していく。また、張芝内には配水管を設け、芝生への散水や、植生管理に努める。

	植	直 栽 計 画
2-① 多目的広場	2-①芝生広場	・土砂の流出の防止のために芝等の地被植物により地表
		面を被覆する。
		・東屋等の便益施設周囲に数本の中木を緑陰樹として植
		樹し、空間の快適性や演出効果を高める。
	2-③周回園路沿い	園路、走路からの影響を遮断するために、眺望を妨げな
		いツツジなどの低木を結界として植栽する。

2-④球場モニュメ ントゾーン

この場所が市民に親しまれた湊山球場であったということを伝えるためのモニュメントを設置し、数本の低中木を植栽する。



三の丸広場整備イメージ図

3)動線計画

「三の丸広場」に整備された「三の丸駐車場」などの史跡のエントランス機能を活用し、史跡 米子城跡の<u>表玄関</u>としての動線を生み出す。

基本的な考え方を以下に示す。

基本的な考え方

- ・調査研究成果により、可能な限り往時の経路や縄張りを踏襲した歩行者動線を設定する。
- ・広場内には遊歩道及び自由散策を維持しながらも、来城者が米子城跡全体を理解し、散策し やすくするために、見どころにおいて顕在化や解説・案内表示(サイン類)の整備を行う。
- ・米子城跡本丸エリア等との一体的な利用を促進する動線とする。

ア 歩行者動線

来城者は三の丸駐車場に及び駐車場北側の交差点付近に設置されたバス停(令和3年 12 月現在)から徒歩で表玄関である三の丸広場を見学する。バス停から解説広場、簡易ガイダンス兼コインロッカー付設トイレに誘導し、そこで米子城跡についての基本的な理解を深める。城内の歩行者動線は遊歩道及び自由散策を基本としながらも、動線上に案内板やサイン類を設け、来城者を見所に誘導する整備を行い、多くの来城者が米子城跡を理解しながら散策できることを促す。また、鳥取大学医学部附属病院側からのアクセスとして、新たに市道湊山公園線から三の丸広場へのバリアフリーに配慮した動線を加える。また、裏中御門側の動線も確保する。

案内板には見学の目安となる1時間コース・2時間コースなどのコース設定を行い、わかり やすく提示する。

また、「三の丸広場」は城郭中枢部の表玄関であることから、米子城跡本丸との一体的な回遊を促す必要がある。よって各所に歩行者誘導サイン類を設け、スムーズに案内できるような整備を行う。

遊歩道

「三の丸広場」では絵図や遺構確認発掘調査において確認された往時の城内道に基づいた遊歩道を整備し、三の丸エリアから裏中御門、枡形から二の丸及び本丸への動線を強化するため、サイン類の整備を行う。往時の三の丸城内道に準じた園路を設け、広場内の動線も確保する。園路舗装は景観を損ねない材料選定を行うことを基本とし、舗装範囲は必要最低限とするが、管理車両や車椅子などの通行も考慮し、耐圧等に配慮した構造とする。

三の丸駐車場からのメインエントランスは、イベント時に関係車両が入場可能な設計とする。 取り外し可能な車止めを設け、通常は車両進入禁止とする。夜間利用も考慮し、安全対策として 足元灯などを設置する。

周回園路

市道湊山公園線の往時の搦手御門~裏中御門ラインについては、現況では歩道が付設していな

いことから指定地内に周回園路を設け、三の丸広場から裏中御門~二の丸への動線を確保する。 この際、三の丸広場内の遊歩道へもスムーズな動線を設ける。

イ 一般車両動線

来城者用の駐車場は「三の丸駐車場」、「湊山公園駐車場」があるが、裏中御門周辺にもあらた に障がい者・高齢者用の駐車スペースを設ける。また、そこへのスムーズな誘導として、道路の 結接点となる交差点にわかりやすい誘導サイン等の設置を行う。

令和 3 年度に行った市道湊山公園線の交通量調査結果に基づき、三の丸に接する市道の整備等を検討し、渋滞解消などの問題を解消していき、スムーズな動線を確保していく。

ウ 管理車用動線

城内では遺構保護のため、原則として一般車両の進入はできないものとするが、広場内の施設・植栽維持管理のために三の丸広場には遊歩道入口を利用した管理用の車両出入り口を設ける。



三の丸広場動線計画

第5章 既指定地の整備計画の時点修正

第1節 二の丸枡形

発掘調査成果により、現況で露出している石垣の下部に、近代以降地下に埋蔵されている石垣 (総高約 4.0m)が確認されている。この埋没石垣と露出石垣等の遺構保存の基本的な考え方を 示す。

基本的な考え方

- ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行い、整備は遺構の保存を 第一義とする。
- ・石垣の調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。
- ・発掘調査で確認されている地下遺構もしくは今後確認された地下遺構については、遺構保存のため、基本的に原位置のまま覆土等による適切な保存措置を講じるが、一部露出展示等の方法も検討する。

枡形石垣については、現況で一部に顕著な孕みが確認されており、調査の結果危険度Aと判定されている(第3章参照)。特に歩道に接している面については早急に修理を行わなければならない。地下遺構は原則、遺構保存のため埋め戻しとするが、本来的な枡形の姿を理解していただくためには、部分的な露出展示が望ましい。石垣カルテの調査、修理作業が終了した段階で、排水等の問題を検討したうえで、部分的な露出展示を行うことを検討する。その場合、来訪者の安全確保を最優先とし、遺構保護のための柵などの設置も検討する。

サイン類や地下埋設配管等の設置については、遺構の保存を考慮し、保護盛土に埋設するなど、 遺構への影響を与えない工法を選択する。









第2節 動線計画

既存の登城路の中でも、追加指定され史跡米子城跡の表玄関として整備される「三の丸広場」から、枡形登城口に入り、二の丸、本丸への、縄張りに沿った動線をメインルートとして整備をすすめる。

基本的な考え方を以下に示す。

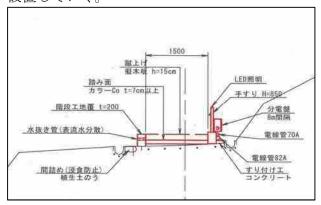
基本的な考え方

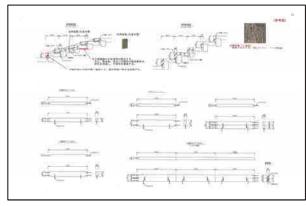
- ・調査研究の成果により可能な限り往時の経路を踏襲し、縄張りに沿った新たな歩行者動線を 設定する。
- ・遊歩道及び自由散策を維持しながらも、来城者が米子城跡全体を理解し、散策しやすくする ために、見どころにおいて段階的な顕在化やサイン類の整備を行う。
- ・動線を歩行者動線、管理者用動線に分け、整備は遺構表示に干渉しないように配慮する。

1) 歩行者動線

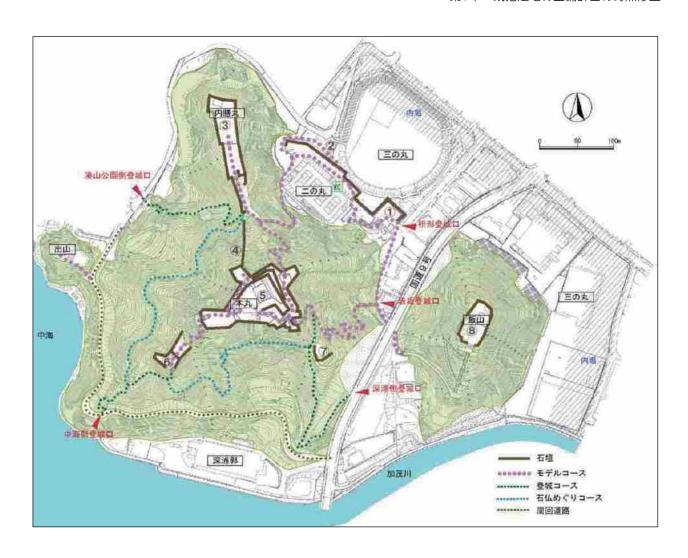
来城者の多くは、三の丸駐車場および、駐車場北側の交差点付近に設置されたバス停(令和3年12月現在)から、枡形登城口を利用し、本丸へ向かうルートと、湊山公園駐車場から湊山公園側登城口から本丸へ向かうルートを利用している。整備においては、このルートを最優先課題とし、令和3年度に実施設計を行った。これを踏まえ、令和4年度から順次整備工事を進めていく。令和4年度から3工区の工事を実施し、1工区もしくは2工区の工事は、3工区工事の進捗等に応じて、実施する予定である。2工区、4工区については未発掘であるため、令和4年度から5年度にかけて発掘調査を実施し、その結果を基に工法等を精査し工事を実施する。5工区については、主要な登城路の通行禁止を余儀なくされるため、着手時期を慎重に検討し、本丸への迂回路を十分確保したうえで工事を実施する。

登城路は、遺構保護のために、影響を与えないように盛土で被覆したうえで、来城者の安全、 景観、自然環境への影響、耐久性を考慮し、安全性、快適性を向上するための整備を行う。舗装 材については、史跡等に一般的に見られる土系舗装は施工後の劣化が進み、真砂土に戻ったり、 雑草が繁茂したりする事例が多くの場所で生じている。また、近年の技術進歩の中でも、この事 例解消には至っていないのが現状である。対象地は山復であり、傾斜地内の登城路については狭 隘な部分に歩行者が通行すること、荒天時には雨水の流路になることも鑑みて硬質の仕様を選定 すべきである。また、排水路、夜間登城者の安全のための照明を備えた手すりを、必要に応じて 設置していく。





登城路整備工事設計図





2)管理車用動線

城内では遺構保護のため、原則として一般車両の進入はできないものとする。しかし、本丸ゾ ーンの石垣修理などの整備事業のために、近代以降に付設された 9 号線深浦側からの既存の登城 路を利用し、山腹の遺構保護を第一としながら、山頂部までの管理道の整備を検討する。

3)段階的な動線の計画

米子城跡全体は指定面積 23,993.49 ㎡、山稜部を主体とする城内に散策ルートが巡らされている。現在の自由散策ルートについては、段階的に整備し、ゾーンごとの見どころを増やしていく整備を行う。

表 顕在化による段階的な来訪者動線の広がり

整備時期 ゾーン区分	現	在 第1次整備事業	第2次整備事業以降
内郭①ゾーン本 丸・水手御門下 郭・八幡台郭・ 山腹	・360 度の眺望 (本丸) ・高石垣	・登城時の城下町への眺望(山腹) ・登り石垣	・中海から深浦郭への眺望(水手御門郭) ・飯山、深浦郭への眺望(八幡台郭)
内郭②ゾーン内 膳丸			・中海、米子港、城下町大山への眺望 ・本丸、登り石垣 ・二の丸、三の丸への眺望
内郭③ゾーン 二の丸・枡形		・三の丸、城下町への眺望 ・裏中御門石垣 ・枡形石垣	・本丸、登り石垣、内膳丸
内郭④ゾーン 三の丸・内堀		・内堀、高石垣 ・二の丸、本丸への眺望	・内膳丸、登り石垣
内郭⑤ゾーン 深浦郭			・本丸、水手御門下郭、八幡台への 眺望
内郭⑥ゾーン 出山			・中海、米子港、城下町への眺望 ・本丸への眺望
内郭⑦ゾーン 飯山			・中海、深浦郭、城下町への眺望・湊山への眺望

第6章 サイン類に関する計画

第1節 基本的な考え方と整備方針

来訪者が現地で米子城跡を理解するうえで、必要不可欠な事項についての解説・案内表示(サイン)を整備し、併せて多言語化についても検討する。城内の歩行者動線は遊歩道及び自由散策を維持しながらも段階的な整備に合わせて、動線上に案内板やサイン類を設け、来城者を見学地点に誘導する整備を行い、多くの来城者が米子城跡全体を散策できることを促す。また、「三の丸広場」と米子城跡本丸との一体的な回遊を促すために、登城路入口に歩行者誘導サイン類を設け、スムーズに案内できるような整備を行う。

基本的な考え方と整備方針は以下の通りである。

基本的な考え方

- ・個別遺構の説明表示を行うとともに、周辺の整備と合わせ、総合的な解説・案内表示(サイン) の整備を行う。
- ・来訪者にとって現地で必要不可欠な情報を得て、わかりやすい統一的な解説・案内表示 (サイン) を整備することで、米子城跡の正しい理解につなげる。
- ・米子城跡の保存及び次世代へ継承していくことの意義を伝達することで、米子城跡への誇りや愛着を持つことができるようにする。
- ・米子城跡の適切な保存と活用のために、必要最小限の解説・案内表示(サイン)を設置する。

21.2 27.201	整備方針
配置	・サインは、重要な遺構や地区が位置する場所、良好な眺望が得られる場所、見学のための主要分岐箇所等に配置する。・サインの形状や設置場所は、石垣や枡形等をはじめとする遺構の見学を阻害しないように留意する。・サインの設置に際しては、遺構への影響が最小限となるように留意する。
内容	 ・伝達の目的を明確にした内容とする。 ・米子城跡の多様な価値、史跡指定範囲、歴史的変遷等の解説を行う。 ・米子城跡の特徴を顕著に表す遺構や、エリア及び眺望等についての解説を行う。 ・案内解説が多くの人に理解しやすいよう、城跡や遺構のイラスト、発掘調査の写真等を積極的に取り入れる。 ・米子城跡が有する城郭としての価値以外の自然や景観、公園等他の要素の価値についての解説を行う。
デザイン	・城跡の景観に調和するデザインや外観とする。 ・情報の追加更新が可能な構造、形状とする。 ・耐候性を考慮し、維持管理しやすい素材を使用する。
表記	・可能な範囲で多言語化表記やピクトグラムとの併記に努める。・マナー啓発、危険表示や禁止行為は、言語を問わず認識できるようにピクトグラム等を使用する。

・ガイドマップやパンフレット等との整合性を図る。

その他

- ・史跡指定地内に留まらず、米子城跡周辺のサインも含め総合的に検討する。
- ・城下町エリアも含め、中心市街地に米子城跡の存在を感じることができるサイン の設置を検討する。

サイン整備の種別

米子城跡の保存と活用に必要なサインを、伝達すべき情報の要素から「案内」・「記名」・「解 説」・「誘導」・「注意」・「自然環境」の6種類に分け、情報伝達の目的と設置個所を以下に示す。

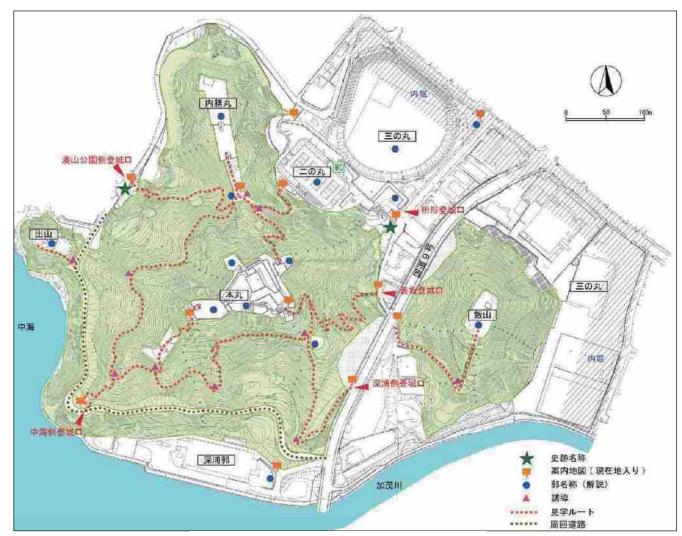
目的		掲載情報等	設置箇所						
案内	城跡案内	・米子城跡全体の案内 (見学ルート、位置図、注意喚起等)・表記の多言語化	・枡形登城口、表坂登城口、深浦側登城口、飯山登城口、中海側登城口、湊山公園側登城口、三の丸内堀跡付近、二の丸裏御門側虎口、二の丸登城路、深浦郭入口、水手郭入口、内膳丸入口、本丸鉄門跡付近						
	周辺案内	・城下町エリアも含めた総構範囲の案内・米子市周辺の広域の案内・表記の多言語化	・本丸東屋(既存)						
	史跡	・史跡名称	・枡形登城口(既存) ・湊山公園側登城口						
記名	郭	・郭の名称表示・郭の解説・表記の多言語化	・各郭						
	城跡	・米子城跡の概要説明 (概要、指定範囲、歴史等) ・表記の多言語化	・枡形登城口(既存)、湊山公園側登 城口(既存)						
解説	各種遺構	・城跡内の遺構説明 (天守台、登り石垣、竪堀等)・城跡周辺の説明 (内堀、外堀、城下町エリア等)・表記の多言語化	・城跡内各所 ・遺構各所 ・郭跡、城下町各所						
	石垣	・特徴解説 (積み方・特徴等) ・表記の多言語化	・石垣各所						
	調査・整備	・発掘調査や保存整備における情報公 開と安全管理	・発掘調査箇所、整備工事箇所						
誘導	行先表示	・城跡内の順路案内 ・表記の多言語化	・城跡内通路						
	危険表示	・各種の危険表示(利用上の注意等) ・表記の多言語化	・城跡内各所						
注意	禁止事項	・史跡保存のための禁止事項(立入制限、火気使用厳禁、ドローンの使用禁止等)・表記の多言語化	• 城跡内各所						

自然 環境

自然環境

- ・樹木、植物、野鳥等の説明
- ・表記の多言語化

·本丸(既存)、内膳丸、飯山(采女 丸)等

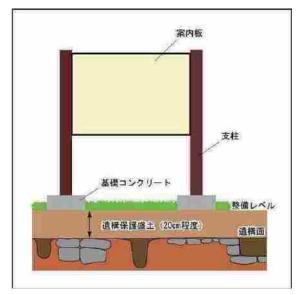


サイン整備計画位置図

第2節 米子城跡サイン類デザインルール

以上の、整備計画に基づき、具体的な計画として、地元の国立米子工業高等専門学校総合工学科建築デザイン部門小椋研究室の学生と連携して、サイン類の基本設計を以下のように策定している(令和3年度策定)。

基本理念としては,遺構保護を前提とし、全ての利用者に伝わるユニバーサルデザインを基本とする。デザインコンセプトとして、誰にでもわかりやすい丸・三角・四角(台形)を基本のかたちとし、それぞれのかたちの意味から伝える情報を決定しサイン看板に反映する。詳細については、以下に述べる。



サイン類設置計画図





第1章 はじめに 1-1 基本理念

> 年齢、性別やハンディキャップに関係なく全ての利用者に 伝わるデザインでなければならない

したがって私たちが提案するのは ユニバーサルデザインを基本としたサイン計画である





第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題

①看板デザイン

山中および芝生(三の丸広場など)を背景とした時の見え方の検討

(2カラーデザイン

色間の方でも微別できるユニバーサルデザインの検討

3.现地型壶

モックアップの作成、デザインの修正、ブラッシュアップ

第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題 ~看板デザイン~

山中・林道でのイメージ













第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題 ~看板デザイン~

芝生・広場でのイメージ













第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題

生型板デザイン

山中および芝生(三の丸広場など)を背景とした時の見え方の検討

②カラーデザイン

色弱の方でも識別できるユニバーサルデザインの検討

②現地調査

モックアップの作成、デザインの修正、ブラッシュアップ

第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題 ~カラーデザイン~



一般型色覚に比べ色頭の方は特定の色差が分かりづらい

第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題 ~カラーデザイン~

- ▶赤色は同化しやすく見えづらい場合が多い
- ▶白色ははっきりしておりどの色覚でも見えやすい

一白色をアクセント若しくは基期とした色使いをする

例:看板の縁を白色で囲む 背景を白色にする ワンポイントで白色を使う etc...

第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題

① 須板デザイン

山中および芝生(三の丸広場など)を背景とした時の見え方

2カラーデザイン

色前の方でも撮別できるユニバーサルデザイン

③現地調査

モックアップの作成、デザインの修正、ブラッシュアップ

第1章 はじめに 1-3 これまでの経緯と現状の課題 ~現地調査~

これまでに抵抗での重複デザイン検討を2回実施

第1回米子核原地調查:2021/10/22(金) 第2回米子經際地調查:2021/11/19(主)

(第1回米子就達地調査 米子市役所展開による米子組の史報としての解説を繋げたうえて、議官日の段階で完成していた看紙デザインの報告を実施 株舎後、着板のフェントサイズと模談新鮮の雑誌、会話の方に配慮した色会いの検討等を実施



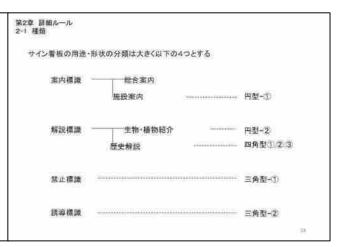






- ▶ 看板デザインへの枠舗採用(設備場所の初頭や看板の貨業色を考慮した枠舗)
- 電報背景色の再検針(音の中で無要を凝さないうえで視器性のある色の検針)
- ▶ 文字フォントのサイズ、種類の位置(文字を大きぐし、より視言性のある文字フォントの検討)





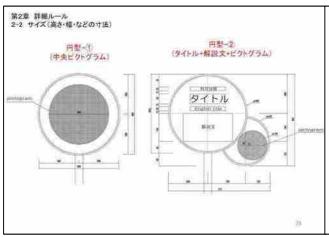






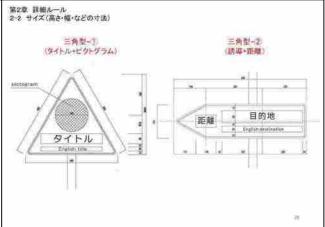
看板サイン・フォントサイズ、高さなど の事例調査を行い詳細ルールを決定した

第2章 詳細ルール ~事例調査~ 2-2 サイズ(高さ・値・などの寸法)

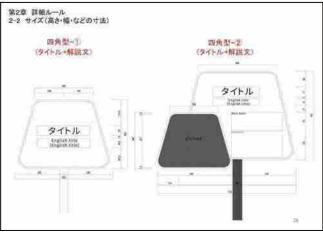






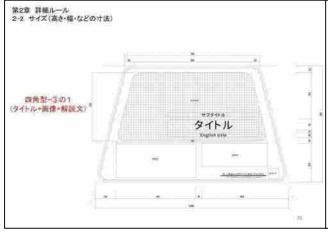


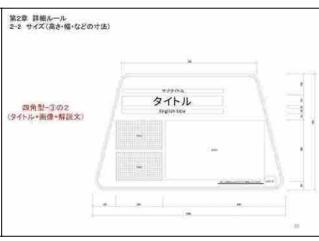




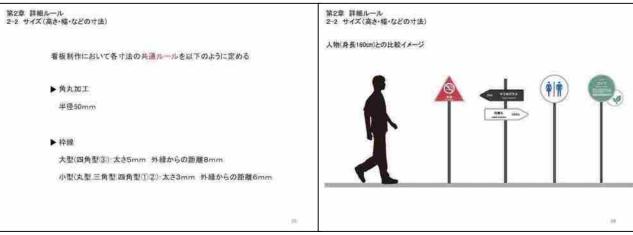






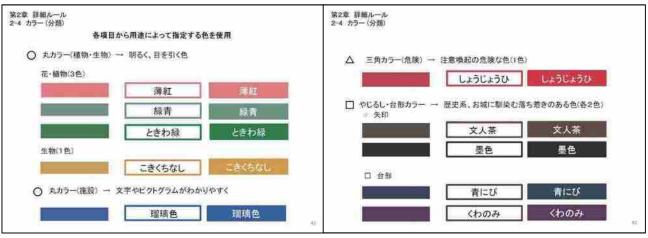




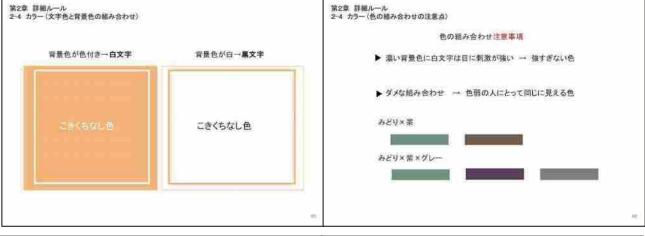








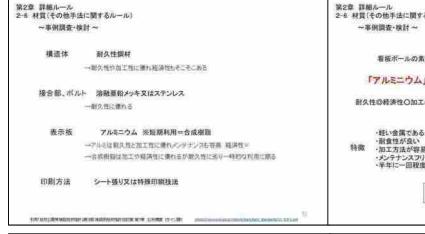


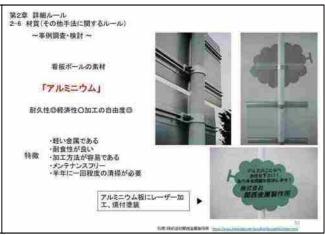


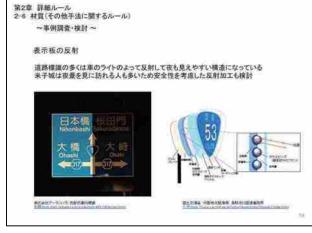


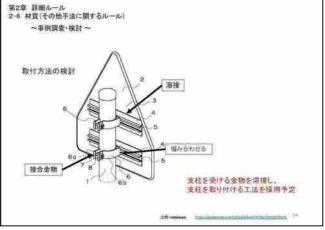




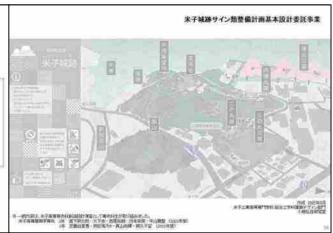






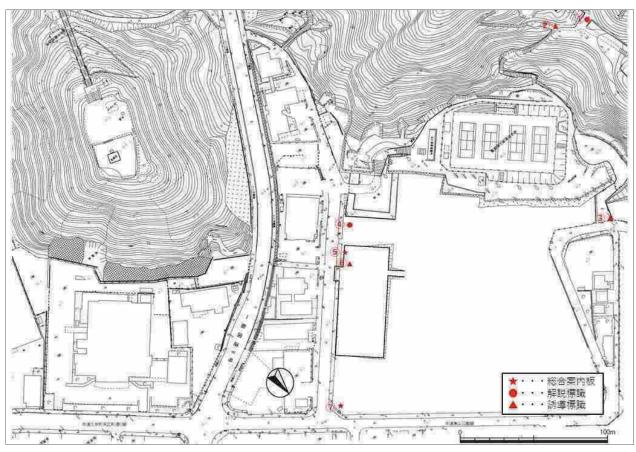






第3節 看板設置について

前節の計画に基づき、米子城跡の各所に設置し、来訪者が城跡を理解し、散策しやすく、楽しんでもらうための案内看板を、国立米子工業高等専門学校総合工学科建築デザイン部門小椋研究室の学生と連携し、令和4年度から随時設置を進めているところである。



看板設置位置図(令和4年度)



総合案内板



解説標識



誘導標識

第8章 事業計画

史跡米子城跡に係る整備は、史跡の価値を確実に保存し継承していくことを基本とし、その上に立って史跡の活用を図っていくことが重要である。このような重要かつ大規模な史跡整備は、技術的にも財政的にも短期間で完結できるものではなく、今後の調査研究の進展状況や史跡追加指定の進捗状況及びそれに伴う整備内容の修正や追加等に柔軟に対応していく必要があり、整備の理念と方針のもと長期的に取組む事業となる。

整備事業の実施時期については当初の策定のとおり 15 年とし、初期の 5 か年(令和元年~5年)を短期計画、続き 5 年(令和 6 年~令和 10 年)を中期計画、その後の 5 年(令和 11 年~15年)を長期計画とする。なお、調査成果等に基づき随時時点修正もおこなう。

・整備計画の優先順位と時点修正

平成 31 年に策定した『整備基本計画』では、「整備計画は、調査研究の成果で大きく変わる可能性があり、短期事業計画中に適宜、整備基本計画の見直し及び事業の修正を行う」としている。この段階では、三の丸(追加指定地)の整備事業については、短期事業計画において追加指定に向けての手続きを進め、指定後に、中期に取り組む整備計画としていた。しかし、今回の追加指定を受けて、整備にあたっての優先順位を遺構保護、三の丸広場の整備、来城者の安全性や利便性の確保を最優先とし、短期計画では三の丸広場および内堀の整備を実施する。すなわち、内郭④ゾーンの一部にあたる三の丸、内堀の整備事業を繰り上げ、短期整備として時点修正を行うこととする。その結果、当初、短期事業として挙げていた内郭①・②ゾーン(本丸・内膳丸)の遺構確認発掘調査などを中期事業以降に繰り下げることとする。計画内容については後節に示す。

なお、整備計画は、調査研究の成果で大きく変わる可能性があり、事業計画期間中に適宜、 整備基本計画の見直し及び事業の修正を行う。

三の丸追加指定までの経緯

平成 29 年 3 月	史跡米子城跡保存活用計画策定
平成 31 年 3 月	史跡米子城跡整備基本計画策定
令和2年7月3日	三の丸(湊山球場敷地)追加指定意見具申
令和2年9月	湊山球場廃止、レフトスタンド撤去
令和2年11月20日	三の丸(旧湊山球場敷地)追加指定答申
令和3年3月20日	三の丸駐車場オープン
令和3年3月26日	三の丸(旧湊山球場敷地)追加指定官報告示

第1節 短期整備計画

短期整備計画を令和元 (2019) 年度~令和 5 (2023) 年度の 5 箇年の期間として設定している。このうち、短期整備計画では、追加指定地を中心に整備を実施する。また、出山、深浦郭の史跡追加指定に取り組む。三の丸の整備にあたっては、遺構の状況を把握する必要があり、令和 2 年度に三の丸駐車場部分の遺構確認発掘調査を実施し、米蔵の建物基礎、内堀石垣等を確認した。そのうえで、十分な保護盛土層を設けたうえで駐車場を整備した。令和 3 年度は引きつづき三の丸の遺構確認発掘調査を実施し、米蔵の建物基礎、石組石敷水路、内堀等を検出、確認している。また、球場スタンド撤去工事も実施した。

既指定地については、喫緊の課題である枡形の石垣カルテ作成、石垣確認発掘調査を令和 2 年度から 3 年度にかけて行い、令和 4 年度に枡形石垣修復に向けての基本設計、令和 5 年度に 実施設計を行う予定である。詳細を以下に示す。

・令和3年度の整備事業

- ①発掘調査成果の現地説明会の開催
- ②発掘調査現場の埋め戻し
- ③旧湊山球場内野スタンド(1塁側、3塁側)の撤去
- ④三の丸~二の丸の支障木伐採
- ⑤枡形の地表下の石垣カルテ作成
- ⑥裏中御門の石垣カルテ作成
- ※久米町バス停留所の名称に「米子城跡」を加え、車内放送案内に「米子城跡」を盛り込むなど公共交通機関の協力を得て、米子城跡の周知を推進。

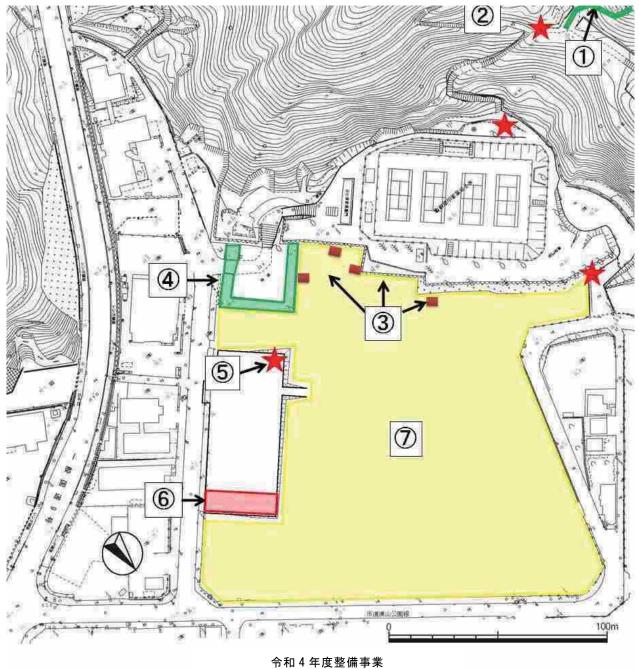
・令和4年度の整備事業

- ①登城路整備工事:艇庫側から内膳丸のルート
- ②支障木伐採:天守周辺から択伐
- ③遺構確認発掘調査:登城路整備に伴う遺構確認発掘調査、二の丸高石垣の基礎部発掘調査
- ④二の丸桝形石垣調査、基本設計:石垣保護に資する調査と基本設計
- ⑤案内看板設置工事(★は設置予定位置):デザインルールに基づいた看板を新設、更新
- ⑥三の丸トイレ設計:簡易ガイダンス兼コインロッカー等を伴うトイレ設計を実施
- ⑦三の丸広場設計:三の丸広場整備の設計を実施、内堀の顕在化、その他遺構の平面表示等
- ⑧植生調査

・令和5年度の整備事業

【三の丸】三の丸広場整備工事、三の丸多目的トイレ整備工事

【その他】登城路整備工事、サイン類整備工事、支障木伐採、枡形石垣修復工事実施設計、 裏中御門石垣応急保護、小原家長屋門屋根シート交換など



第2節 中期整備計画

中期整備計画を令和6(2024)年度~令和10(2028)年度の5箇年の期間として設定する。 中期整備計画では、前述のように短期整備計画において時点修正した結果、繰り越した内 郭③ゾーン(二の丸御殿、表中御門、裏中御門)の遺構確認のための発掘調査を行い、整備 の一助として性格の解明を行う。また、枡形石垣の修復工事を行い、二の丸高石垣の調査、 基本設計及び実施設計を進めていく。

また、短期に続いて出山、深浦郭の史跡追加指定手続きを進め、実施された場合は当該地 の遺構確認発掘調査や追加指定地の整備基本計画を策定することとする。

三の丸広場は令和7年度以降に供用開始予定とする。

第3節 長期整備計画

長期整備計画を令和 11 年度 (2029) ~令和 15 年度 (2033) の 5 箇年の期間として設定する。長期整備計画では前述のように短期整備計画において時点修正した結果、繰り越した内郭①ゾーンの遺構確認のための発掘調査を行い、整備の一助として性格の解明を行い、基本設計、実施設計へと向かう。

第4節 事業費の想定

整備事業計画は、現時点における、15 年程度の期間において史跡米子城跡の保存及び利活用に資するための基本的な調査、整備の進め方を年度ごとの計画としてまとめたものである。 これを一覧にしたものが次項の「史跡米子城跡整備事業スケジュール」である。

事業費については、15年間の全体事業費が12億5千万円程度(うち市費負担分が5億円程度)、このうち短期的整備に係るものが5億5千万円程度(うち市費負担分が2億円程度)、中・長期の整備に係るものが7億円程度(うち市費負担分が3億円程度)と想定される。

当初5年間の短期的整備事業費は、園路の整備やサイン類の整備等の史跡公園としての基本的な整備に係るもののほか、危険木、支障木等の樹木の伐採に係る経費2億円程度(うち市費負担分が7千万円程度)、石垣や地盤等の調査に係る経費8千万円程度(うち市費負担分が5千万円程度)等を含むものである。

樹木の伐採については、並行して進めていく発掘調査や地盤調査の成果等に伴って伐採範囲や伐採量に影響が及ぶ可能性があるため、事業費の変動が生じることも想定しなければならない。

また、国史跡に追加指定された場合、民有地の公有化に係る経費(土地取得及び物件補償等に係る経費)が発生することも想定されるが、これらの額については、取得する時点において、不動産鑑定等に基づき算定した額を事業費として計上することとなる。

中・長期の整備に係る事業費については、短期的整備の進捗状況を踏まえての基本的な整備工事のほか、地盤調査、石垣調査の成果等に伴って、現時点での想定額には含まれていない、地盤の弱い箇所の崩落防止対策や修復等を含む石垣整備等の追加工事に係る事業費がさらに加わることも想定される。

上述したように、個々の整備案件については、整備事業全体が進展していくにしたがって 様々な検討課題が生じてくることも考慮する必要があることから、整備事業の進捗状況や地 盤調査、石垣調査、発掘調査等の成果を踏まえ、年度ごとに、事業規模、内容、事業費等を 精査し、検討していかなければならないものである。

史 跡 米 子 城 跡 整 備 事 業 ス ケ ジ ュ ー ル(時点修正版)

P						-										1	令和4年11月到	.	
	地区	<u> </u>	令和元年	令和2年	短 5 令和3年	切 令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	中期	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	長期 令和13年	令和14年	令和15年	令和16年以降	備考
			· 石垣変位調査=	1.,		1, 1, 1, 2,	,,,,,,	12,772	,,,,,,,	,,,,,,,	,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1,1,1,2,1	,,,,,,,,,,	→	
		石垣			・石垣カルテ作成											+	>		
						石垣修理基本設計、_ 実施設計、整備工事												\rightarrow	
		法面						・地盤調査	・保護計画策定	・整備工事 💳									
	全体	(本)国						• 地盤調宜	- 体設計四東と	・笠州工事								1	
		サイン類			・調査研究 (基本設計)	・実施設計 <u></u> ・設置工事													
		登城路			・実施設計	· 発掘調査 · 整備工事					· 登城路迂回 · 石仏移設							・調査研究 ・2次整備工事	
			・支障木伐採	• 支障木伐採	• 支障木伐採	・支障木伐採	・支障木伐採、樹木_				- 石田移政							・2次空哺工争	
		樹木管理	(本丸、お大 師周辺)	(本丸)	(本丸、二の丸)	(本丸)	管理 (本丸、内膳丸他)											\rightarrow	
		本丸		・史資料調査			・サイン設置						・発掘調査	・石垣カルテ作品	,	・石垣修復、土塀復 元検討	・本丸石垣基本設	・本丸石垣実施設 計、整備工事	
													・発掘調査			元快 副	āT	・四重櫓復元検討	
		水手御門下郭						・サイン設置	・史資料調査		→	・遺構保存工事	・サイン設置・ベンチ設置		・石垣カルテ作成	・整備基本設計	· 整備実施設計	・整備工事	
															20 1P = 0 ★				
	内郭①	八幡台郭							・史資料調査		 	・サイン設置			・発掘調査	・石垣カルテ作成 ・整備基本設計	• 整備実施設計	・整備工事	
	ゾーン	* *************************************										7 . 7				・整備基本設計	11 MU 7 WORK # 1		
史跡指 定地内											・史資料調査	\rightarrow	・発掘調査		• 土塀復元検討			・石垣修復基本設 _	
定地内		登り石垣				・サイン設置					· 登場路迂回、 石仏移設		• 整備方法検討					計、実施設計、整備工事	
		腹											・発掘調査 <u></u>			・石垣カルテ作成			
		竪堀									・サイン設置		· 史資料調查 · 整備方法検討				→		
													II						
	内郭② ゾーン	内膳丸						・サイン設置				・石垣カルテ作成	・史資料調査 ・発掘調査			 	・整備方法検討	・整備工事	→
		élen EIR.				· 発掘調査	'Yo vid					(御殿発掘調査)	## ## ## # =0.=1	****	▶ ・御殿石垣カルテ作	· 御殿石垣整備基	· 御殿石垣実施設	*#	
	内郭③ ゾーン	御殿					· 史資料調査	・サイン設置	,			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・整備基本設計	• 整備実施設計	成	本設計	計	・整備工事	\longrightarrow
		裏中御門			・脇石垣調査、 石垣カルテ作成	・サイン設置 ――	>	・発掘調査 ・脇石垣実施設計	・脇石垣応急保護	•整備方法検討	7						・石垣修復基本設 計	・石垣修復実施設 計、整備工事	
		表中御門				・発掘調査		・サイン設置	*			・長屋門部分発掘調査	・基本設計	・実施設計	・整備工事 ―――	 			
		ー の 高石垣周辺		・支障木伐採		・発掘調査・石垣カルテ作成	>				・石垣修復基本設計	· 石垣修復実施設計	・石垣修復		・土塀復元検討	・土塀復元基本設 計	· 土塀復元実施設 計	・土塀復元設置工事	
		, L		・史資料調査		# / \ =n. \ \		・サイン設置			RI					P.I	п		
		枡形		・発掘調査 —— ・石垣カルテ作成	·	・サイン設置 ・石垣修復基本設計	◆ ・石垣修復実施設計	· 石垣修復————		・枡形整備工事	→ · 公開								
						口型沙皮亚不成们		・移設方法検討											
		小原家長屋門	14 1 - 15 6 4				・屋根シート交換	・史資料調査	・移設基本設計	・移設実施設計	・移設工事								
	内郭④ ゾーン	三の丸	・追加指定手続 -	・発掘調査 _	・球場撤去工事	・三の丸広場実施設計・ストメル教歴史施設	・ニの丸広場整備工 事・トイレ整備工事	ĺ	公開	・枡形周辺整備実施設	・枡形周辺整備工							・第2次整備工事	
	ゾーン	(内堀)		・駐車場整備		計・サイン類設置	・ドイレ金洲工争			計	事							5 另 2 久 正 順 工 爭	
	内郭⑤ ゾーン	深浦				7 1 2 27 12 12				· 追加指定手続 『	 	・発掘調査					・整備方針検討		
史跡指												• 史資料調査	・発掘調査						
史跡指 定地外	内郭⑥ ゾーン	出山								· 追加指定手続 •	 	•	・史資料調査			\rightarrow	•整備方針検討	・整備工事	
	内郭⑦ ゾーン	飯山 (采女丸)															76 1-16 ± 16 = 1		
		自然環境調査	・樹木調査	• 植生調査									-				追加指定検討 ➡		
調査等	全体	史資料調査	・史資料調査 	15 [17]														———	
その他		ガイダンス施設				・整備方針決定	· 整備基本設計	・整備実施設計	・整備工事				 					1	
	事 (エ四)	I	36, 144	74, 559	111 600				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	積算中	1		-		積算中				
	概算事業費(千円)総 積算中 おまま (エ四)総 おまま																		
うち市費(千円) 額 積算中 ※ 民有地買収終費は今まだい			12, 049	58, 907	7 82, 432	56, 000	38, 500			積算中					積算中				

〈参考文献〉

- ·朝来市教育委員会 2018 『史跡竹田城跡整備基本計画』
- · 岡崎市教育委員会社会教育課 2017 『岡崎城跡整備基本計画—平成 28 年度改訂版—』愛知県岡崎市
- ・岐阜市・岐阜市教育委員会 2013『史跡岐阜城跡 整備基本構想 概要版 』岐阜市
- ・国田俊雄ほか 1997『新修米子市史』第12巻 資料編 絵図・地図 米子市
- ・熊本市 2020 『特別史跡熊本城跡総括報告書調査研究編』熊本市熊本城調査研究センター
- ・小谷徳彦ほか 2016『水口岡山城跡総合調査報告書』甲賀市文化財報告書第 26 集 甲賀市教育委員会
- ・佐伯純也 2020『米子城跡第 55 次調査概要報告書』 鳥取県米子市・米子市教育委員会
- ·滋賀県教育委員会事務局文化財保護課 2016『特別史跡安土城跡保存管理計画書』滋賀県教育委員会
- ・史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画検討委員会 2006『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画報告書』鳥取市
- ·史跡鳥取城跡保存整備実施計画検討委員会 2007 『史跡鳥取城跡保存整備実施計画報告書』鳥取市
- ・島田敏男 2007「研究論文 遺跡における復元」『遺跡学研究』第4号 日本遺跡学会
- ・下高瑞哉 2022『国指定史跡米子城跡 5 三の丸(旧湊山球場)の遺構確認調査-』国指定史跡米子城跡調査報告書 5 鳥取県 米子市・米子市教育委員会
- ・新宮市教育委員会 2001『新宮城跡の歴史と発掘調査―その保存整備と活用のために―』和歌山県新宮市
- ·洲本市教育委員会 2021 『史跡洲本城跡整備基本計画』
- ・第46回全国遺跡環境整備会議実行委員会 2022『第46回全国遺跡環境整備会議資料集 整備基本計画の策定から整備へ』
- ・鳥取県教育委員会事務局文化財課 2010『国史跡 青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画』鳥取県教育委員会
- ・鳥取県琴浦町 2018『特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画』
- ·鳥取県米子市教育委員会 2017『史跡米子城跡保存活用計画書』
- ・鳥取県米子市 2019『史跡米子城跡整備基本計画』
- · 鳥取県米子市教育委員会 2021『米子市内遺跡発掘調査報告書』
- ・中井均 2007「特集 2 中世城館遺跡の調査と保存 中世城館の保護とまちづくり」『遺跡学研究』第4号 日本遺跡学会
- ・中井均編 2018『伯耆米子城』ハーベスト出版
- ・奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室・景観研究室 2014『計画の意義と方法~計画は何のために策定し、どのように実施するのか?~平成 25 年度 遺跡整備・景観合同研究集会 報告書』奈良文化財研究所
- ・乗岡実 2015「松江城の屋根瓦 山陰で活躍した瓦工人と城郭整備 」『松江市歴史草書』 8 松江市
- ・服部英雄 2007「特集 2 中世城館遺跡の調査と保存 中世城郭の復原と史料学」『遺跡学研究』第4号 日本遺跡学会
- ・濵野浩美 2018a『国指定史跡米子城跡 八幡台、水手御門下郭の確認調査-』国指定史跡米子城跡調査報告書 1 鳥取県米 子市教育委員会
- · 濵野浩美 2018b『国指定史跡米子城跡 2 雪害対策事業-』国指定史跡米子城跡調査報告書 2 鳥取県米子市教育委員会
- ・濵野浩美 2020a『国指定史跡米子城跡 3 登り石垣、竪堀、登城路の確認調査-』国指定史跡米子城跡調査報告書 3 鳥取 県米子市・米子市教育委員会
- · 濵野浩美 2020b 『国指定史跡米子城跡 4 · 史跡保存活用整備事業 1 (園路)-』国指定史跡米子城跡調査報告書 4 息取県米 子市・米子市教育委員会
- ・平澤毅 2007「研究論文 文化遺産としての遺跡・庭園・公園の概念に関する比較考察」『遺跡学研究』第4号 日本遺跡学会
- ・広島県北広島町教育委員会 2007 『史跡吉川氏城館跡吉川元春館跡整備事業報告書-史跡等総合整備活用推進事業-』
- ・文化財石垣保存技術協議会 2014『文化財石垣保存技術協議会研修資料集第2集(平成23・24年度)』

参考文献

- ・文化財石垣保存技術協議会 2021『文化財石垣保存技術協議会討論集(平成 23~28 年度)』
- ・文化財石垣保存技術協議会 2022 『文化財石垣保存技術協議会研修資料集第3集(平成25・26年度)』
- ・文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』文化庁文化財部記念物課
- ・文化庁文化財部記念物課監修 2005 『史跡等整備のてびき 保存と活用のために 』同成社
- ・文化庁文化財部記念物課監修 2015『石垣整備のてびき』同成社
- ・文化庁文化財部記念物課史跡部門・整備部門 2016「歴史的建造物の復元と復元検討委員会の役割」『月刊文化財』628 号
- ・文化庁・石川県・石川県教育委員会 2017『第14回全国城跡等石垣整備調査研究会』基調講演・報告資料
- ・文化庁・鳥取市・鳥取市教育委員会 2011『第8回全国城跡等石垣整備調査研究会』資料集
- ・増野晋次 2007「特集 2 中世城館遺跡の調査と保存 大内氏遺跡の調査と保存」『遺跡学研究』第 4 号 日本遺跡学会
- ・丸亀市 2021『史跡丸亀城跡保存活用計画』
- ・本中眞 2010「特集1 近世城郭の保存とまちづくり 城と城下町を活かしたまちづくり」『遺跡学研究』第7号日本遺跡学会
- ・安来市教育委員会 2016『史跡富田城跡整備基本計画』安来市教育委員会
- ·安来市教育委員会 2022 『史跡富田城跡整備事業報告書』
- ・米子市 1997『新修米子市史』第12巻 資料編 絵図・地図

附編 関係資料



確認された三の丸の石組石敷水路

資料1 文化財保護に係る関連法令

文化財保護法 (抜粋)

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 最終改正: 平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を 図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界 文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

- **第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書 その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上 又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をな してその価値を形成している土地その他の物件を含 む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い 歴史資料(以下「有形文化財」という。)
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で 我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以 下「無形文化財」という。)
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、 民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器 具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解 のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」 という。)
 - 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で 我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭 園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が 国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自 生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生 じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値 の高いもの(以下「記念物」という。)
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の 風土により形成された景観地で我が国民の生活又は 生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文 化的景観」という。)
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成して いる伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統 的建造物群」という。)
- 2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第 三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一 項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条 の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むも のとする。
- 3 この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、 第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三 条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七 十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、

特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、 文化等の正しい理解のため欠くことのできないもので あり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもので あることを認識し、その保存が適切に行われるように、 周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなけ ればならない。

(国民、所有者等の心構)

- **第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の 目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなけれ ばならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国 民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切 に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その 文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第五款 調査

(保存のための調査)

- 第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、 重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状 況につき報告を求めることができる。
- 第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。
 - 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及 ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
 - 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
 - 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞 のあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、 当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、 関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その 正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第一項の規定による調査によって損失を受けた者に 対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの 規定を準用する。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

- 第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、 文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項 及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止 若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、 文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る 発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作 成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示 することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

- 第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策 定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければ ならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知が あつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に 関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができ る。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の 長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条 第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)で あるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧 告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

- 第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包 蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図る ために必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第 一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発 した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合に おいても、第二項及び第五項に規定する措置を執ること ができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第 一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要 な指示をすることができる。前項の規定により第二項の 措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつ たときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見を

したときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知が あつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をす ることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文 化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に 基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期そ の他必要と認める事項を記載した令書を交付しなけれ ばならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において 準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第 四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の 規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財につ いて調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を 包蔵すると認められる土地の発掘を施行することがで きる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に 関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化 財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財 の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、 所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律 第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署 長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都 道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都 市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第 一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委 員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会 について準用する。
- 3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知 を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき 遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければ ならない。

(提出)

第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

- 第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都 道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどう かを鑑査しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件 を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、 文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差 し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

- 第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条 第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国 立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘 により発見したものに限る。)で、その所有者が判明し ないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合におい ては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所 有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相 当する額の報償金を支給する。
- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの 規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条 第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを 除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、 当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰 属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員 会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が 決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条 第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

- 第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除する ものとする。
- 3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した 文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有す る必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機 構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公 共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、 又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。
- 第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除する ものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史 跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」 と総称する。)に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名 勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名 勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」 と総称する。)に指定することができる。

- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示する とともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天 然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知して する
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急 の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会 (当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつ ては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、 以下この章において同じ。) は、史跡名勝天然記念物の 仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の 教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しな ければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五 項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、 第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は 前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特 に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重する とともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しな ければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物 に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認 めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができ る。この場合において、文化庁長官が意見を述べるとき は、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名 勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると 認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣 を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

- 第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然 記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあ るときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、 その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝 天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定が あつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項 の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効 力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと 認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することが できる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除 には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示する とともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に 基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体そ の他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第 五項の規定を準用する。
- 第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合 その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団 体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじ

- め、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然 記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及 び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用 は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団 体の負担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき 観覧料を徴収することができる。
- **第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失 を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ず べき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三 項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴え においては、管理団体を被告とする。
- 第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

- 第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然 記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び 復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。
- 第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念

物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を進用する

(復旧に関する命令又は勧告)

- 第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名 勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合におい て、その保存のため必要があると認めるときは、管理団 体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をす ることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規 定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の 施行)

- 第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当 する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自 ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防 止の措置をすることができる。
 - 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定に よる命令に従わないとき。
 - 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科 学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三 条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者 には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規 定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの 規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めると きは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記 念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることが できる。

(環境保全)

- **第百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、

第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十 一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

- 第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法 人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物 その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然 記念物の保存のため特に買い取る必要があると認めら れるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要す る経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに 第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

- 第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、 管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然 記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況に つき報告を求めることができる。
- 第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当 する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝 天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、 その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に 当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立 ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状 況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他 調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、 当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著し い損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影
 - 響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡していると
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又 は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念 物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する 必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受け た者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償す
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条 第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

- 第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第 百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員 会が行つたものを含む。)以外の記念物(第百八十二条 第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているも のを除く。) のうち、その文化財としての価値にかんが み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの を文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第 三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条 第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下 「登録記念物」という。) については、第五十九条第一 項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一 条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条 までの規定を準用する。この場合において、第五十九条 第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に 指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定によ り 史跡名勝天然記念物に指定したとき (第百十条第一項 に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物 が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定 都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第 四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権 原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手 方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合に は、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべ き事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又 はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。 この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を 経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみな す」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を 準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報 の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該 登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対して は、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定 によりその通知が到達したものとみなされる時からそ の効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適当であ ると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当 であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申 出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴い て」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三 十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準 用する」とあるのは「準用する。この場合において、第 三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学 省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこ れに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとす る」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規 定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された 場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条 第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条 の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、 第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と 読み替えるものとする。

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求 (聴聞の特例)

第百五十四条 文化庁長官(第百八十四条第一項の規定に より文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市 の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教 育委員会。次項及び次条において同じ。)は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 一 第四十五条第一項又は第百二十八条第一項の規定 による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われ るもの
- 二 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で 準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十 五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の中 止命令
- 三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中 止命令
- 四 第九十六条第二項の規定による同項の調査のため の停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定 によるこれらの命令の期間の延長
- 五 第百二十五条第七項(第百二十八条第三項で準用する場合を含む。)の規定による原状回復の命令
- 2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三条第四項(第 百二十五条第三項で準用する場合を含む。)若しくは第 五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞 をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、 行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、 当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示 しなければならない。
- 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(意見の聴取)

- **第百五十五条** 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうと するときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公 開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 一 第三十八条第一項又は第百二十三条第一項の規定 による修理若しくは復旧又は措置の施行
 - 二 第五十五条第一項又は第百三十一条第一項の規定 による立入調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行
- 2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその 代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明 し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなくて第 一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、 当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置を することができる。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第百五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為

- 又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する 裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号) 第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合 を除き、当該審査請求がされた日(同法第二十三条の規 定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつて は、当該不備が補正された日)から三十日以内に、審査 請求人及び参加人(同法第十三条第四項に規定する参加 人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭 を求めて、審理員(同法第十一条第二項に規定する審理 員をいい、審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁 をいう。以下この条において同じ。)が都道府県又は市 の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次 項及び次条において同じ。)が公開による意見の聴取を した後でなければ、してはならない。
- 一 第四十三条第一項又は第百二十五条第一項の規定 による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 又は不許可
- 二 第百十三条第一項 (第百三十三条で準用する場合を 含む。) の規定による管理団体の指定
- 2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。)に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査 法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取につ いては、同条第二項から第五項まで(同法第九条第三項 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定 を準用する。

(参加)

第百五十七条 審査請求人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第百五十八条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の 聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当 該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機 会を与えなければならない。

(裁決前の協議等)

- 第百五十九条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に 係る審査請求に対する裁決(却下の裁決を除く。)は、 あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなけれ ばならない。
- 2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について 意見を述べることができる。

(手続)

第百六十条 第百五十六条から前条まで及び行政不服審

査法に定めるもののほか、審査請求に関する手続は、文 部科学省令で定める。

第百六十一条 削除

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を 適用する場合において、この節に特別の規定のあるとき は、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

- 第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名 勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定 する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣 が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者 が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産 であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき 特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各 省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理する かは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。
- 第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民 俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文 部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間に おいて所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法 第十五条の規定にかかわらず、無償として整理すること ができる。
- 第百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の 民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民 俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三 項(第七十八条第二項で準用する場合を含む。)の規定 により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、 当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省 各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、 国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指 定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付し なければならない。
- 2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要 有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第 二項(第七十九条第二項で準用する場合を含む。)又は 第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指 定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有 形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うもの とする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直 ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然 記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは 仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したとき は、第百九条第三項(第百十条第三項及び第百十二条第 四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は 占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定 又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する 各省各庁の長に対し行うものとする。

- 4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に 選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条 第二項(第百三十五条第二項で準用する場合を含む。) で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占 有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理 する各省各庁の長に対し行うものとする。
- 第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名 勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁 の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学 省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有 形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。
- 第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、 文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければなら ない。
- 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記 念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記 念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡 名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が 滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、 若しくは盗み取られたとき。
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の 所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を 修理し、又は復旧しようとするとき(次条第一項第一号 の規定により文化庁長官の同意を求めなければならな い場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)。
- 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景 観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を しようとするとき。
- 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。
- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項(第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条(第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。)及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条(第八十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る 事項に関し必要な勧告をすることができる。
- 第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、 あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求 めなければならない。
 - 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更

- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財 を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は 史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他 の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡 名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を 及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁 長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項 ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項た だし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件として その措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定に よる文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならな い。
- 第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、 文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事 項につき必要な勧告をすることができる。
 - 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は 史跡名勝天然記念物の管理方法
 - 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史 跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しく は復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措 置
 - 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全の ため必要な施設
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財 の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施 行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又 は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担につ いては、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。
- 第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。
 - 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する 修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の

勧告に応じないとき。

- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しく は衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若 しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係 各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさ せることが適当でないと認められるとき。
- 第百七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝 天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若し くは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有 に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別 史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要 文化的景観に関する状況を確認するため必要があると 認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要 な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化 的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地 調査をさせることができる。
- 第百七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項 及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による管理によって生ずる収益は、当該 地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十十五条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項及び第二項、第三十二条、第三十五条第一項及び第二項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。
- **第百七十三条** 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。
- 第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗 文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要 があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定によ る指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化 財の修理又は復旧を行わせることができる。
- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、 第百七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修

理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百十七条の規定を準用する。

- 第百七十五条 第百七十二条第一項の規定による指定を 受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念 物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため 必要な限度において、無償で使用することができる。
- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。
- 第百七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。
- 第百七十七条 第百四条第一項の規定により国庫に帰属 した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保 存のため又はその効用から見て他の機関に管理させる ことが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さ なければならない。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

- 第百七十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の 民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第 一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項 又は第三項(これらの規定を第九十条第三項で準用する 場合を含む。)の規定により所有者に対して行うべき通 知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有 形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うも のとする。
- 2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗 文化財について、第五十九条第一項から第三項まで(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 3 国の所有又は占有に属する記念物について第百三十二条第一項の規定による登録をし、又は第百三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第百三十二条第二項で準用する第百九条第三項又は第百三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する

各省各庁の長に対して行うものとする。

- 第百七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、 文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければなら ない。
 - 一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念 物を取得したとき。
 - 二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念 物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
 - 三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財 又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若 しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取ら れたとき。
 - 四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文 化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念 物の現状を変更しようとするとき。
 - 六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文 化財を輸出しようとするとき。
 - 七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、 その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつた とき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録 有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようと するときは、文化庁長官に通知しなければならない。
- 3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条(第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条(第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。)の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第百十五条第二項の規定を準用する。
- 4 第一項第五号及び第二項に規定する現状の変更には、 第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用す る。
- 5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。
- 第百八十条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形 文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状 況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省 各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることが できる。
- 第百八十一条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五

- 項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)の 規定は、適用しない。
- 2 国の所有に属する登録記念物については、第百三十三 条で準用する第百十三条から第百十八条までの規定は、 適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会 (地方公共団体の事務)

- **第百八十二条** 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を 図るために行う事業に要する経費に充てるために起こ す地方債については、法令の範囲内において、資金事情 及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配 慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- **第百八十四条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。
 - 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、 第百二十一条第二項(第百七十二条第五項で準用する 場合を含む。)及び第百七十二条第五項で準用する場 合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百 二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条 の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第 九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八 十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九 条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三 項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督
 - 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変 更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消 し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重 大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除 く。)
 - 三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で 準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十 五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停 止命令

- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による 公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で 準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第 百七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第百 三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措 置の施行
- 六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による 期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による 期間の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条 第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつて した同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条 の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の 施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、 同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から 第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規 定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第 九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によってした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 毎一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行 為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五 項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施 行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定に よる命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会 が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三 項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつ てした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地

方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受 託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に 対してするものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

- 第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、 第四十八条 (第八十五条で準用する場合を含む。)の規 定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化 財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都 市等の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は 指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該 重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任 ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

- 第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、 第三十八条第一項又は第百七十条の規定による国宝の 修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、 第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第百二 十三条第一項又は第百七十条の規定による特別史跡名 勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難 の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対 し、その全部又は一部を委託することができる。
- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

- 第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

- 第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部 科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書 類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化 財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指 定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経 由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣 又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又

は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の 告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。 ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該 都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及 び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意 見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

- **第百九十条** 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の 定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くこと ができる。
- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育 委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する 重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関 して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な 事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

- **第百九十一条** 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導 委員を置くことができる。
- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第 一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項にお いて準用する第百九条第三項及び第四項の規定により 都道府県又は指定都市が処理することとされている事 務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

史跡等における歴史的建造物の復元等に関 する基準

令和2 年4 月1 7 日 文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

I. 復元

1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡 等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示さ れ、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理さ れていること。
- ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
- ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性 が示されていること
- ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

(2) 技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
- ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
- ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合に おける当該建造物の調査資料
- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告 書・資料等

- ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、 精度が高く良質の資料(歴史的建造物が失われた時代・ 経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要)
- ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のも のを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を 反映していること。

(3) 配慮事項

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防 災上の安全性を確保すること。
- ※防火対策については「国宝・重要文化財(建造物)等の 防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告 書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的 建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて 文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程 で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の 選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、 正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

Ⅱ. 復元的整備

1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

- ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用 の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等 の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及 び活用を推進する行為
- イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・ 構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資 料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して 再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する 行為

2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1) の基本的事項及び(3) の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

(1) 手順

- ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、 歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。
- ① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質 的価値を構成する要素として特定されていること

- ② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
- ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
- ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性 が示されていること
- ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献 や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構 造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、 検討を行い、関係者間において合意が形成されているこ と
- エ. I. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・ 形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分に ついては、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効 果と比較衡量すること

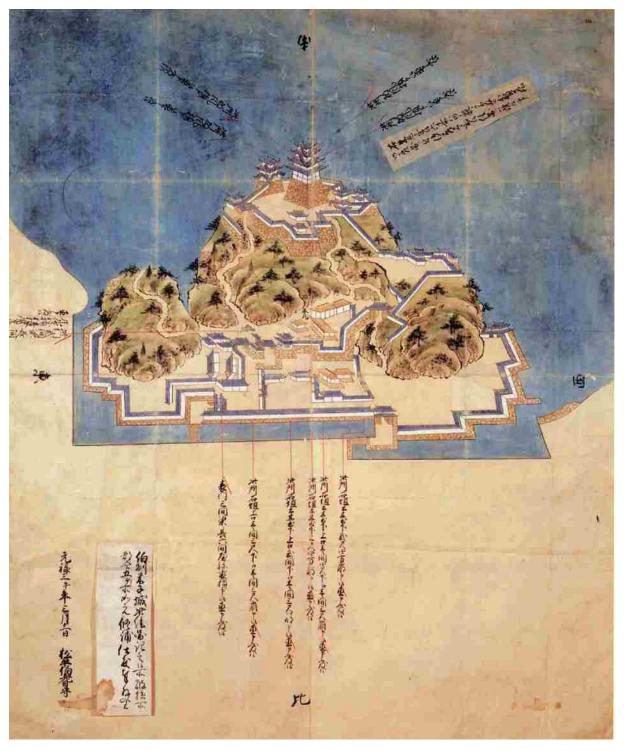
(2) 留意事項

- ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること
- イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な 理解の促進に資するものであることから、復元的整備さ れた歴史的建造物に付加する便益施設については、その 機能や面積に応じて重要箇所(例えば、城跡における本 丸等枢要箇所)を避けるなど配慮すること
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化 庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を 検証し、報告を行うこと

Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再 現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等に おける歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会 の指導・助言を受けることができる。

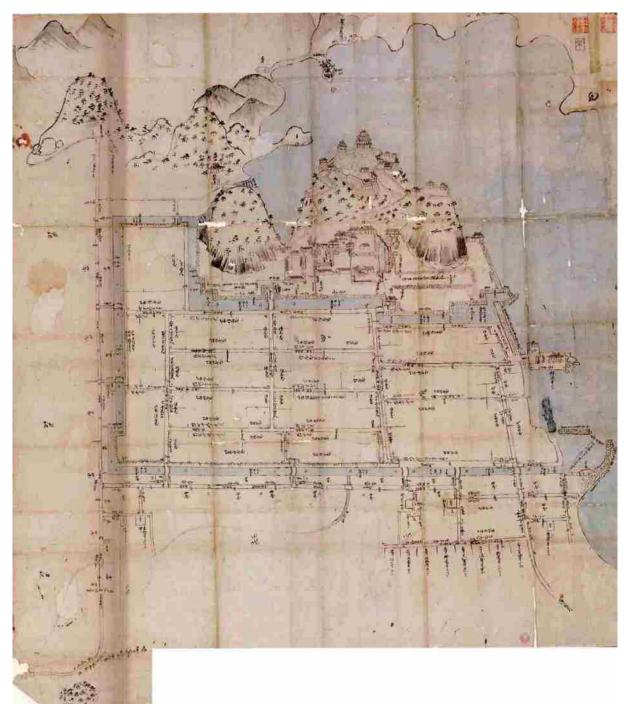
米子城絵図



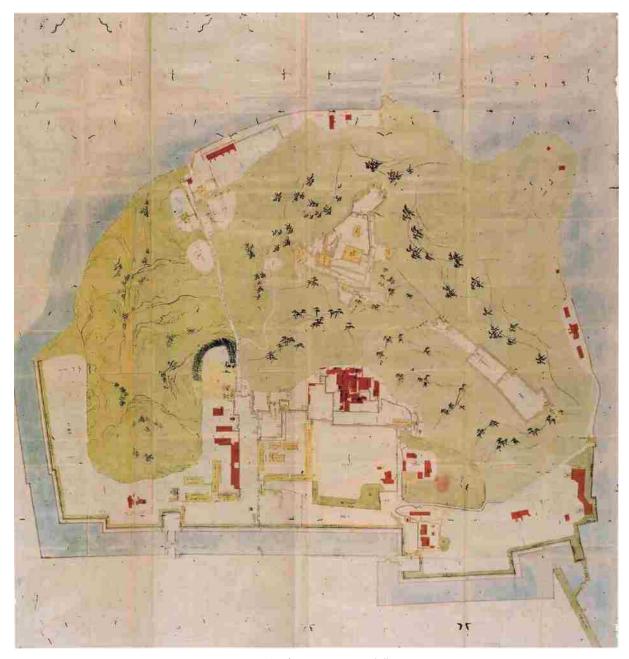
米子城修覆願図 (元禄3年(1690)3月11日)



米子御城明細図 (元文4年(1739))

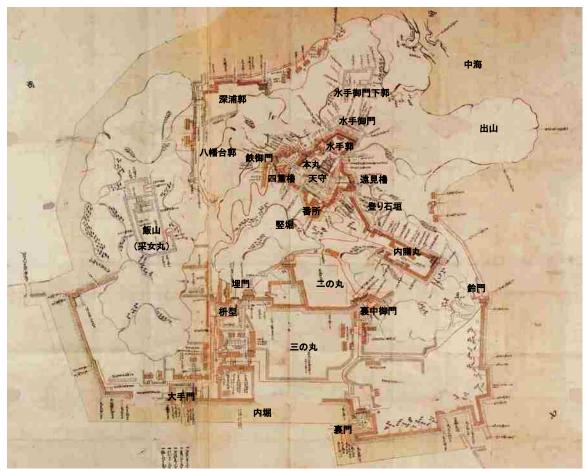


米子城下古絵図 (江戸前期)



米子御城平面図 (江戸末期)

資料3 米子城の構造



「米子御城明細図」(元文4(1739)年)に加筆



平成 27(2015)年度測量図に加筆